

第四百四回 参議院内閣委員会 議事録 第九号

(二四三)

昭和六十一年五月二十日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十五日

辞任

五月十六日

辞任

五月十九日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

辞任

五月二十日

外務大臣 安倍晋太郎君

内閣参事官 中嶋 計廣君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房会計課長 的場 順三君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 高瀬 秀一君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 谷口 守正君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 茂串 俊君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 堀田 章君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 金子 仁洋君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 山本 貞雄君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 鈴木 良一君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 古橋源六郎君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 瀬木 博基君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 筒井 良三君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 穴倉 宗夫君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 西廣 整輝君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 大高 時男君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 友藤 一隆君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 池田 久克君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 柳澤 鍊造君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 山田 勝久君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 平 晃君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 宇都 信義君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 大原 舜世君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 岩見 秀男君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 及川 昭伍君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 藤井 宏昭君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 小和田 恒君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 渡辺 幸治君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 入江 敏行君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 林 利雄君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 佐藤 行雄君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 山田 勝久君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 平 晃君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 宇都 信義君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 大原 舜世君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 岩見 秀男君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 及川 昭伍君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 藤井 宏昭君

内閣参事官 兼内閣総理大臣 官房審議室長 小和田 恒君

柳澤鍊造君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) この際、理事の補欠選任についてお諮りをいたします。

委員の異動に伴い、現在、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に太田淳夫君を指名いたします。

○委員長(亀長友義君) 安全保障会議設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 おはようございます。

私は、この間本会議でこれについての御質問をいたしましたけれども、きょうはそれについてもう少し詳しくお伺いしたいと思っております。

初めに内閣と安全保障会議の関係についてですが、内閣法によりまして、内閣法の四条で「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」となっておりますのでございます。また、第六条では「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」、こういうことになっておるわけでございます。したがって、今回の設置法で提案されております国防に関する事項とか重大緊急事態ですね、つまり我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの、こういったものは当然閣議において意思決定がなされなければならないと私は思うわけでございますが、官房長官のお考えをお伺いいたします。

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月十九日、矢田部理君及び伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び

○委員長(亀長友義君) 安全保障会議設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 おはようございます。

私は、この間本会議でこれについての御質問をいたしましたけれども、きょうはそれについてもう少し詳しくお伺いしたいと思っております。

初めに内閣と安全保障会議の関係についてですが、内閣法によりまして、内閣法の四条で「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」となっておりますのでございます。また、第六条では「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」、こういうことになっておるわけでございます。したがって、今回の設置法で提案されております国防に関する事項とか重大緊急事態ですね、つまり我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの、こういったものは当然閣議において意思決定がなされなければならないと私は思うわけでございますが、官房長官のお考えをお伺いいたします。

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月十九日、矢田部理君及び伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び

○委員長(亀長友義君) 安全保障会議設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 おはようございます。

私は、この間本会議でこれについての御質問をいたしましたけれども、きょうはそれについてもう少し詳しくお伺いしたいと思っております。

初めに内閣と安全保障会議の関係についてですが、内閣法によりまして、内閣法の四条で「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」となっておりますのでございます。また、第六条では「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」、こういうことになっておるわけでございます。したがって、今回の設置法で提案されております国防に関する事項とか重大緊急事態ですね、つまり我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの、こういったものは当然閣議において意思決定がなされなければならないと私は思うわけでございますが、官房長官のお考えをお伺いいたします。

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月十九日、矢田部理君及び伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び

○委員長(亀長友義君) 安全保障会議設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○久保田真苗君 おはようございます。

私は、この間本会議でこれについての御質問をいたしましたけれども、きょうはそれについてもう少し詳しくお伺いしたいと思っております。

初めに内閣と安全保障会議の関係についてですが、内閣法によりまして、内閣法の四条で「内閣がその職権を行うのは、閣議によるものとする。」となっておりますのでございます。また、第六条では「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する。」、こういうことになっておるわけでございます。したがって、今回の設置法で提案されております国防に関する事項とか重大緊急事態ですね、つまり我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのあるもの、こういったものは当然閣議において意思決定がなされなければならないと私は思うわけでございますが、官房長官のお考えをお伺いいたします。

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨五月十九日、矢田部理君及び伊藤郁男君が委員を辞任され、その補欠として久保田真苗君及び

○委員長(亀長友義君) 安全保障会議設置法案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○国務大臣(後藤田正晴君) 安全保障会議は、国防及び重大緊急事態への対処に関する重要事項について、総理の諮問を受けて審議し答申すること、これを任務としておるわけでございます。つまり、諮問機関として内閣に設置をされるわけでございますから、したがって閣議との関係につきましても、答申をせられた内容の実施について、閣議を経べきものについては当然その省から閣議請願があり閣議を経ると、こういうことになるのが当然でございます。

場合によれば、必ずしもすべてがすべて閣議にかけるということなしに、各省庁でできる事項は各省庁でやっていくと、こういうのが建前であろうと考えるわけでございますが、しかしながら実際の運営に当たっては、この安保会議にかける事項というのは今の重要な事態でございますから、恐らく今私がお答えしたような段取りでいくのが建前でございますけれども、その直後の閣議等でこういう答申があったといった閣議報告、こういう形をとることは私はしばしばあるかと、かように考えるわけでございます。

いずれにいたしましても、今まで国防会議が設置されておりましたし、それを引き継いでおるといふようなこともございますし、従来からの扱いと変わったところはもう全くないと、かように御理解をしておいていただければありがたいと、かように思います。

○久保田真苗君 その従来からがなかなか疑問でございますが、ただいまあります国防会議の開催について見ますと、これが特に中曽根内閣になりましたら、いかに閣議にこの国防会議の事項を出してないかということがいたしたいリストからわかるわけでございます。

例えば、昭和五十七年の十二月以降について見ますと、ここでは「防衛力整備内容のうちの主要な事項」とか、「五九中業」の作成に際しての基本的考え方、あるいは新しい装備についての審議、こういったことを取り上げておるんでございませうけれども、これで二十回近く開かれてい

けですが、そのうち閣議にこれが出されたというのは五十九年の「五九中業」の作成に際しての基本的考え方、これは、閣議に報告でもない、了解でもない、決定でもないんですね、「閣議で説明」と、こうあるだけなんです。そして、次にはあと、「中期防衛力整備計画について」と、このとき一回だけ閣議決定が行われておりますけれども、あとそのほかにつきましては全くこれが閣議にも報告も説明もなされていなくて、こういうことなんです。特に、今回の安全保障会議設置法案についても、どうも閣議にだけ諮られたのか甚だ疑問なんです。

この点について、なぜ国防会議で事を決めて、そしてこれが閣議に諮られないのか、この点を御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(後藤田正晴君) この閣議への付議事項というのは、御案内のように閣議に付議される主な事項は左記例示のとおりであるが、その内容によつて閣議決定、閣議了解または閣議報告として処置されると、こういうことを以前から決めておりました。で、閣議決定はこういうことだ、閣議了解はこういうことだ、閣議報告はこういうことだといふことをちゃんと取り決めてございまして、それによつて処理をしておるわけでございまして、この内閣になって特に閣議決定が少なくなつたといふような事実は私は全くないと、従来どおり変わつてないと思ひますが、これらの取り扱いにつきましては、事務当局なりあるいは防衛庁なりから補足を御説明させていただきたいと、こう思ひます。

○政府委員(塩田章君) 基本的考え方は今お答え申し上げたとおりですが、今御指摘の中の幾つかの件について補足して私から御説明させていただきますが、例えば五十九年五月八日の「五九中業」の作成に際しての基本的考え方についてと、こういうのは閣議には単なる説明でしかないではないか、こういうお尋ねでございましたが、これは御承知と思ひますけれども、そもそも中業といふものが防衛庁限りの制度として発足したし

まして、五三中業、五六中業、五九中業という形で、まあ五九中業はできなかったわけですが、そういう形で推移いたしました。したがしまして、元来、五三中業のときには国防会議にかけない、閣議にかけないという形で、防衛庁だけの考え方として処理されてきておつた。

ところが、御承知のように、それではおかしいではないかといういろいろな議論がございまして、五六中業のときに、何らかの形で国防会議にかけべきではないかという国会等の御議論もございまして、五十六年の四月には五六中業について国防会議に報告、了承するという形をとつた経緯がございまして、それを受けて、五九中業につきましても、同じような意味で防衛庁の内部資料ではあるけれども、これは国防会議に何らかの形でかけた方がいいということから、今御指摘の五十九年の五月の件につきましては、「作成に際しての基本的考え方」という段階のときに国防会議に報告し、了承を求めるといふやり方をとつたわけでありまして。しかし、依然として基本的には防衛庁の内部資料であるという立場を変えておりませんでしたから、そこにとどめておつたわけであり

ます。

ところが、五九中業につきましては、その後、昨年の夏の国防会議の何回かの審議を経まして中期防衛力整備計画といふものに形をかえることになりました。その際、これは当然、政府の計画といふことで性格を定められましたので、これは国防会議でも決定をし、閣議にも決定をお願いした、こういう経過がございまして。

それから、安全保障会議設置法について、現在御提案申し上げておる設置法について何も閣議にかけないではないかという点でございまして、これは国防会議で審議いたしましたして、六一年、ことしの一月三十一日にいたしました。その後国会提出に至る前に、一月三十一日にこれは国会提案の法律案として閣議に提案をいたしました。閣議決定をいただいております。

以上、先生から先ほど御指摘をいただきました

二点について補足して御説明いたしました。基本的な考え方として、私どもは従前の国防会議の取り扱いを中曽根内閣になって変えたということとは全然いたしておりません。

○久保田真苗君 閣議にかけた方がいいではないかという点でございまして、緊急重大事態といふようなことであれば、閣議によつてのみ意思決定が図られるべきだ、それが我が国の政治制度の基本じゃないんでしょうか。野党の私がかんことを言わなきゃならないんじゃないかと本心に情けないことで、なぜ中曽根内閣の閣議はこういうような、閣議決定が形骸化されるようなことを法案をすらすらと許してきたのか、私はその点を非常に疑問に思つております。

私は、これと国会との関係といふものをもちろん最も重要視するわけですが、内閣制度といふものがあつて国会への連帯責任を負われるわけで、こういった重大緊急事態、我が国の安全に危険を及ぼすような、そういうような事態について、なぜ閣議で必ず決定するとおっしゃれないんですか。総務長官は、今、安保会議は諮問会議とおっしゃつたんですね。諮問機関であるならば、これは決定機関じゃないわけですか。そうですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 諮問機関は総理の諮問にこたえて答申をする、こういう機関でございますから、政府全体のこれ意思決定といふわけではございません。

○久保田真苗君 そういたしますと、重大緊急事態に対する対処は、内閣として意思決定をしない、この安保会議の閣僚だけで決定する、こういうことがある、こういうふうにお考えになるわけでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) そこが違つたわけでございます。それは、諮問を総理がしますね、そうすると、そこで審議をして、そしておおよその政府の意思統一を図る、こういうことでございましてね。その意思統一に従つて、この会議それ自体は何らの権限も新しく付与されたものではございませうから、そうすると、それぞれの役所でそれ

その法制に従っての職務権限を持っており、それから、そうすると、その基本線に沿って各省がばらばらにならないように、自己の所管事項についてそれぞれ対応策を講じていく、こういう仕組みになっているわけですね。その講じていく過程において閣議決定を経るべきものというものは当然あるわけですが、それはその所管が閣議に付議して、閣議としての政府の方針を決定する、こういうことになるわけですね。

そこで、各省が仕事をやる際に必ずしも閣議決定を経る必要のない細かなこともございます。たとえば、閣議決定の中には、そういうものもあれば、それはそれぞれやっております。ただ、この重大緊急事態あるいは国防会議といったようなものは、相当重要な閣議決定でございますから、通常の場合は、私が先ほどお答えしたように、こういう閣議に対してこういう答申がありましたというところは、閣議で報告する事例は多いであろう、私はかように思いますが、それは閣議へ報告するということがあつて、それぞれの各省が措置をする際の閣議決定、これはまた私はおのずから別のものである、かように考えます。

○久保田真苗君 当然、閣議で決めるとおっしゃった後、またそれは閣議報告になる、こういうことになるんです。ただ、私は、重大緊急事態なんかをなぜ後で報告だけで済ませるのか、その理由を伺いたいと思います。

○國務大臣(後藤田正晴君) いや先生、そう言っていないで、私がお答えしているのは、私がお答えしているのは、総理が諮問しますね、そうすると、それを受けてこの会議で一応関係閣僚の考え方の統一がございますね、それによって、総理はそれを頭に含んで、それで総理の意思決定というものは行われるわけですね。しかし、それは、あくまでもそれを受けて今度は各省がそれぞれの法律に従って職務権限を持てるその権限によって処理していくわけですから、その処理する過程において閣議決定をしないといふ悪い重

要な問題がございますから、それは各省から閣議を請願して、そして閣議としての意思決定が行われる、こういう段取りになるわけですね。

この機関だけで、特別な権限があつて、そしてこれによってたちまち実施をしていくというものはございせん。それぞれの各省がその方針に従つてやっていく、ばらばらにならないようにやっていくというのがこの会議の性格でございますから、そのひとつ区分けを御理解をぜひ願つておきたい。したがって、従来からの扱いと私は別段政府全体の意思決定の仕組みそのものというものは、そしてそれによつての処理の仕方、これは私は特別変わったところはない、今までどおりのやり方である、かように御理解願いたい、こう思います。

○久保田真苗君 私は頑固かもしれませんが、この内閣法に言われているところの内閣、閣議の職務というものと、今ここに示されているこの、諮問機関とはいへ、このような少数の閣僚によつて重大事態が決められていくというその状況について、どうしても乖離を感じざるを得ないんです。でございまして、総理に答申をされる、総理が意思決定をするというとはどういうことなのか、重大事態について総理が意思決定するということは、当然、合議体である閣議にこれを出して、閣議が一体として意思決定する、こういうことだと思ふんです。しかし、実際には、今おっしゃったのを聞きますと、それは、まずこゝでほとんどのことが、どう対処するかについてその根本のところが決まられてしまつて、あとどうやられていくその執行についての何ていいますか指図、それが各省に割り当てられる、このように思われるわけですね。

私は、やっぱり重大緊急事態、国が右行くか左行くか、その安危を問われるようなところで、ただ単に内閣内閣のような寡頭政治によつて事実上こういうことを決めて、それをほかの、それよりワンランク下がった感じの閣僚たちにやらせる、こういうことは根本的に間違つていふんじゃないか、どうしてもそういう感じがするんですけれども、もう一度お願いします。

○國務大臣(後藤田正晴君) 久保田さんのおっしゃるような御懸念は、この法律審議の際にも、たしか衆議院でもこの種の御質問が出たように記憶をしておるんです。つまり、閣議というものが、これが合議体としての政府全体の意思決定機関です。それから、それで決めてやるべきではないか。おっしゃるとおりなんです。間違ひありません。それで、ただ、御案内のように日本のこの意思決定の仕組みというのは、下からどんどん積み上げていきます。積み上げていく。そして、その最終、重要な問題は閣議で全体としての意思決定、こういうわけですね。

ところが、各省のそういったボトムアップのやり方では、こういう重大事態というものは、一つの役所だけの意思決定でできない仕事、たくさん各省の利害が対立をしまして適時適切な政府全体の意思決定ができません。そこで政府全体の施策がおくれる、うまくいかない、これはもうしばしばある例でございまして。そのときには、やはり日本のような場合には、どうしても時にボトムアップだけでなしにトップダウンで意思決定をしなきゃならない場合があるわけですね。その意思決定がこれ間違ひたら大変なことになるわけですね。そこで、総理に対する補佐とでもいいますか、そういうものの仕組みをつくる必要がありはしないのか、その方がより間違ひが少ないのではないかと、この法律の根底に流れておる考え方でございます。

そこで、こういう会議体をつくりまして、そういうときにはこの会議の議員である何名かの閣僚が諮問に応じて協議をして、そして一応の総理自身の考え方を固めてもらう、それによつてのトップダウンの意思決定が行われる、そうすると、その意思決定に従つて各省がばらばらの処理でなしに統一した方針の中で処理をしていく、その処理の過程において重大な事態は、これはもう重要な

項目はたくさんありますから、それはそれぞれ閣議の決定をして、そして政府全体の間違ひのない方針として実行せられていく、こういうことになりわけです。そのうち、ものによつては、細かなことは各省それぞれ所管の法律でやるわけですから、各省は別段閣議に一々上げなくても、大きな基本方針に外れない線というものはもう決まつておりますから、それによつてどんどん仕事をやっていくというやうなやり方ではないか、こういふのがこの法律案の趣旨でございますから、そこはぜひひとつ御理解をいただきたいと思います。

決して私は、これによつて少数の者が勝手に重要な事項を決めてどんどんやっていくんだといったような趣旨ではなくて、各省のばらばらでどうの総合調整機能というものが根底にあつて、それによつてやられているわけでございますから、そこを御理解をしていただきたいと思います。総合調整機能としてやる、こういうことですから。

○久保田真苗君 各省を総合調整するというそのこと自体は、内閣官房の仕事であることはよくわかるんです。ただ、官房長官がおっしゃるのには、私の論点をちよつとすりかえていらっしゃると思ふんです。それは、各省がばらばらで、要するに各省が、特に役人がいろいろ突っ張るから大臣がばらばらになつていつて締めろ、つかな、そういう事態もあることは事実だと思ひます。ただ、後藤田長官のおっしゃるトップダウンでやらないとボトムアップでは間に合わないと言われるそこなんです。ボトムアップが必要だとは私は一言も言っていないんです。しかし、トップダウンのそのトップはだれかということなんです。トップは内閣である、このことを私は言いたい。

ですから、こういう重大緊急事態に対する対処というものを決めるときに何ゆゑに閣議決定をするとはつきり言えないのか。むしろ、この法案の中に、内閣に置かれるのですから、これを諮つて内閣にこのことを答申するというようなことをは

第二條第二項についてはそのとおりでございます。つまり「重大緊急事態」についてはそのとおりでございます。

○久保田真苗君 それからここにございます、三項にあります「国防に関する重要事項及び重大緊急事態への対処に関する重要事項」というのは、わかりやすく言っていますとどういふ事柄についてこの会議は意見を述べることができわけですか。

○政府委員(塩田章君) これは「重大緊急事態」について申し上げますと、前項の第二項では、ある事態が発生した場合にどう対処するかについて諮問をする。それに対して三項の方は、事態が発生したくないにかかわらず、平常時から事態がもし発生したらどういふふうに対応していくべきであらうかといった基本的な方針なり政府としての考え方、そういったものを平素からいゆる勉強をしておいて、必要に応じて、また総理に意見を言うことができるという趣旨で設けられた規定であります。その点は「国防に関する重要事項」についても同様でございます。要するに諮問を受けて答申をするというだけではない、会議としての意見を述べることができ規定をこの三項に置いた、そういうものでございます。

○久保田真苗君 この「会議は」と「意見を述べることができ」という意味ですが、これはどういふ意味ですか。この会議にいる議員が意見を述べるといふ意味なのか、それとも会議が会議の結論を総理大臣に述べるといふ意味なのか。

○政府委員(塩田章君) ここで申し上げておりますのは後者でございます。会議としての意見を総理に述べ、こういう趣旨でございます。

○久保田真苗君 そうしますと、この会議についての意見を述べるのは、内閣総理大臣に述べるのは内閣総理大臣である議長がする、こういうことになるわけですか。

○政府委員(塩田章君) 議長である内閣総理大臣が議長として取りまとめたものを内閣総理大臣に述べる、こういうことになるわけでございます。

○久保田真苗君 そうすると、具体的にはどういふことになるんでしょうか。よく写真なんかで見えますと、審議会長なんか、臨調の会長なんか、答申を内閣総理大臣に出していますね。そうしますと、それはどういふ形になるんですか。議長である総理が総理に対して答申するというのはどういふ形になるんですか。

○政府委員(塩田章君) この場合は議長が総理自身でございますから、答申の文書を差し出すという形はとれない、御本人でございますから。しかし、そういう例はよくあるのではないでしようか。議長である方が、この場合は総理ですが、行政機関の総理に対して意見を答申するということは、私はそのこと自体は別に不思議なことではないというふうに感じております。

○久保田真苗君 形にならないというだけじゃなくて、頭の中も分けることができないわけですね。議長である総理が内閣総理大臣である総理に答申をする。結局そうなりますと、内閣総理大臣である総理は議長であつて、答申している総理と頭の中は同じだと、こういうことになるわけですね。

○政府委員(塩田章君) 実際のことを考えますとそれはそのとおりで、開いておる会議に議長として出席しておられるわけですから、そしてどの議員がどういふ意見を述べられてそれがどうまとまったということはすべて議長として御存じなわけでございますから、そういう意味では議長である総理から改めて内閣の首長たる総理に提出するものはない、一緒じゃないかと言われればそれはそのとおりだと思いますけれども、そういう形をとっておりまして、そういう例は私はほかにもたくさんあるんじゃないかと思っております。

○久保田真苗君 これはまず、もちろん絵にはなりませんが、絵になるのかも知れない、前代未聞ですからね、かえって。ですけれども、これ法律なんですから、それだったらそこで議されてこれを踏られてこういう意見を具申するということの意見というものは、当然できるだけ、もちろん

ん文書になると思うのです。そうしますと、安保会議議長中曾根康弘、内閣総理大臣中曾根康弘殿と、こういうふうになるわけですか、そうしますと。

○政府委員(塩田章君) そういうことになると思っています。

○久保田真苗君 これは本当におかしな話だと思つてます。国の安危にかかわるような重大事項について総理が総理に自分で答申して、そしてその答申の相談相手になった閣僚というものは閣議のメンバーの一部である、こういう状態ですから、当の内閣じゃなくて、小さい、総理の何といひますかインナーキャビネット、これでもって事を決めていこうと。そのためにこんな無理な、形式的にも実質的にも無理なことをしなきゃならない。本当にこれはおかしいと思つてます。

私は、やはりこういうおかしい形式を踏んでいくというものは、ぜひもう一度考え直していただきたいと思うのです。そうじゃありませんと、これこそ一人の人がこつちもやる、こつちもやる、その長である。そして、その人が非常に大きな三軍の指揮権、警察の指揮権、こういうものを持つていけるというふうな状況になつたときは、本当にこれは議会制民主主義なんでものじゃないんです。私は、この法案というものは、そういう意味で少なくともこれは内閣に対して答申するのだというふうに直していただきたいです。いかがでしょうか。

○国務大臣(後藤藤正晴君) 久保田さんの御意見は御意見として拝聴いたしますけれども、内閣総理大臣が諮問して、それで自分が議長である、同じ頭じゃないかと、こう言いますけれども、頭の中身は私は違ふと思つてます。それは総理大臣の立場において極めて重要であるからこの安保会議でひとつ議論をしてくれと、こう言つて議論をして、その議論の結果を自分が受けるわけですから、その中のメンバーではありますけれども、自分一人で決められないですね、これは。これは久

保田さん、あなたもお役人をやつておたから御承知のはずで、幾らだつてこんな例はあるじゃないですか、同じ立場で。こういうものは、これは私決して珍しい例とは思いませんよ。今具体的に何かあるかとなれば法制局を連れてきて答弁させなさいかぬと思つてますが、これは幾らでもあるので、そこはひとつ、これは御理解をさせていただきたい、こう思っています。

○久保田真苗君 ちょっと角度を変えて伺いますけれども、今の三項に「会議は」と「意見を述べることができ」と、こうありますけれども、閣議との関係で言いますと、内閣法の中に、四條にありますがけれども、「各大臣は、案件の如何を問はず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができ」と、こうあります。そういたしますと、最低限度、もしこのことが非常に自分の、要するに閣僚というものは同じ発言権を持つていけるわけですから、閣僚の意見が非常に無視されていると感ずることは、この案件を閣議に提出することを求めることができる、こういうふうには、その辺のラインのセーフガードはあるというふうな考えをいらっしゃるわけですか。

○政府委員(塩田章君) 私は、それはちよつと違ふと思つてますが、といひますのは、四條は「各大臣は、案件の如何を問はず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができ」とありまして、これはこのとおりでございますが、これは各大臣の所管の事項ではないでしようか。といひますのは、こちらの方は会議としての意見でありまして、会議に臨んだ一人の議員、その一人の人の意見ではありませんが、自分でこの三項で決めた意見を閣議にかけるときであるといふことを主張することは、私はできないのではないかと、いふに理解いたします。

○久保田真苗君 それは非常に重大な発言だと思つてます。内閣の閣僚は連帯して国会に責任を負つていけるわけですから、その職権は閣議によつて行つたわけですから、だから、各大臣は案件のいかんを問はず総理にこれを出して閣議を求めること

ができるわけです。その辺に制約はないはずなんです。ですから、今の閣僚がどれだけこういうことをなさるかというところは別として、可能性としては、この国防に係る事項、少なくともこれは産業調整まで含んでいるのですからね。だから多省庁に、ほとんど全省庁にわたるからこそ、こういうものを内閣官房に事務局を置こうと、こういうお話をなんでしょう。そうじゃなかったら何も置く必要はないですね。内閣官房で総合調整だなどというのをなさる必要はない。そうじゃなくして全省庁にかかわりがあるから、だから内閣官房がお出ましになっているわけなんです。

ですから、そういうことから見れば、当然所管の大臣は、すべての閣僚は、重大事態あるいは国防に関する、要するに産業調整まで含む、こういう事態に対して閣議を求めてこれに対して意見を提出することができると、官房長官、こういうふうには私に思うのですけれども、官房長官の御答弁をお願いします。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は前段の御質問をまことに申しわけないが詳細に逃しまして、相済まぬ話ですが、要するに、閣議に付議すべき事項については、各閣僚は国務大臣たる立場において所管のいかにかわらずこれは発言ができます。これはもう御自由でございまして、

○久保田真苗君 ついでに、閣議を求めることができる、閣議においてそれを議することを求めることができる、このことは確認していただけますね。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは自己の所管に依拠してございまして、所管外のことは私は無理ではなからうかと、こう思います。

○久保田真苗君 そうしますと、官房長官は一体どれだけの省庁にこの安保会議の内容になることが関係し得ると、こうお考えになるのですか。全くこれからは外れて、何にもかかわりのない省庁というのがあるとお思いですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは事態のいかに

によりまして、これは特にこういった事態に關係が深いであろうと一応常識的に考えられる方を少数の閣議の議員として法律で決めてありますが、それ以外に、この条文の中にも閣議の各省の大臣なりあるいは職員なりが閣議に参加できると、こう書いてありますから、事態のいかにによつては閣議の大臣がほかにもいらつしやると、こう思います。そうすればその方は閣議に当然出てくる、こういう仕組みになっているわけでございます。

○久保田真苗君 大蔵省の御希望で、ちよつと私テーマを飛ばしまして、この安保会議における各所管大臣、このレギュラーメンバーになつていらつしやる所管大臣の役割と、これだけの少数が選ばれていてその根拠になるようなところをお願いしたいと思ふんです。まず、それを時間の關係で大蔵省に先にお願ひします。

○政府委員(入江敏行君) お答えをいたします。先生御承知のとおり、安全保障會議の任務につきましては法案の第二条で定めてあるわけでございます。一つは「国防に関する重要事項」、それからもう一つは「重大緊急事態への対処に関する重要事項」、この二つがございまして、その審議に当たりましては、申すまでもないと思ひますけれども國の財政面からの観点、これも十分その審議の観点として加えなければ適切な結論が得られない。そういう意味でその財政面からの観点というものは不可欠なものでございまして、そういうような見地から、従来の国防會議におきましても同様でございますけれども、この安全保障會議におきましても國庫大臣たる大蔵大臣の立場から議員とされてはいるものと我々考へております。

○久保田真苗君 内閣官房の再編成がこれにあわせて政令で行われます。今度の再編成の目的と、それからどのような形で再編されるのか。

○政府委員(的場順三君) お答えをいたします。内閣官房の組織の再編成につきましては、「昭和六十一年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」という昨年十二月の二十八日の閣議決定に基づきまして、仮称でございますが、内閣に内政調整室、外政調整室、安全保障室、情報調査室及び内閣広報官を設置する、これに伴ひまして内閣審議室、内閣調査室、内閣広報室及び国防會議事務局を廃止するとともに内閣広報官室、これも仮称でございますが、を設置するということにしております。また、内閣参事官室は現行どおり引き続き存置することとして、これが組織の再編の形でございまして、

それから、各室の所掌事務でございますが、これは行政改革の推進に関する答申、昨年の七月二十二日の御答申の趣旨を踏まえまして、基本的に次のとおりとすることができると考へておられます。まず第一に、内政調整室は、内閣レベルの総合調整に関する事務のうち内閣問題に関するものを、行方というふうにお考へております。それから外政調整室は、内閣レベルの総合調整に関する事務のうち対外問題に関するものを行方というふうにお考へております。それから安全保障室は、ただいまも議題となつております安全保障會議に関する事務並びに内閣レベルの総合調整に関する事務のうち国防及び重大緊急事態等に対処するものを行方という考へておられます。

それから情報調査室は、内閣の重要政策に関する情報の収集、調査及び分析に関する事務を行方というふうにお考へております。それから内閣広報官及び内閣広報官室は、行政各部の広報に係る施策に関する統一保持上必要な総合調整に関する事務及び内閣の広報に関する事務を行方というふうにお考へております。なお、内閣参事官室は、現在と同様、閣議事項の整理その他内閣の庶務を行方という考へておられます。

以上でございます。

○久保田真苗君 従来の内閣官房の権限に対してこれは新しい権限を内閣官房に与えるものではもちろんないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(的場順三君) 安全保障會議及び安全

保障室に関する事務については、事務局長の方からお答えいただくのが適当と思ひますが、その他の部門については、内閣官房の再編成でございますから新しい権限を付与するといふものではございません。

○久保田真苗君 新しい権限を付与しないんですけれども、内閣審議室を改組して内政、外政、こうなるわけですが、定員が随分たくさんふえて見えます。改組されまして、今はどういう官職の定員がどれだけで、改組されまして内政、外政それぞれ一休実態に何人で、どういふ人によつて構成されるのか、御説明ください。

○政府委員(的場順三君) 内政調整室の新しい定員は、内閣参事官十二人、うち一人は室長でございまして、内閣事務官三十一人、合計四十三人の職員というふうにお考へております。それから外政調整室は、内閣参事官七人、うち一人は室長でございまして、内閣事務官十二人、合計十九人の職員を置くという考へておられます。

ただ、これはできるだけ現行の職員を、各省の協力もお願いいたしまして各省の定員を振りかえる等の措置を講じまして、この内政調整室、外政調整室で純増は七人でございまして、

○久保田真苗君 外政調整室に新規増が七人です。

○政府委員(的場順三君) 内政調整室、外政調整室、合わせて七人でございまして、

○久保田真苗君 合わせて七人ですか。

○政府委員(的場順三君) はい。

○久保田真苗君 そして、安全保障室の方はどういふふうになつておりますか。

○政府委員(的場順三君) 現在国防會議事務局は定員二十一名でございますが、安全保障室になりました場合二十四名、三名増を予定いたしております。

○久保田真苗君 三名純増ですね。

それから、今まで内閣審議室の室長は代々大蔵省から御出向しておられるんですが、今後こういうふうになくさんになりますとヘッドが多くなる

わけですね。そういったしますと、従来の内閣審議室の業務であった内政、外政、このあたりは一体どういふところから次官級の方がお見えになるのでしょうか。

○政府委員(的場順三君) これは大要事務方からは答えにくい話でございます。従来内閣審議室長は大蔵省から難かに出向してきておりますが、外政調整室ができるに伴いまして、内政と外政の室長をどうするかという話はこれから話し合ひだろうと思ひますが、従来の経緯がございますから、これは官房長官の御意向、内閣側の御意向次第でございますけれども、恐らくは大蔵省もどちらから入るのであるかと、外政の方は別の省庁から来られるのではなからうかというふうにお考えしておりますが、これからの問題であると思つております。

○久保田真苗君 官房長官、いかがですか。お差し支えもないんじやありませんか。こんなことはもう下馬評にすぐ乗る話なんです。どうぞ忌憚のないところ、内政、外政、安保、情報調査室、このあたりをよろしくお願いします。機能強化される以上はどういふ方が来るか。

○國務大臣(後藤田正晴君) 人事のことでございますから、だから特別にどの役所からどういふ人かならぬというルールはございません。しかし、まるっきりの素人というわけにはいきませんので、やはりその業務にふさわしい役所から優秀な人材にお越しいただくことにはせぬかな、かように考えるわけでございます。

○久保田真苗君 安全保障室なんというところは、そういったすふさわしいというところとういふところになりますでしょうか。

○國務大臣(後藤田正晴君) それは、やっぱり一番近いといふは防衛庁に私はならざるを得ないと思ひます。けれども、防衛庁のそれじや現在の職員かといふは、これは防衛庁というは人事交流をほかの役所といたしておりますから、いづれにせよそういった広い範囲で選ぶのが常識だと思ひます。しかし、いづれにせよ一番近い役所

は、これは何といつても防衛庁である、こう言つて間違ひないと思ひます。

○久保田真苗君 それでは、安全保障室に防衛庁の方が何人かいらつしやるんだろうと思ふんですけれども、その場合、文官、武官、どちらもおいでになる、こういうことですか。

○政府委員(塩田章君) 現在、国防会議には武官の人はおりません。

今度安全保障室になつてどうなるかということは今ここで申し上げられませんが、恐らく同じような形になるのではなからうかと思つております。

○久保田真苗君 防衛庁長官、御意見いかがですか、今の点につきまして。今度安全保障室ができるわけですか。そういったしますと、一番近いのは防衛庁であろうと、こういうことなんです。防衛庁の仕事をそれからこちらの安全保障室の仕事、これはどういふふうに分かれますか、そしてどういふ人員を派遣なさろうと思つていらつしやるのかお聞かせください。

○國務大臣(加藤純一君) それは、官房長官が塩田国防会議事務局長の御所管及び人事権の範囲でございまして、こちらからは申し上げるべきことではないと思ひます。しかし、いづれにいたしましても国防事項というのは、今度の安保会議の中でも最も重要な事項の一つであらうと、こう思つております。

○久保田真苗君 それじや大蔵省に同つてしましますけれども、例えば大蔵省は、財政の問題というところでは財政にかかわるわけですからすべてにかかわるんだろうと思ふんですけれども、例えばこれらの室で大蔵省というものはどういふ役割を持つてんですか。例えば、例の円高問題とか貿易摩擦とか、それから対外経済協力とかといったような面で、何かこちらの大蔵省の通貨政策、大蔵当局の仕事、プロパーとは別にこちらでもつてそういう政策的な意味にも関与なさるわけでございますか。

○政府委員(的場順三君) ちょっと大蔵省から直

接お答えされる前に、内閣審議室の方からお答えした方がよいと思ひますが、内閣審議室は、現在やつております事業、それから内政調整室、外政調整室に分かれましたも同じでございますが、閣議にかかると重要な事項の総合調整ということで、各省の事業の総合調整をやります。

その総合調整をやるにどういふ省庁から人が来ていただくかということでお尋ねだと思ひますが、これは私、現在担当しております事は非常に複雑多岐でございます。長官の殿し御指導を受けて一生懸命やつておりますけれども、例えば婦人問題から障害者対策、それからいろいろ御議論でございますけれども、前川委員会の事務局を務めたというふうなこともございまして、それから本委員会でも御質問のございました台湾人元日本兵の方々の補償問題、いろいろ複雑な問題がございまして。

そのそれぞれについて、例えば大蔵省の立場からいへば財政問題がその裏に必ず伴つてくるという点もございまして、それから経済事業でありますれば経済企画庁なり通産省なり農林省の方々がどうしても来ていただく必要があるということもございまして、それから安全保障室ができましたと移そうというふうに考えております緊急事態対処の問題につきましてはやはり警察の方々も必要でございます。そういったところから各省の方々に来ていただいているというところでございます。

大蔵省プロパーの問題につきましては、大蔵省から答弁させていただきます。

○政府委員(入江敏行君) 御質問が非常にお答えにくい御質問だと思ひますが、御承知のとおり行政組織というのは各省が所管を持つておりまして、それがずばり縦に完全に重複なくなつていれば問題ないわけでございますが、重複がある場合にはお互い重なり合つておるのを調整しなきゃならぬ。それは、各省レベルでももちろん調整をいたしますし、各省を超えて例えば経済企画庁とか国土庁のような、そういうもう一つ上のレベルでも調整をいたしますし、最終的には内閣のところ

でも調整するわけでございます。で、内閣で調整する場合にも、今審議室長からお話がありましたように、事務レベルで審議室が各省庁の意見を聞き、事情を聞きながら調整する場合もありましようし、もつと上の内閣レベルで調整をすることもあらうかと思ひます。

今御質問のいふ大蔵省所掌事務がどういふふうにして調整されるのかというのは、まさにどういふレベルで調整するのが一番適切かという判断によるわけだと思ひますので、一概にどの内閣の組織で大蔵省関連マターが調整されるかというのは、ちょっと一概にお答えにくいことだと思ふんでございます。

○久保田真苗君 それじや外務省に伺ひますが、今回マルコス問題で、対外経済協力の面でいろいろ問題がさらけ出たわけですか。ところが、これに對してどうも責任体制が極めて不明確でして、どの省庁もその一部にしかかかつていない。それじや、それを適正に国民の血税、財政投融資が運用されるためにはどうするかといひますと、それは交換公文によつて一義的に外務省が責任持つてゐる、こういうことなんです。しかし、この対外経済協力につきましては、経済協力基金もあり、またどういふわけか外務、大蔵、経企、通産という四省庁の体制で進められてゐる、こういうことなんです。私も適正な援助資金の運用というものに大いに関心を持ち、責任体制を明確にしたいと思つてゐるわけなんですけれども、例えば今回のこの内閣官房への外政調整室の設置とどういふことなるかと考えでしうか、外務省。

○説明員(佐藤行雄君) お答え申し上げます。外政調整室が今後どういふ仕事をお扱いになるかということ、今後設置されましたからの問題でございますので、今の段階で現在の問題と外政調査室の関係について申し上げることは差し控えてさせていただきますと思ひます。

ただ、外政調整室につきましては、先ほど来の

御説明がありましたように、内閣の政策総合調整という見地から、対外問題にかかわる問題についてその国内調整を行うということになると我々も理解しております。そういう枠の中で必要とあれば問題となるのかもしれませんが、現在の具体的な問題について将来の外政調整室でどう扱われることになるかということについては、お答えは差し控えていただきたいと思います。

○久保田真苗君 まあ答えを差し控えるのは結構ですけれども、外交の二元化ということも私どもは心配しているんですよ。それなのに、外務省が一体これに対してどう対処するのか、交換公文だけをもつて窓口は外務省だと言っていたのでは、とっても対外経済援助の適正化なんか図られるわけがないと私は思っているんですよ。皆さん、それだからこそああいう特別委員会までできたんだと思うんですよ。そういうことをお考えになって、余りお答えを差し控えていけば無事だというような態度は今後改めていただきますと、外務省はとんでもないことになると思いますね。

それでは、官房長官に伺いますが、審議室が廃止になるんですけれども、あそこには婦人問題担当室という一つのユニットがあるんですね、今、官房長官のもので、あれは今後どうなるんでしょうか、こういうふうになりますと。

○政府委員(的場順三君) これは長官からお答えがあると思いますが、私の方から事務的な話もございします。

婦人問題、大変重要でございますから、あの室は存置するつもりでございます。

○久保田真苗君 まさかなくされるとは思ってないんですよ、存置は当然なんです。どういう形で位置づけがどこに入るのか、これという位置づけになるんですか。この内政、外政調整室の外にあるわけですか、それともどこに入るわけでしょうか。

○政府委員(的場順三君) 国連婦人の十年等の関係がございしますから、これは外政問題にも深くかわり合いのある話でございます。それから、普

段やっております仕事はそれを国内で推進するというところでございしますから、国内の推進体制ということで仕事の分量からいいますと内政の方が多いと思えますから、内政調整室に附属させていたかどうかということについてはどうかと今の段階で考えております。

〔委員長退席、理事曾根田郁夫君着席〕

○久保田真苗君 婦人問題のような本当に広い総合調整を要するものは、かえってこういうふうにお分けになったために何か所掌事項が半端になりはしないかと、そのことを私とても懸念しているんですよ。もし何でしたら婦人調整室というのをもう一つ設けていただくというふうなそういうことはどうお考えですか、それが私は正解だと思うんですよ。

○政府委員(的場順三君) 事柄に応じまして、当然その内政調整室、外政調整室との調整をし、また各省それぞれと十分調整をいたす所存でございます。

それから、現に今の婦人問題室は大変うまく機能していると思っておりますが、今後とも同じような状況が続きますので、この内閣官房の機能の強化の一つとして婦人問題室を置くことがあえて必要かどうか、現在のままでも十分機能するのではないかと今ふに考えております。

○久保田真苗君 ともかく、条約の件もありますね、婦人差別撤廃条約もあるし、そのほかのいろいろな条約がございしますよね、そういうことにもかかわりがあるんだし、ILO条約もある、ユネスコ条約もある、それから国連条約もある、いろいろなものがあります。ですから、外政にも非常に関係大い。これは、次々未批准条約をどんどん批准していくために国内体制を整備していただくという、こちらはそういう立場なんですから、内政に入れたからここの方がお留守になるというの

も甚だ困る。やっぱり婦人問題のような、人間問題のような総合的なものというのは、どうも内政、外政と分けた中へはしっくりとこない感じがするんですよ。その点を十分に配慮していただき

ませんとこれは非常に半端なことになる、こう思っていますので、官房長官もひとつその点よろしくお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 婦人問題の重要性とすることは十分に認識をいたしまして、そしておっしゃるような御趣旨も頭に置きながら検討していきたい、こう考えております。

○久保田真苗君 もう一つ同じケースなんです、総合安保関係会議というのがございしますね。その事務局が現在あるわけですが、これはどういうふうになりますのでしょうか。

○政府委員(塩田章君) これは、現時点での考え方としては安全保障室で担当したらいいいのではなからうかというふうに考えております。

○久保田真苗君 安保室に入れると、こうなりまして、事務局はね。

ところで、この総合安保会議にはいろいろな閣僚だけじゃないんですね、自民党の幹事長さん、総務会長さん、政務調査会長さん、こういう方がお入りになっていらっしゃるんですよ。これ、これは事実ですか。

○政府委員(塩田章君) 入っております。

○久保田真苗君 どういうわけで与党だけをお入れになるんですか。これはちょっと、こういうことは今まで余りなさなかったことだと思うんですが、ほかのところでも、議員がメンバーになる場合には与野党から入れていらしたと思うんですが、これはどういうわけでしょうね。

○政府委員(塩田章君) 私、先ほど出席をしておられますと言いましたのは会議のメンバーとしてでございます。これは、会議に出席を求めて出席していただいております、こういうことでございします。どういふことかということもございしますけれども、私詳しくは承知しませんけれども、例えば経済対策関係閣僚会議等でもこういう例はあるように聞いております。これは五十五年に閣議決定をしたものでございしますけれども、その時点でそ

ういうふうな方がよろうという判断をされたように聞いておりますが、直接私の担当でございせんので、それ以上の理由はちょっとわかりかねます。

○久保田真苗君 自民党の方がお出になるということについては、国防会議事務局長がお答えになれる筋合いでもございしませんかね。

官房長官に伺います。一体これはどういふことなんでしょうか。私も、野党から希望すればこへ参加できるわけでございますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これはやはり現在の政治の仕組みが政党内閣である、多数党が政権を担当しておるといふことでございしますから、政府・与党一体となった仕事をやらなきゃならぬ、こういう意味合いから、経済対策閣僚会議であるとか今お話しした総合安保閣僚会議、こういったものに与野党それぞれの立場の幹部に党と政府との間の連絡ということで御出席を願っております、こういうふうに御理解をしていただきたいと思います。

○久保田真苗君 私は、幾ら近い仲でも政府と与党とは別個のものだと思いますよ。この安保会議、その事務、これを行っているのは国の予算でやっているわけですよ。私もその税金を払っているわけでございますね。

〔理事曾根田郁夫君退席、委員長着席〕

それをなぜ、一つの政党である自民党が与党だからといってこの政府の組織に参加されるわけでございますか。これは非常に締まりのないやり方だと思えますね。

○国務大臣(後藤田正晴君) それはいかがなものでしょうか。

うことは極めて重要なことであろうと。

しかし、これをいよいよ政策として実行していくというになれば、これはやはり閣議というもので行政に対する責任は内閣が負うわけでございますから、その内閣の閣議の中に政党内閣の立場で入ってくるというものはあり得ないと、こう考えるんです。このことは納税の立場とは別じやありませんかね。これは、政府がいかなる施策をやるのにはいかなる立場の人に来てもらうことがありますけれども、これはみんなやはりそれなりの経費がかかっておつても、これはほかの人も入ってきておられますからね。この場合は、これは議院内閣制ということで政府・与党の意思の連絡を緊密にしないかやならぬ、これは当たり前のことじやないでしょうか。

だから、久保田さんのおっしゃる意味も理解できないこともありませんけれども、ここへ与党でなしに野党も入れるというのは、ちょっと私は政党内閣の建前上、無理な御主張ではなからうかと、こう思います。

○久保田真苗君　そうおっしゃられると私も黙っておれないですね。

政党内閣、それは確かでございます。だけれども政府の組織でございましょう、この安保会議というのは、政府の組織の中になぜ政党内閣が入るんですか。そんな、政府と与党の間を緊密にするのだったら、それは党内でおやりになった方がいいし、党との連絡会議を独自にお持ちになればいいんです。国の予算を使つてやるこの政府の機関、本来政治的に中立であるべき公務員の立場のこの政府の機関になぜ一つの政党がお入りになるんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　だから、与党との連絡を緊密にするという意味合いにおいてこの会議に参加をしてもらつておる、私はそれでいいんではないかなと。別段これは法律上の制度というよりは、これは閣議で決定をしまして設けておる制度だろと私は理解しておるんですけれども、それでいいんじゃないでしょうか。

○久保田真苗君　こういう党の幹部というのは内閣の閣僚、そういう方たちよりずっと有力なんです。そういう事実関係、さきから官房長官が言つていらつしやる閣議の事実関係、これも事実関係でございまして、こういううけじめのないことは私はもう今後おやめいただきたい、このことをともかく要望しておきます。

そして、ちょっとさっきの案件にも一度戻らなければなりません。今度は、この安保会議の組織の問題になるんでございまして、その前にちょっと重要事項について伺つておきましょう。

この「重大緊急事態への対処」ですね、この「重大緊急事態」は何かということなんです。三つの例が挙がっていることはわかつています。わかつてはいるけれども、その後だんだん官房長官は範囲を広げていらつしやいますね。一体どういふことなんでしょう。

○国務大臣(後藤田正晴君)　「重大緊急事態」というのはあらかじめなかなかに想定しにくい。要するに一般論として、国家の安全、つまりは国民の生命、財産に重大な影響を与えるおそれのある緊急事態、こういうことでございまして、そういう私どもは概念規定を設けて、しかし過去はどうであるか、こういうことでございまして、過去の例を見ればこういうことは当たると我々は考える、こう言つておるわけではございまして、別段私は範囲を広げるとか広げないとか言うたことはないうちに私は考えております。

○久保田真苗君　この前、鶴山議員の質問に對しまして、例えば災害対策基本法で対処すべき、そして災害対策本部が対処すべきそういうものがある、その大規模の災害についても場合によつて警察の非常事態宣言とか自衛隊の治安出動ですとかね、こういうことを重大緊急事態に含めるといふようにこの前発言なさつたように思ふんですが、どうだったんでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　それは、私の答えは、普通の場合であれば災害対策基本法ですが、これの中にきちんと制度ができておりますからそれで処理ができるであらう、こういう前提に立っているわけなんです。

ただ、過去の例で、例えば関東大震災、これは災害の私は規模を言つてゐるのではないんです。つまり、マグニチュード幾らで何がどうというんではなくて、今は大震災施設が完備してありますから、あの程度の地震でも私はあのような事態にはならぬと思ひます。しかし、私が言つてゐるのは、あのような事態を想定してありますね、そうしますとあのときは大変な私は社会不安、政治的混乱、これが生じたと思ひます。だからこそ、たしかあのときは戒厳令がしかれたんじゃないかなと私は記憶しておるんですが、そういう事態を想定した場合に災害対策の会議だけで対処できるかと。それでは非常に幅が広がりますから、だから社会的、政治的な大混乱といったような場合には、対処の幅が広くなると思ひます。これは国防事態です。今度の法律でも引き継いでおりますね。

しかし、その前の段階が一つある、それは警察による非常事態宣言。これは警察組織というものを、公安委員会組織を設けて、直接総理大臣が監督していくということ、実態的な権限はもう全く強化になつてゐるというわけのものじやありません。しかしながら、そういうような一応の体制はできておる。ところが、災害対策本部をつくつて、そういう事態に對して、それじゃ警察の非常事態宣言をするかしないか、それがいいか悪いかに。さらに一歩進んで、それじゃ警察力ではどうという意味において自衛隊の治安出動ということをややどう考えるんだと、出すのか出さぬのか。これは極めて私は重大な判断だと思ひます。そういうときに、災害法の対応の中で私は処理ができないうちではないかなと。

そうならば、まさに今度のような重大緊急事態として一応の論議をして、そして、それをそれ

そ私は閣議にかけて決定をしていく、こういうことになりやせぬかなと、かように理解をしておるのであつていふような御答弁を申し上げた、そのところを御理解を賜りたい、こう思ひます。

○久保田真苗君　ミグ、ダッカ、KAL、こういう事件の例を、盛んになぜこういうものをお挙げになつてゐるのか。結局、本當のねらいはこれにあるわけですか。何もミグ、ダッカ、KALが、こういったミグが亡命してきたからというのが国家の安危にかかわる重大緊急事態と、そういうふうなものはどうも結びつけにくいことが多いんですがね。今回国家公安委員長をこの会議に入れたというところによつて、やっぱり内閣官房へいろいろな防衛それから警察、こういう事務が集中していくということはどうも思ひますね。それは総理の権限と、こうおっしゃるけれども、むしろ総理より官房長官の権限が非常に強化されるんじゃないでしょうか。

もう一つ、有事法制の第三分類について伺いたうと思ふんですが、第三分類は国民の権利に抵触する内容が含まれると考へられるわけですね。直接国民にかかわりがあるのが民間防衛の問題なんです。この間本会議で、長官はたしか民間防衛に關係がないというふうな御発言になつたと思ひますが、こういうことも安保会議の対象に想定しておられるわけですか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　今の久保田さんの御質問を聞いておりますと、本當のねらいはここにありと申すのは私はどういふことを言つていらつしやるのかかわらない。私の考へておるものは、この法律に書いてありますように、今の要するに全体の行政組織の中で一番欠点があるのはここです。その基本は何かといへば、国民の命と財産をどうして守ればいいのか。ここをひとつ十分お考えをいただきたい。このことをはっきりと私は申し上げておきたい、こう思ひます。

それから、もう一点の有事法制の問題ですが、これは自衛隊が有事の際に行動するとき、一体

現在の法制でどういふところが過不足があるのか、いろんな研究をしなければならぬと思います。そういう意味合いにおいて、私の承知している範圍では、第一類、第二類、第三類に分けて検討、勉強をしていこう。ところが、その勉強の結果、第一類であれば所管はたしか防衛庁だと思えます。それから、第二類はそれぞれの所管が明確になっておる、だからそれぞれの所管官庁でと。第三類は所管官庁が必ずしも明確でない、こうなっております。ならば、明確でないのはこれは政府として取り組まざるを得ないであろう、こういうことを申し上げたわけでございます。

そうすれば、一体どこが、政府で、防衛庁のその検討の結果を受けてやるかということになれば、私はやはりこの安全保障室ですね、会議じやありません、室の方で勉強せざるを得ぬだろう、こう申し上げておる。そのとき、勉強した結果どうなるかといえ、これは安全保障室は具体的なそういう仕事をやることじやありませんから、所管を決めれば、区分けをして、この事柄についてはこの省で、この事柄についてはあの省で願いたいといったような総合調整をしていく、こういうことにはせぬかな、こういう立場でお答えをいたしているわけでございます。

○久保田真苗君 そうしますと、まあ時間の関係で内容的なことを全部述べていただくわけにはいかないですけれども、このことは結局まあ自衛隊の作戦区域に住民の出入りを制限するとか、情報とか電波の使用を制限するとか、民間輸送力の軍用確保をするとか、そういったこと、いわゆる戦争中の避難とか疎開とか灯火管制とか、こういうことまでもイメージとして浮かんでくるわけでございます。こういうことを日常的に研究なさる、こういうことなんでしょうか。

○國務大臣(加藤紘一君) 今、官房長官から御説明がございましたように、第三分類につきましては、防衛庁でいろいろ検討をした結果、どこの省庁が担当するか明確でないとはつきりなつたものでございます。で、この振り分けをどうするかと

いふのは政府全体で常々考えなければならぬ問題だと答弁してまいりましたけれども、やはりその振り分けを防衛庁でやるには、それだけの権限とそれから権威が、一つの省、役所でございまして、ございませぬので、まあ官房長官御答弁いただきましたように内閣官房、そして具体的に言え、ば今度の安全保障室でございませぬか、そこで振り分けをしていただくならば防衛庁としてはありがたいという感じがいたしております。

そこで問題の、今度のいわゆる有事法制というもの、が戦時中のいわゆる灯火管制から何からという何か暗いイメージで、戦争の経験のある方はそう思われると思います。ただ私らの世代になりまして、いざ仮に万が一になったときに多分国民全体で冷静さを失うと思います。そういうときにしつかりとした、そういうときに合わせた法体系をつくらなければならない、本来有事といえども踏み込んではいけぬ私権のところまで踏み込む場合があるのではないかと。だから、いざというときにも、ここまでは自衛隊にお許しいただきたいと思ふけれども、ここからは自衛隊といえども踏み込んでいけぬというふうなデマケーション、線引きを平穏なときに僕はやっておかなければいかぬのじやないか、私権を守るといふ意味においても、そんな感じがいたします。したがって、有事法制をおどろおどろしいものと見る向きもございませぬ。それは当然そういう部分があります、私権を少し制限していただきたいという部分がありますから。しかし同時に、しつかりとした権利をいざというときにでも守るといふ意味で、人権擁護というふうな意味でもしつかりと考えておかなければいけないと思ひます。

それを私強く感じましたのは、この間のJAL事故のときでございます。やはりああいう有事で国民全体が、早く助けなさいいけぬ、早く遺体処理をして上げなさいいけぬ、早く遺体処理をいたしましたから、そのときにはみんなて実、うちの木を切つてヘリコプターの仮停泊所をつくつてもいいよとか、もうこの道路は御自由に通つて

いいから自衛隊さん頑張ってくださいとやってくれました。また、遺体を置いておく場所も、あそこを使つていい、ここを使つていいということをして、全くそれそれほんの手統もしないでみんなやってくれたわけでございませぬ。

まあ、あれはあれでよかったのかと思ひますけれども、やはりそういうときも何らかの処置を、ああいう場合は災害出動ですから特に大きな話ではなく、皆さんの御協力を得た分ややつていけばそれでうまくいったし、ありがたかつたと思ひますが、いざ有事のときには、やはりそういういふところで踏み込んでいかないのか、そんなふうにしておられますので、いたずらにこの有事法制といふものを一方的に戦争中の権利制限の暗い話ととつていいのだろうか、そこはちょっと感覚が違ふところがあるんじゃないかという感じがいたしております。

○久保田真苗君 でも、四十年前にそういうことがあるわけですね。大変な権利制限でして、もう民間の産業ももちろんだめです、すべては軍事優先、こういうことになるわけですね。民間人の移動の権利とか、それから民間人のいろいろな情報をキャッチする権利とか、もちろん輸送もだめになるし、もう私生活の中へみんな入ってくるわけですね。そりや私も年齢が年齢ですからそういう恐怖を持つんだと若い防衛庁長官お思いになるかもしれないけれども、でもあの経験というものは、本当に今思い出しても全くいいものじやございませぬ。ああいうことをまた繰り返さないとなぜ言えるんでしょうかね。

そういういたしますと、私は少なくとも有事法制は現に研究をやつていらっしゃるんですから、やつていらしてそれをどういふふうにするかというところなんだから、これはちゃんと国民に広く公表していただきたいんです。これは国民の基本的な人権にかかわる問題、国民の自由権にかかわる問題、財産権にかかわる問題です。それを秘密、秘密でおやりにならないで、もしここで安保会議でも

つてこういうことが研究されるのであれば、それはもちろん防衛庁長官もすべての閣僚がお知りになる必要があるんだし、国会にも報告していただく必要はないんだし、それから一般国民に広く公表していただく、私はそのくらいの透明度をもつてやつていただきたいと、コンセンサスもなしにやみの中でのいふことがほとんど日常的に国民への監視業務が進むんじゃないかと、こういうことを心配するわけですね、何しろ年齢で昔の経験を覚えていきますから。

○國務大臣(加藤紘一君) 年の話というのは余りよくないですけれども、我々は何も隠してやつてゐるつもりはございませぬ。したがって、第一分類、第二分類といふものはこの国会に御報告申し上げておりますし、それは第二分類については私が長官になってから報告しました延々と長いものでございます、延々詳細にわたるものでございます。そして、これは将来仮に国民の世論が成熟し、また準備ができ、国会の御意向も受けて議論し、立法化するといふようなことになったとすれば、それは国会の場でやることですから、どこに法律上の問題点があるかを隠して議論できるものではないと。そういうことで、もう詳細にわたつて既に御報告申し上げております。

したがって、第三分類につきましても、こういうような問題点があるといふことを幾つかの項目について整理いたしておりますので、どういふ部分があるのかといふことを今お聞きいただければ、時間が許せば政府委員の方からお答えいたしておきます。

ただ、問題をもう一度繰り返しますけれども、そういういた有事のときにどのような国民の権利と自衛隊の権利の調整があるべきかといふのは、私は平穏なとき、今こういうときに国会の場で冷静に議論しておいた方が国民権利擁護という側面はより担保されるのではないかな、こう思つております。

○久保田真苗君 ぜひ御説明いただきたいけれども、まずそれじゃ書いたものでいただきますしょう

か、できるだけ詳しく。

○国務大臣(加藤純一君) 第一分類、第二分類につきまして国会に御報告いたしました資料といひますか、報告書をお届けいたします。第三分類につきましても、こういう点が問題であるといふことにつきましては、今ここで報告をいたしてもいいし、それからそれは書類でお届けしても結構でございます。

○久保田真苗君 私があつて質問してありますのは、特に第三分類の問題なんです。ですから、第三分類の問題についてできるだけ詳しい資料を、じゃあ後からいただきます。

○国務大臣(加藤純一君) 結構でございます。

ただ、第三分類につきましては、詳細に御報告申すといつても、どの辺でどの役所がすべきかという、若干極めてあいまいなところが多いので、問題意識としてどういふポイントがあるかというところで、まだそこで終わって作業中のこととさせていただきます。その点につきましては御満足のことではないかと思ひますけれども、従来から国会で申し上げてきた線につきまして御報告いたします。

○久保田真苗君 いただいた上で質問しますもので、それじゃお願いします。

それから、この安保会議の組織上の問題について伺うんですがね。四三三項に、議長が事故があったり欠けたときに、五三三項、つまり内閣法九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣がその代理をする、こうあるわけです。ところで今現在、この内閣法九条の規定によりあらかじめ指定されている国務大臣はいるんでしょうか、あるいは今までどうだったんでしょうか。

○政府委員(堀田章君) 現在は、指定された方はおられません。それから過去においては、指定された方もあった時期もございます。

○久保田真苗君 そういたしますと、この法律の読み方はどうなりますか。今いらないから一号は欠けている、欠けているけれども形式的に書いておくんだということなんでしょうか。それとも、議

長にかわる人は緊急の場合に必要だから、この法律をばねとしてこういうものを指定する、もちろんそこまでお考えになつておられると思ひますけれども、官房長官いかがでしょうか。

○政府委員(堀田章君) 今申し上げましたように、現在は欠けておりますけれども、制度としてしまして国防会議ができた当時からずっとこの規定がございまして、現に指定された方もおられるわけでございますが、現在は確かに具体的な指定を設けておるといふこと自体は、それはそれでいいか。ただ、実際にこれが指定されることは内閣全体の問題でございまして、私の方でとかく申し上げる筋ではございせんけれども、指定された場合には当然議長の代理権を持った議員として参加される、こういう制度になつておられるわけでございまして。

○久保田真苗君 官房長官済みません。つまり、この法律が施行になつても、この一号は欠けた状態が十分あり得るということなんでしょうか。私はそのお考えだけ伺えればよろしいんです。それとも、これができるとぜひ補充しなきゃいかぬと、こういうことなんでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは、御質問は恐らく五三三項の第一号のお話で、「内閣法九条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣」、この御質問だと理解をいたしますが、これは前からある規定でございまして。というのは、内閣法にこういう規定があるわけでございまして。これは、何を言つておられるかという副総理の規定だと思ひます。副総理というのは、あらかじめこれに指定をした副総理の時代も内閣によつてはございまして、最近はこの時代もあらかじめ指定した副総理というのはいない。将来、しかし置き得ると思ひます。これは、そういうことがありますので、今度の改正法でもそのまゝこれを踏襲して規定をしたと、こういうことだろうと理解するんです。

今やつておりますのは、大体総理が外国へ行きますときに、自分の留守中臨時に総理大臣代理を指名をしますと、こういうこととやっておる、いわゆる副総理格ということとでございまして、この規定はそうでなしに、あらかじめもう指定をしてしまひまして、いかなる場合であろうとその人は副総理である、こういう立場の違いがございまして。そこらがあるんでここにこういう規定を置いておる、かように御理解願ひたいと思ひます。

○久保田真苗君 法律上の解釈はわかるんですが、私が伺いたいのは実態としてどうなるのか、今つまり内閣法九条の該当者はいないんですよ、ない。そういう場合に、出張されるときに臨時代理としておなりになつた方がこの場所に来られるのか、来られないんです。じゃ、それ確認しますよ。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは、臨時代理が指定せられますから、それが総理の臨時代理としての役割をしておりますからその方が出ると、こういうことになります。

○久保田真苗君 いや、臨時代理がここにいらつしやると、こういうことなんでしょうね。

それで、もう一つ伺ひますが、国家公安委員長なんです。今自治大臣でございまして、ただけれども、自治大臣でなかったこともあるんです。過去には大いにあるんです。それで、例えば国家公安委員長である国務大臣、専任の方もあつたし、それからその後は行政管理局長とか建設大臣が兼任されたこともある、今自治大臣が兼任されて、このこととよろしく自治大臣だと。この国家公安委員長、こういうことになつてきますと、いわゆる治安維持に關連して非常に大きな役割といひますか、それを持たれるわけなんです、私伺ひたいんですが、国家公安委員長はどういう基準で大体お決めになつておられるんですか。今後とも自治大臣になるのかならないのか、あるいはもつと違つてところへ行きそうなのか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 久保田さん、これは私からも答弁しにくい。閣僚の補職の権限は、こ

れは内閣総理大臣にございまして、だからお答えしにくい問題でございまして。しかし、それを今度の規定に入れたというのは、やはり重大緊急事態というのが一番密接な關係を持つのは国家公安委員長であらうと、こういうことで入れてあると、かように御理解願ひたいと思ひます。

○久保田真苗君 国防会議の仕事はそのまま引き継ぐんですね。しかし、ここに非常に現行法と大きい違いがございまして、国防会議の事務局は内閣官房の外にあるわけですね。そして、内閣官房は、今現在は「事務局の事務のうち国防会議の事務以外の事務の掌理については、内閣官房長官の命を受ける」と、「国防会議の事務以外の事務」といふのは何なんでしょうか。

○政府委員(堀田章君) 現在の国防会議事務局の事務でございまして、現在国防会議の事務局といひましては、「国防会議の事務」と「国防会議に關する事務」、この二つを処理するといふことになつております。「国防会議の事務」といふのは、これはまさに会議の運営そのものでございまして、招集でありますとか記録でありますとか、議長を補佐して会議そのものを運営する事務でございまして。「国防会議に關する事務」といふのは、これは例えば諮問案を諮問いたしますが、その諮問案の作成等が「国防会議に關する事務」であります。

現在は、今もお話ございましたが、「国防会議に關する事務」の方は内閣官房長官の指揮を受けておりますが、「国防会議の事務」の方は議長たる内閣総理大臣の指揮を受けておられる、こういう形になつておられるわけでございまして。

○久保田真苗君 つまり私、内閣官房長官のもとに非常に多くのお仕事が行くことだと思ひます。しかも、それが今回官房長官とともに国家公安委員長をこの会議にお入れになつておられる。官房長官は従来入つていなかったんです。だけれどもお入れになると。そして、この安全保障室が会議に關する事務を全部やる、そしてそのほかの内政、外政、情報等もおやりになる、こうい

うことになるわけですから、ほとんど一切の警察、軍事、それから内政、外交、こういうものを合わせて非常に大きな力を官房長官が持ち持っているということになると思うんです。

私は、内閣の調整機能を強化するということは結構なんだと思うんですが、しかし軍とか警察とか、こういったところのものが官房長官の事務局に全部集中していくということについてはやっぱり多少の危惧を感じるんです。それは何と今の方がいつまでいらいしやるわけじゃない、そういう立場にある官職だと、こういうことになるわけですね。そういったしますと、総理は要するに警察法によって緊急事態の布告、そして警察の一次的統制をする、こういう大きな権限を持っていらつしやる。しかし、実際問題としてこれをやるのは官房長官だと思ふんです、この事務を通じて。むしろ総理よりも非常に権力者になると、こう思うんです。

私、そう言っちゃなんですか、さっきから副総理とか自治大臣、国家公安委員長とかというのを伺っているんですけれども、この安保会議がここに置かれたために、非常に官房長官がこういうものになるのにもかにも適当なような、そういう事務がここにたつたつとあると思うんです。

率直に伺いますけれども、後藤田官房長官はこの事態、こういう状態が非常に好ましいと思つていらつしやるんでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 確かにこの仕事は、やっていますと少し仕事が多過ぎます。私は、それだけは事実だろと思ひます。ただこれは、やはり官房長官というのは御案内のように総理大臣を直接補佐する機関でございますから、したがって総理を補佐するという立場において、やはり各省庁の総合調整の仕事もやらなきゃならぬということが一つですね。

もう一つは、今度の安全保障室ですか、事務組織ですね。これが半分今総理に直結して、半分官房長官に現在はおつておりますね。それがこれ一

本になつて官房長官の方に来るということですが、その辺は確かに仕事は過重になります。この国防会議の事務を引き継ぎますから、この安全保障会議とその事務をやつていく安全保障室はやはりシビリアンコントロール、これは私は強化をしなければならぬと思ひます。そういう立場で考えますと、仕事はふえることは余り望ましいことではありませぬけれども、やはり総理大臣の補佐機関としての官房長官の方に移した方がより適切であらうと、非常に重要な仕事でございますからね、といつて年じゅうある仕事じゃもちろんないわけですね。

私は、そういうような観点で、むしろ総理に直結した今までのような形は、いかにもこれは、その方がシビリアンコントロール上適切であるという形式議論はあるんですけれども、実際はそうではありませぬ、これは。やはり総合調整機能で総理を直接補佐しておる官房長官の方に移した方がよりシビリアンコントロールが効くと、それぞれの総合調整をやつていくと、私はさような理解をしておるわけでございます。こういふところから、日本の行政組織として一番欠けておつたところですから、これは官房長官の仕事が多過ぎるなという気はありますけれども、やはり私はやらなければならぬ組織の改革であらうと、かような理解でございます。

○久保田真苗君 仕事が多過ぎるというだけでなく、非常に権力的な行政がそこに集まるということとを私は申し上げておるんです。私はむしろ、総理の独走、独裁も困るけれども、その総理の事務局という名において、実際問題としてこういふ非常に国民の人権に深く、むしろそれを阻害する方に働くかもしれない権力というものが事実上官房長官のところ集まるといふと、これはどなたがおなりになつても大変なことだと思ひます。むしろ総理よりも強力になるかもしないでございいますから、私はこの裏に隠されているこつた、何といひますかね、機能調整、機能の強化ということの陰にある一人の人の権力の集中、

このことについて重大な警告をしておきたいんですね。

こういうことで万が一、これが非常に治安維持にふさわしいポストであり、全体の総合調整にふさわしいポストであり、そしてこの安保会議の議長代理をするにふさわしいポストである、こういうことになってきますと、副総理格であり国家公安委員長であり、要するに防衛出動の事務的元締めであり、こういうことになっていく。私は、こういうことについての懸念を表明し、こつた一人の人の権力の集中、こういうものを図らないといふそういう官房長官の御意思を確認したい、こういう気持ちなんです。

○国務大臣(後藤田正晴君) 権力の行使というものは、私は決してこれはもう刃の剣である、こつた理解でございます。したがつて、いわゆる権力行使といふものはあくまでも慎重でなければならぬと、こう考へております。したがつて、久保田さんのような御意見、これは十分配慮しながら慎重に私は対処しなきゃならぬと、これは基本の一つであると思ひますが、同時に久保田さんにお願いを申し上げますが、この改正は重大緊急事態からこのようにして国民の生命と財産を守ることができるといふこの一点で考へておるんだと、こつただけはひとつはつきりと御認識をいただいて、裏に隠された意図であるとかんとかつた御懸念はひとつお捨てをいただきたい、こつと思ひます。

○久保田真苗君 防衛庁長官、せつかくの機会です。今までも論議しました池子の問題です。ね、ちよつと一問だけ伺いたいんですけれども、逗子市の米軍住宅建設に關しましては私も何度か質問させていただいたんですけれども、この段階で一応リコールも終わり、市長とか新しい市議会も決まつておるわけですね。それで、逗子では今、いろんなこの一年間の経験にかんがみまして、建設反対派の人も賛成派の人も割合に虚心に話し合おうといふそういう空気が生まれておるわけですね。そして、その一つとして代替案なん

かも検討しているわけですよ、模索しているわけですね。

それで、防衛庁の方の建設計画を前面に押し出して市民の理解を得るといふのは、非常に言葉は妙な言葉だと思ふんです。これは結局、市民の理解を得るといふながら、もう建設計画一本やりで強行するんだといふふうな受けとられておるわけなんですか、それについてははば市民の理解が得られないといふことはつきりしていると思ふんです。

そこで、逗子市がせつかくそういう虚心に話し合いたいという雰囲気になつておるわけですから、防衛庁としても逗子市と虚心に話し合うといふお気持ちでございますか。今、この事態を円満に解決できるほど最後のチャンスだろつと思ふんです。防衛庁長官がいつまで防衛庁長官でいらつしやるかわからないけれども、私はやつぱりもうこのことを十分によく御存じで御理解もあるだろうと思はれる加藤防衛庁長官に、ひとつ事態円満解決に向かつての建設的な一歩を進めていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(宇都信義君) お答えいたします。

米軍は昭和五十三年ごろから、横須賀地区の米軍の家族住宅が約千三百戸不足しているといふことと、深刻な状況にある状況を日本側にあつた機会に述べておりました。当庁も住宅建設の適地を種々検討しながら、長い間かけて適地と思われる池子地区に千戸程度、米軍の希望するまとまつた住宅を建てるといふ案で適地の判断をいたしました。昭和五十八年以来地元の逗子市長さんと協議に入りました。

その結果、五十九年に至りまして逗子市長さんが、市の行政の及ばない国の防衛の問題であるといふことで理解をいただき、市議会や市民の各種の団体の御賛同を得まして、住宅を九百二十戸に減らすといふような条件をつけまして、三十三項目の条件のもとに協力をするといふお話がございまして、当庁もその二十七項目について誠意を持

つて実現に努力するというのを回答し、市長さんも了解されまして、国と市との間では合意に達してきておるところでございます。このような長期にわたる各種の話し合いの結果得られました合意はそれなりに重みがございまして、私もこの合意を信義則に従って尊重されるべきものと考えております。

富野市長さんが四月初めに、市議会の受け入れ派の方々に白紙に戻して対話をしたいというお話をしておられるということは承知しておりますが、先生、国に對しましては同様に白紙撤回するかという御質問でございますとすれば、二十七項目につきましては、もう既に国と市との合意のもとに、施設区域の名称の変更とか、それから墓地の跡地の供養の実施とか、それから神奈川県のある条例に從いましたアセスの手続の進行など実施されておまして、この段階で白紙撤回というのはちよつと考え得られないような状況でございますが、項目についていろいろ御希望がございまして、そういうことであれば、追加とかあるいは変更とか、そういうことについては私も考えてまいりたいと思っております。

いずれにしても、緑の保全に最大限の配慮を行っていくという私どもの対応を、広報活動等によりまして、今後とも理解と協力を得るよう努力してまいりたいと考えております。

○久保田真苗君 防衛庁長官にお答えいただきましたんですが、ともかくいろんなことを前政権とはやつたでしょう。だけど、まさにそのことがたまたま、そして政権交代になつていくわけですよ、返り市では。そして、市議会とかいろいろ選挙が行われて、ともかく建設に反対するという民意が多数であることは動いてないんですよ。そういう事実を踏まえていただきまして、項目だけに限るならとかいろんな条件を話し合う前から出してたんじゃ、とても話し合いに入ることすらできないんじゃないですか。向こうも虚心に話し合うという雰囲気を出してきていますから、私は加藤長官にぜひお願いしたいのは、いろ

んな条件を初めからつけないで、ひとつ虚心に話し合っていくという、そういう姿勢をおとりいただけないか、そういう方針にしたいだけないかと思ひますんですけれども、どうなんでしょう。話し合うということがそんなに大変なことなんでしょうか。

○国務大臣(加藤一君) 富野市長が白紙撤回要求につきましてはいろいろ御発言なさっていることは新聞等で私たちも見ておりますけれども、それがどういふ意味を持つのか、まだ若干不明確なところもございまして。池子の地域に關します、返り市におきます市長交代、それからその後の数回のリコール、そして最終的には議会の選挙、こういったもののいろいろな動きにつきまして、自治体のあるから、私たちが最終的な意思の存在はどうかあるかというようなことを余りとかやくコメントはいたしたくないと思ひますが、いずれにいたしましても地域の御理解を得られるように精いっぱい努力をしてみたいと思つております。

また、アセスの手続というものは私たちがはつきりとやつてまいりたいと思ひまして、なぜならば、それは緑を大切にしなければならぬというのが論争でございますから、緑が本当にどのようになつていくのか、正しくその手続を落ち度なく進めてきたつもりでございます。そういった中で、今後ともできる限り地元の御理解を得られるように進めてまいりたい、それでまた、地元の動向もよく見きわめながら進めてまいりたいと思つております。

○久保田真苗君 一言だけ。

地元の動向を見きわめるには話し合うのが一番なんです。ですから、向こうが話し合いを希望してきたときはぜひ受けてください。お願いいたします。よろしいでしょうか。

○国務大臣(加藤一君) 地元の動向を見きわめながら適切に対処してまいりたい、こう思つております。

○太田淳夫君 前回の委員会、この法案の中身

のある部分につきましては質問させていただきしたので、きょうは防衛問題とその周辺のことにつきまして、何点かお尋ねをしておきたいと思ひます。また、次に委員会も行われますので、そのときには法案に關連しまして質問させていただきますと思ひます。

〔委員長退席、理事村上正邦君着席〕
ただ、今同僚の久保田委員の方からいろいろと御意見の開陳がありました。最後に官房長官にいろいろと話をされておりましたところの権力の集中化の問題につきましては、私たちが同感であります。そのことにつきましては、また次回に譲りたいと思ひます。

それでは、防衛問題に關連して質問したいと思ひますけれども、いよいよ国会も終盤となりまして、防衛二法の問題、これはほぼ今国会で成立の見通しがなくなつてきたわけでございまして、この改正案のいろいろな説明を聞いておりました中で、例のサミットにいろいろと使われまして、フランスの大統領も非常に喜んでみえたと言われております。フランス製のヘリコプターの防衛庁に移す問題ですが、このヘリコプターの整備費等は防衛庁に關しては私たちが聞いておりましたけれども、この法案が通りますと、このヘリコプターを運用するような法的根拠がなくなつてしまふんですが、その点どのように対処していく方針ですか。

○政府委員(池田久克君) ただいまの國寶等輸送用ヘリコプターに關する経費につきましては、先生ただいまお話しのとおり運用委員の人員確保のための経費等、維持管理費等の経費として合計一億七千二百萬、そのうち歳出は一億二千三百萬防衛庁に計上されております。これは御案内のように、二カ月間は法案の關係がございまして、總理府の方が持つことにいたしました。法案が通りましたら残りの十カ月については防衛庁で持つというところで計上しております。

〔理事村上正邦君退席、委員長着席〕
したがいまして、法案の帰趨にかかわりまして、

今後この経費をどういふふうにするのか、關係省庁で改めて検討する必要があると考えています。

○太田淳夫君 次は、SDIの問題ですけれども、せんだつても同僚の委員からこの問題につきましては提起もありましたけれども、五月十三日に第二回のSDI研究参加問題に關する關係閣僚會議が開かれていろいろと意見が交わされたというところでございまして、この關係會議につきまして、報道によりますと、SDIが専守防衛という我が國の基本的防衛政策につながる、こういう点で意見の一致を見たということで報道されておりますが、このSDIと専守防衛について、官房長官はどのように受けとめてみられますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 御承知のように、SDIについては、いまだ政府としては理解を示すという段階でとどめてあるわけでございまして。その後は、實體が必ずしも明確ではありませんから、實體を慎重に検討の上政府としての対応を決めたいと、こういうことで今慎重に關係閣僚の間で研究をして、第一回は技術的な報告を聞き、第二回は戰略的側面を専門家から、事務当局で、から話を聞いたわけでございまして。

SDIは、御承知のように、非核の防衛手段で弾道ミサイルを無力化すると、究極的に核兵器の廃絶を目指す、これがアメリカ側の主張でございますが、それを私どもとしては受けて検討しておるわけです。それで日本は、御案内のように専守防衛を旨とする、これは防衛の基本でございます。そうしますと、SDIも、アメリカ側の主張は究極的に核兵器の廃絶を目指すということであるし、我が方は専守防衛を旨としておる、これが防衛の基本であるということになれば、これは相通するものがその発想の根底にあるのではないかと、こういうことが今御質問に出た、新聞に出たんでしょかな、その背景にあるのではないかと、私はさように理解するわけでございまして、

いずれにいたしましても、しかしこの關係閣僚會議というのは決定する場ではございません。これ

は関係閣僚間の意見交換の場として開催をしており、かように御理解を願いたいと思ひます。

○太田淳夫君　そうすると、この閣僚会議で意見の一致を見たということは、決して参加問題について一歩、二歩という前進をしたんではないんだということでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　そういう意味ではありませんが、だんだん理解を深めておると、かように理解をしていただきたいと思います。

○太田淳夫君　第三次調査団の報告書も出されているわけですが、その概要の中で、「技術的側面から見る限り、我が国が適切な形でその成果を利用し得る方法でSDI研究計画に参加することとなれば、我が国の関連技術水準の向上にも大きな影響を及ぼす」というように参加問題について積極的な見解を述べているように思ふんですが、官房長官はどのようにお考えになりますか。技術的側面に限ればという、これと同じような見解をお持ちなんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　第一回は技術的側面についての調査団の報告でございましたが、私も素人でございますから必ずしも深い認識があるわけじゃありませんけれども、説明を聞く範囲においては、私は今太田さんがおっしゃったように技術的側面については報告に記載されているようなものとして受けとめておるわけでございます。もちろんSDIはこれだけじゃありませんから、制度面もあれば戦略的な側面もございまして、いろいろまだこれから十分勉強した上で慎重な対応を必要とする、かように理解をいたしております。

○太田淳夫君　今、官房長官から慎重に検討を進めていくというお話がございましたけれども、日本学術会議の第百回総会におきましても、SDIの研究参加につきましても「深い憂慮の念を披瀝する」という報告が提出をされたように、これを見てみますと、研究の自主性が失われる、あるいは宇宙空間の汚染が進められる、そういうこと等の理由がいろいろと挙げられておりますが、やは

りこの問題については私たちが慎重に当たるべきだとかねてからも主張してまいりましたが、その慎重に検討すべき課題としまして今制度的な面あるいは戦略的な面というお話もありましたけれども、政府はSDI研究参加に当たってこれらの面とどういふような問題点があるのか、具体的にそれだけ検討はされておると思ひますが、SDI参加に踏み切ると、こういう仮定をされた場合にどういった問題をクリアしなければ参加できないのか、その点はどうか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　これは、技術面それから戦略面それから制度面、制度面の中には政治的な面もあるかもしれませんが、そういうことをもう少し幅広く、しかも突っ込んだ議論をしないと今直ちにどうこうということはいふ得ないところですが、どういふ点をクリアすればいいことは、わかつておる限度においては専門家がおりと思ひますので、外務省の局長が来ておりますのでお答えをさせたい、こう思ひます。

○政府委員(藤井宏昭君)　ただいま官房長官御指摘のように、技術面、戦略面、制度面等々多岐にわたる面がございまして、それを総合的に検討しておる最中でございますので、その中でどれがどういふようなことはこの場で申し上げるのは時期尚早かと思ひますけれども、例えば制度面につきましては、よく世上に言われておりますように成果の帰属の問題とか、あるいは一定の情報をこれがどの程度公開されるかというような問題等があるわけでございます。

○太田淳夫君　この国会でいろいろと議論もされてまいりました点を私たちがいろいろ考えてみますと、日本がSDIの研究参加するに当たりましては、慎重に検討すべき課題というのは実にたくさん存在していることがこの国会の議論の中でもあらわれてきておるわけでございますが、今具体的にあらわすことはできないということでございますが、問題、あるいは宇宙開発に關する昭和四十四年の宇宙の開発、利用は平和目的に限るといふ国会決

議の問題、あるいは我が国の安全保障への影響、それから特許権のいろいろな帰属の問題、あるいはどういふふうにして参加していくか、そういう問題一つ一つ大きな問題であらうと思ふんですが、やはり官房長官は慎重にとおっしゃってやりましてたけれども、こういう一つ一つの問題がやはり国民が納得する形で解決されなければ、官房長官としては、政府としては参加に踏み切ることはない、こういう確約は官房長官としてしていただければどうか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　いずれにいたしましても、この問題は今後の技術の活用の問題なり、あるいは核との関係の問題なり、あるいは秘密との関連の問題、今太田さんがおっしゃったように多方面にわたつての検討を経なきや、検討の結果を踏まえたならばならぬと考えておりますが、いずれにいたしましてもこの問題は国益を踏まえて慎重に判断をして決定すべき事柄である、私はかように理解をいたしております。

○太田淳夫君　次は防衛庁、行革関連でお伺いします。昨年の秋に設置をされた防衛庁の業務・運営自主監査委員会、これが四月二十八日に防衛改革委員会に改組されたんですが、これは理由は何でしょうか。

○政府委員(大倉宗夫君)　昨年に中期防衛力整備計画がございまして、そこで防衛力の整備運用につきましまして効率化、合理化を一層徹底して行うんだと、こういうことになっておりましたものでございまして、昨年の十月これを受けまして、業務・運営自主監査委員会というものをつくりまして、防衛庁の業務運営面の点検を精力的に行つてまいつたわけでございます。その結果、本年の一月にガイドラインというものをもしまして、点検項目を整理し、本年の四月にそのうちの十九項目につきましまして、検討結果につきましまして先ほど先生がおっしゃいましたようにその成果を公表したところでございます。

ところで、その作業をずっとやってまいつた経過におきまして、今申し上げましたようにこの委員会は業務運営面の点検を目的としたものでございまして、自分のところでの検討の土俵というものを自分でどういふ形でその制約を置いたわけでございます。しかしながら、その制約のもとにおきましてはどういふ一合理的、効率化を徹底させるというところでは足りない、作戦機能面の検討にまでもその土俵を広げて、自由な発想のもとに防衛計画の大綱の総枠の中で我が国の防衛のあり方を、防衛の態様を検討していくのがいいのではないだろうか、こういうことになりましたものでございまして、業務・運営自主監査委員会を発展拡大いたしまして、本年の五月になりまして正式に内部手続も済ませまして防衛改革委員会をつくつたという次第でございます。

○太田淳夫君　それまでの業務・自主監査委員長は宗倉官房長さんでしたが、今度は矢崎次官が委員長ということで、相当踏み込んだ検討が行われるんじゃないかと思ふんです。自衛隊の作戦機能あるいは装備体系に踏み込んだりするような検討をされるというふうな感じもするわけですが、その際に、防衛計画大綱の見直しあるいは別表の見直しにもやはり触れていくような議論がそこでされてくると理解してよろしいんですか。

○政府委員(大倉宗夫君)　先ほど申し上げましたように、この防衛改革委員会での前提は、防衛計画の大綱の総枠の中で検討を進めていく、こういうことでございますので、今先生おっしゃいましたように、防衛計画の大綱そのものの改定あるいは別表の改定というものを予定して研究していかうというものではございません。

○太田淳夫君　防衛改革委員会の下部機関としてはどういうものができるんですか。

○政府委員(大倉宗夫君)　研究会のグループとそれから従前の自主監査委員会のグループと二つ大まかに言ひまして柱がございまして、従前の自主監査委員会の系列でございまして業務監査小委員会というのを設けまして、もう一つ研究会の系列で二つ研究会を設けることを今考えております。一

つは洋上防空体制の研究会、もう一つは陸上防衛態勢の研究会、この二つでございます。

○太田淳夫君 今お話しの中の研究会、その研究会の中の陸上防衛態勢研究会、これを設置して、いろいろの報道もされておりますけれども、陸上自衛隊の師団配置を抜本的に見直す、こういうことが報道されておりますが、既に北方抑止力向上のために抜本的改編の基本構想が固まったと、こういう報道がされておりますが、その点はどのような事実関係でしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 今さら申すまでもございせんが、我が国の防衛体制というのは、そのときどきの国際的な軍事情勢、なかなか周辺諸国の軍備の動向とかあるいは軍事技術の水準といったようなものを勘案しながら、最も効率のいいものをねらってこういうことでもございまして、かねがね陸上自衛隊につきましても、装備の方針、近代化ということで、近代化、効率化を図ってきたところではございますが、何せ陸上自衛隊の骨幹になります編成といいますが、師団編成というのは昭和三十五年につくられたものでございまして、以後余り大きく変えておられないというように、どうしても最近における新しい軍事技術の進歩といったものに追いつけない面もございまして、そういったことも含めて、今回少し抜本的な研究をしてみようじゃないかというのが研究会をつくったゆえんでございまして、まだ具体的な方針を固めるといったようなことではございせん。

主たるねらいといえますのは、我が国をめぐる戦略環境といえますが、というものが一つは相当変わっております。例えば、従来兵力が配置されてきた北方領土に一個師団程度の配備が行われていたとか、あるいは航空機なり空挺部隊あるいはヘリボーン、そういったものの性能が非常に上がってきたとか、もろもろの周辺の状況が変わってきたということが一つございまして、一方我が方の内部におきましても、陸上自衛隊の守り方といえますか、国土内に上げてから戦うんでは余りにも

国民の被害が大き過ぎるんじゃないか、もつと洋上なり水際で撃破することを追求したらどうだとか、そういった御意見もございまして、

いろいろのことを踏まえまして、この際陸上自衛隊の装備体系あるいは編成、配備、そういったものを含めて抜本的な見直しをやってみたいというのが現在の考え方でございます。

○太田淳夫君 今そういった見直し作業が進められていくということでございしますが、また中期防衛力整備計画の第一年度がスタートしたばかりですけれども、三年後にはこれも見直しをする考えを持っていますでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 中期防衛力整備計画は三年後に新たに作成し直すことについて検討するということにはなっておりますが、見直すか見直さないかということは今後の検討の結果ということで、必ずしも三年後に見直しをするということが決まりましたわけではないと申します。もちろん今回の陸上防衛態勢研究会の成果といえるものは、直ちに防衛力整備計画をどうするかといったようなことではございせんけれども、もともと一般的な、基礎的な勉強でございまして、具体的な成果が得られた際には、それが将来の五カ年計画等にも反映されるということはあろうかと存じております。

○太田淳夫君 同様に、下部機関として洋上防空体制研究会というのが設置されておりますけれども、OTHレーダーとかあるいは空中給油機、あるいはエイジス艦導入といったことは、この研究会で統一的に検討されて結論が出されるのでしょうか、それはどうでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 洋上防空の関連につきましては、御承知のように昨年政府決定されました五カ年計画で、洋上防空について検討し所要の措置を一部とるというように決まっております。したがって、今回の研究会で研究された成果というのにつきましまして、この五カ年計画の期間にある程度のものであれば、この五カ年計画の期間にある程度のものについては成案が得られれば実施をするということになるかと思つております。

ております。

なお、この検討の方向でございすけれども、洋上防空について我々改めて勉強し直さなくちゃいけないというゆえんは二つございまして、一つは、現在、従来であると太平洋上で敵の航空機からねらわれるということは余り考えなくてよかったです。それが長距離の非常にハイスピードの航空機が出現してきたということ。それから、航空機なり潜水艦、艦艇等から発射する巡航ミサイルといふものには非常に長距離のものが、数百キロといふような長距離を飛ばす巡航ミサイルが出てきた。そういったことで洋上におきましてもかなり空からの脅威というものが高まってきた。

これに何とか対応しなくちゃいけないということでございます。その際我々考えなくちゃいけないのは、一つは太平洋のような非常に広い洋上における防空をどうするかということでありまして、もう一点は、例えば北海道周辺のような我が方が航空優勢をとりにくい地域、そういったところで、例えば北海道に上陸等が行われたときに増援部隊を送ったり物資を補給したりあるいは住民を避難させたりといったように、どうしても北海道との間ではいろんな海上輸送をやらなくちゃいけない。その際の防空をどうするかという二点であろうと思っております。

前者につきましては、何せ広い海域でございすので、これを地域として守るということとはとても不可能でございすので、やはりそういったところで対応するためには広い範囲における監視能力をまず持つ。そして、相手方を発見したら、まず考えられることはこちらではできるだけ回避をするということだろうと思ひます。そして、回避し切れないような場合には、こちらは相手の動静というものがあつておるわけではございすから、それに対応する何らかの要撃手段といふものを持つということも考えられるんじゃないか。そのための兵器体系といふんです、装備体系としてOTHレーダーその他そういった組み合わせが最適だろうかというような研究をいたしたい

というふうに考えております。

一方、敵の航空優勢下における海上部隊の行動のための傘としては、現在もある程度整備をいたしておりますけれども、艦艇等のミサイルなりその他の防空兵器体系について、どういう近代化が可能かどうかといったようなことを研究いたしたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 この中期防衛の整備方針に「各自衛隊の有機的協力体制の促進及び統合運用効果の発揮につき特に留意する」というふうに記載されておまして、またその主要整備の内容について、三自衛隊別じゃなくて機能別に取り上げられているわけですが、これをみますと、自衛隊の統合運用への姿勢が強く今回の場合には打ち出されてきているように感ずるわけですが、やはりこの統合運用への傾斜ということは、長官のやはり頭の中では大綱別表の見直しと密接に結びついているのじゃないかと思うんですが、その点はどうですか。

○國務大臣(加藤紘一君) 先ほど官房長からお答えいたしましたように、私たちとしては大綱の総枠の中で自由に議論していただきたい、してもらいたいということで今検討を命じているところでありまして、どういふ結果が出てくるかはわかりません。しかし、それはあくまでも大綱の総枠の中にと、こういうことを言っております。そういう段階でございすので、今どういった内容になるかということをお願いするのは若干早計だろうと思っております。

いずれにいたしましても、最初から大綱別表の見直しありきというふうな観点で物事に取り組んでいるつもりではございせん。

○太田淳夫君 やはりこの中期防衛の中で処遇改善ということがいろいろとたわれていますが、それはどのように改善される方針ですか。

○政府委員(西廣整輝君) 中期防全体として個々の隊員の処遇改善について細かい計画というものが具体的に計上されているということではございせん、ある程度の経費的な枠組みの中で年度

は、先ほど御答弁申し上げたように、現在のところ三つの選択肢でその優劣をまず検討してみたいということ、質問書をまず外国機の導入に關連して出しまして、二月に回答を得ました。ただ、必ずしもまだ我々が期待するものすべてについての回答が得られない部分もございましたので、四月上旬に再質問書を提出すると同時に、先般ヨーロッパ及びアメリカに資料調査団を派遣いたしましたので、必要な資料の収集に今努めておるところでございます。

その結果、必要な資料が得られましたら、先ほど申し上げたように現用機の転用、外国機の導入、開発という三つの選択肢で、どれでいくことが一番効率的でありかつコスト・エフェクティブネスであるかといったようなことについて結論を得たいということでございます。また、開発でなければ我々の希望する運用要求に合わないとか、そういった結論を得られておるわけではございませんので、ましてや共同開発を既にもう念頭に置いているということではございません。

○太田淳夫君 今までの日本の戦闘機の生産と開発のいろいろな流れというのを見てみますと、主力の防空戦闘機というのは大体これはアメリカ製の機種のアレイセンス生産が主でございましたし、あるいは支援戦闘機の方はこれは国内開発による機体で、今日までの航空自衛隊の航空戦力は構成されてきたというふうに、流れがそこにあるんじゃないかと思うんですが、将来もそのパターンで航空自衛隊の戦力を維持していくこととなりますと、当然支援戦闘機の方は国内開発というふうな流れになつていくんじゃないかと思うんですね。これには、やはり今いろいろとお話もありましたけれども、国内の我が国の技術というものが最近には相当進んでまいりましたし、あるいは我が国のいろいろなそういった自衛隊の運用条件に適合するようになると、やはり国産機の方がいいんじゃないかというふうなことも考えられます。そういった点で、今対外的な関係もあらうと思ひますけれども、日本の防衛力あるいは国内の航

空産業の発展、そしてそういった対外的な関係、そういうものをあくまでも冷静に判断をされて、この問題はやはり決断をされるべきじゃないかと思ひます。その点はどうかでしょうか。

○政府委員(西廣整輝君) 先生今おっしゃられたとおり、やはり我が方の主力になる装備ということになりますと、幾つかの物差しがあらうかと思ひます。

一つは、申されたとおり我が固有の運用要求というものがあつたわけでございます。それにとにかく合致したものでなくちゃいけない、そういうことになれば、正直申し上げて、そのために開発したものというのが一番我々の運用要求に合致をするというふうに思われます。しかしながら、一方例えば国産開発をするということになりますと、どうしても少数機数を開発して生産するといったようなことがございますので、コストの面ではいろいろ問題があるかもしれない。と同時に、外国機を導入するというようなことになる、あるいは輸入するというようなことになりまして、平時の維持、運用、運営、そういった面でいろいろの不都合も出てくる。いろいろな面がございまして、したがって、性能面、それから維持、管理をどうするか、コストがどうなるかといったようなことを総合的に、客観的な物差しをいいますか基準というものを念頭に置きながら、我々としては最も我が国防衛のために効率的なものというものを選択していきたいというふうに考えております。

○太田淳夫君 最後に、防衛庁長官と官房長官です、この問題、FSX、量的には支援戦闘機です、それから少数の少ないものでございまして、うけれども、これは総合的に含めまして約一兆円近いプロジェクトになるということでございますが、航空機につきましましてはいろいろな点で、今までの歴史的な過程の中で汚職が起きたりなんか、いろいろなことをしておりますが、やはり国防衛、国防という重大な問題に關することでございますから、いささかもそういった国民的な疑惑を招かないようにこれは当然すべきだと思ひますが、その点お二人の、防衛庁長官、そして官房長官に御意見を伺ひたいと思ひますが。

○国務大臣(加藤統一君) この点につきましては、最大の注意を払つておるつもりでございます。そして、その決定過程、それからその運び方、そういったものにつきましても、いささかの疑念も抱かれぬように、それを公明正大にやるように最大の注意を払つていかなければならぬ非常に重要な点であらうと、日ごろから心がけておるつもりでございます。現在までも、そして今後におきましても、国民の指針を受けるようなことは一切ないようにいたしたいと思つております。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は、御議論を承りながら、四十七年のFST2改、これの採用をめぐつてのいろいろな議論を思い起こしたわけでございしますが、今回の対地支援戦闘機の選定に当たりまして、やはり国益を踏まえて私はスマートに決定をして、そしていささかも国民の疑惑を招かないというように扱わなきゃならぬと、かように考えております。

○太田淳夫君 外務大臣、衆議院の本会議がおありになるようでございますので御質問したいと思ひますが、これも新聞報道などでございすけれども、本年の八月に米戦艦ニュージャージーが日本に寄港する予定があるというのを米太平洋艦隊司令官ハーディステイ中将が明らかにしたと、こうされておるんでございすけれども、公式、非公式を問わず、何らかの打診があつたんでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 米戦艦ニュージャージーの我が国への寄港につきましては、まだ公式、非公式ともに米側からは連絡がございせん。○太田淳夫君 まだ米側からの打診がないということでございますけれども、ニュージャージーは御承知のとおりトマホークを搭載しておるわけでございますし、仮に寄港要請があつた場合には日

本政府としてどう対応されるのか。あるいは、トマホークは核、非核両用ありますけれども、我が国が非核三原則を国是としている以上、当然非核である点も確認する責務があると思ひますが、その点はどういうように対処されますか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 米戦艦ニュージャージーが我が国に寄港するという具体的計画については、今御答弁申し上げたようにまだ承知いたしておらない。連絡がございせんが、政府としては、米政府は核持ち込み問題に對する我が国の立場及び関心を、最高首脳レベルを含めて十二分に理解しております。核持ち込みの事前協議が行われない以上、米艦による核持ち込みがないことについては寸毫の疑いも持つておらないところであります。したがって、米艦艦船等の寄港に際しては、我が国から米側に對し照会あるいは申し入れを行うことは本来必要でないと考えております。

もつとも、このような基本的な立場を踏まえながらも、ニュージャージーの本邦寄港については、これまで既に種々国内的に議論が行われてゐることに、かみかみしまして、念には念を入れて、こういう観点から、今後ニュージャージーの本邦寄港という問題が具体化するような場合におきましては、その段階において改めて米側に對して我が国の関心を伝え、同艦が我が国に寄港する際は、我が国は安保条約及びその関連取り決めに従つて厳格に對する所存であることを明確にしたいと考えております。

なお、政府としては、ニュージャージーの政策につきましましてコメント——失礼しました。○太田淳夫君 最後まで言つてくださいます、もう言つたんだから。時間がないから先にやつて下さい。どうぞ先に進んでください。ニュージャージーの政策、どうなんでしょうか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) お尋ねはございせんけれども関連して申し上げますと、ニュージャージーの政策につきましましていろいろと国会でも御議論がございまして、これはもう外国の政策でござい

ざいますから、これについて一々コメントするという立場にはございませんが、我が国につきましましては、ニュージールランドと違ひまして、先ほど申し上げましたように安保条約、その関連規定におきまして我が国の立場は確保されておる、核の持ち込みについては我が国の立場が完全に確保されておる、事前協議という日米安保条約その他の取り決めにおける確固たる制度によつて確保されておる、こういうふうな思ひを以て、したがつて政府としましては、事前協議制度というものが存在する以上は個々の艦艇につきましまして核搭載の有無の確認を行う必要はない、こういうふうな考へておるわけでありませう。

ただ、先ほど申し上げましたように、ニュージールランドの場合につきましましては、これは国会でもいろいろと議論も出た、あるいはまた国民的にもいろいろと問題になつておるといふことで、一般的な形で、米国防務との間で我が国の非核三原則の立場というものを改めて明確にするにとともに、お互いに安保条約、さらにまた関連規定を遵守していくといふことについて確認を合意したい、こういうふうな思ひを以ておられます。

○太田淳夫君 友好な日米関係を保つためにもこれは強く、もうニュージールランドが核を搭載しているといふことはわかり切つたこととございますから、強く政府としては臨んでいただきたい、以上申し上げておきます。

どうぞ、本会議があるそうですから。

このニュージールランドが日本海で訓練を行う予定といふことで報道されて、まあ日本には正式に打診がないといふことでございますけれども、かつても海上自衛隊との共同訓練をいふような申し入れもこのニュージールランドが来たときにあつたといふことも聞いておりますが、仮に海上自衛隊との訓練参加も打診があつたとしたらどのような防衛庁長官は対処されますか。

○政府委員(大高時男君) ニュージールランドとの共同訓練でございませうが、米側から具体的な申し入れはございませう。

もし今後打診があつたという点でございませうが、一般に日米共同訓練につきましましては、我が海上自衛隊の戦術技量の向上、また将来、有事の場合には共同対処をいたしますので、この共同対処を円滑にするために相互に意思疎通が必要でございませう。また、安保体制の信頼性、あるいは抑止力の維持向上という観点から日米共同訓練は必要でございませうけれども、ただいまお尋ねの点につきましましては、現実にはこの訓練の申し入れがありました場合には、この当該訓練の目的あるいは内容といったようなものが所掌事務の遂行に必要な範囲内のものであるかどうか、また実施することが政策的に妥当であるかどうか、あるいは教育訓練上の効果はどうであるかといったような点につきましまして、その都度検討してまいりたいといふふうな考へておられます。

○太田淳夫君 こういうような訓練が仮に行われたいとしますと、かねてからいろいろとありますように、かえつてソ連を刺激するのは目に見えていゝわけでございませうから、これは訓練というよりも軍事的な心理行動、こういう意味合いにとられてしまふと思ふんですが、そういう色彩が強いと私たちも思ふわけでございませうが、政府はどのように考へておられますか。

○國務大臣(加藤紘一君) ニュージールランドの演習につきましましては、我々まだ一切の打診も受けておりませうし、また委員の御指摘は、一部報道にこのニュージールランドが日本海においてソ連を刺激するような訓練をやる可能性があるのではないかといふのがその背後にありになるものと思われまふけれども、その同艦艇によります米単独の日本海における訓練についても、私たち何もまだ聞いてないところでありませう。

いづれにいたしましても、米国の国防政策はあくまでも抑止を旨とする防衛的なものでございまして、この極東におけるソ連の一貫した顕著な軍力増強のもとで、いかに武力紛争を未然に防止し、そのための抑止力の維持向上を図るかという観点で行われているものと承知いたしております。

す。したがひまして、米軍が我が国周辺海域等において行うことのある訓練についても、一般論として言へば抑止力の維持向上の一環としてなされるものであらうと私たちは考へております。

○太田淳夫君 今度はリムパック86も行われるわけですが、このリムパック86の特徴も、今回はニュージールランドにかつて英国海軍がこれに参加するといふことで、アメリカ、カナダ、そしてイギリスと、NATO加盟国が三カ国になつての演習といふことになりませうが、こうなりますと大西洋—今まではリムパック、大體環太平洋というふうな作戦計画でしたけれども、今度はNATOとも結びついた世界戦略というふうな訓練もされてくるんじゃないかといふ不安があるわけですが、最近の日米共同訓練の増加というのを非常に著しい傾向がありまして、集団的自衛権の行使しない我が国としてはどういった訓練に参加できると思ふないのでございませうが、やはりある程度限度といふことがございませうと考へますが、その点はどうか。

○國務大臣(加藤紘一君) 私たちの自衛隊は、いざ緊急のときにはなすべく御承知のように米軍と共同対処をいたすわけでございませう。それはもちろん我が国が有事の場合に限られるわけでございませうけれども、そうしたときに我が国の指揮系統と米側の指揮系統はそれぞれ独立したものとして存在します。そして、それぞれ調整に当たる人間を出しまして、非常に難しい、指揮系統が別々なおかつ調整をしながら有事に対処するといふ任務を課せられておるわけでございませうので、私たちとしては、日米の間で平素からそういう訓練をしっかりとやっておくことは非常に必要なことではないかと思つております。そういう意味で、その訓練が多くなることが非常に何か危なかしい話になるのではないかと、私は私は当たらなない話ではないだらうかな、日米安保条約に基づく日本有事共同対処という観点からいへば、しっかりと訓練をしておかなければならぬのではないかなと思つております。そして、今申しました

ように、我が国の自衛隊が米側と共同対処いたしますのは、あくまでも我が国が有事でありまして、我が国が有事ではなくして米国のみが有事みたいなときには当然我々の自衛隊は動かないわけとございませうから、そういう意味から、集団的自衛権の原則に背馳するものだと私たちは思ひませう。

それから、NATO諸国との訓練を含めて今度リムパックの中で行われるではないかといふ問題の提起でございませうけれども、このリムパックというのは、特に、どこの大きな国をと、どここの特定の国をいふような想定を頭に置いて、そういう仮想敵国を持ったシナリオを持つてやるものではないかと私たちは承知いたしてございませう。あくまでも、どのようにして艦艇を操作するか、行動をとるか、そういう戦術技量向上のための訓練でございませうので、私たちは、自衛隊の訓練のために必要であるし、また御懸念のようないふ集団的自衛権の原則に背馳するものとは思つておりませう。

○太田淳夫君 だんだんと拡大されていくおそれもあるわけでございませうが、ここで最後に確認だけしておきたいと思ひます。

昭和五十一年の細田長官の答弁の中に、防衛庁は共同訓練参加に關しては一定の制限をつけていた。それは、集団的自衛権行使を前提とする訓練は許されなかつた、これは当然だと思ひます。つまり、チームスピリットのようなものには参加できない。それから二番目、自衛隊のための必要最小限度を超えるものであつてはならない。ここではICBMや長距離爆撃機を自衛隊が使用する訓練は許されなかつた、核兵器を使用する共同訓練は行わない。また、訓練相手国は紛争当事国や分裂国家であつては好ましくない。さらに効果の有無も判断する、こういう昭和五十一年の細田長官の答弁がございませうが、それは現在も変わつていないと、このように私は理解しておりますが、その点はどうか。

○政府委員(大高時男君) ただいま先生御指摘の

思うんですけれども、あの日米安保条約の一番のねらいはといえば、むしろアメリカは日本が昔のような軍事大国にならなくては困るという、逆に枠をはめるところにねらいがあって、アメリカは日本にこれ結ばないかと言つて押しつけてきて結んだんじゃないかという感じが私はするわけで、その辺はどういう御判断をなさっているか、お聞きしたいんですが。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 全く歴史的事実については、私の認識も今御意見承りまして、今ここでとつぎにお答えするとなれば足りない点があるとも思いますが、旧安保につきましては、吉田内閣のときですね、サンフランシスコ平和条約に調印をされた際に、吉田さんの決断で旧安保条約というものが締結されたわけでございまして、これはそれまでのずつとききつ等を見ますと、日米間のやはり合意といえますか協議によつて、やはり日本の安全保障という点について、吉田首相が非常な決意をもつて安保条約調印に踏み切られたというふうに承知しております。

その後、この旧安保を改正して新安保に移った段階におきましては、これは旧安保の状況というのが非常にまあいわば不平等といえますか片務的な面があった、裁判の管轄権その他ですね。いろいろな問題がそこにあつたので、やはり日本がその後独立を回復するにつれて、日米対等という立場で日本の安全保障というものを確立しなかならぬ、今までの片務的なものから双務的なものに持つていくという立場で、考え方で日米間で折衝が行われて、まあこれはむしろ日本側から提起したと言つても過言ではないんじゃないか、歴史的事実は私はそうではないかと、こう思つております。アメリカがこれにに応じて、そうして岸内閣のときこの新安保条約が締結された、こういうふうには承知いたしております。

○柳澤錬造君 わかりました。

外務大臣、私が危惧するのは、こんなことあつては困るけれども、いざというときに本間にアメリカが助けに来てくれるのかどうか。それは在日

米軍がおりますから、これはもう当然助かすだろうけれども、わざわざ向こうから兵隊連れてきてまでも日本を守るためのことをしてくるのかどうか、その辺のことを具体的に日米の間でお話をなさつたことがあるのかどうか、あるいはそういうことについての覚書が何か交わしているんですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) まさにこれは、日米安保条約そのものではないかと思ひます。それはまさに、日本が侵略されたときはアメリカがこれを助ける、まあ六条自体についてもそうでありまして、これは条約上極めて明快でございまして、条約上の義務と責任が条約を結ぶ以上は両国間にあるわけでございまして、我々はその条約というものを信頼をしていくというのがこれは当然のことであると思ひます。

なお、こうした日本が侵略を受ける事態というものに対応して、日米間で共同対処する非常に具体的な練習、演習であるとかあるいはまた協議だとかいふものが、その後いろいろな角度から行われておる、今日も行われておるということは、これは御了承のとおりであらうと思ひます。基本的には、この条約に基づく日米間の信頼関係ということに基本であるわけでございまして。

○柳澤錬造君 条約の文章の解釈じゃなくて、例えば今、日米安保条約は通告したら一年で破棄になるわけでしょう。こういう状態にあることについて、日本の政府としては、その点は別に問題ないんですか。私はその辺が気になるところだけども、政府は気にしないんですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これはまさにおっしゃる通りに、一年前にどちらかの政府が通告すれば解消ということになるわけでございまして、しかしこの日米安保体制というものが日米間、日米同盟の極めて基幹的な一つの条約であるという建前に立つて、日米間であらゆる今日まで共同、協力体制を進めてきているわけであります。その条約に基づいてアメリカ軍も日本に駐留しているというところでございまして、また日本がその条約に

基づいて米軍に対する協力もいたしておるわけですし、私は、やっぱり基本的にはお互いの国民のひとりの支持というものを受けてこの条約というもの成り立つておるんじゃないかと、こういうふうには思つております。依然としてこの日米安保体制というものの対する両国民の支持という基盤は極めて強い、こういうふうには考えておりますので、そうした一年前に通告することによつて解消されるという条約の改定あるいは解消の手続はあるわけですが、この基盤というものはますます固まつてきているんじゃないか。日米間の信頼関係というものはますます強くなつておるんじゃないだろうか。

ですから、ただ条約の純粋な条約理論からいえば、非常にそういう手続的には簡単に破棄できるものかもしれませんが、今、日米安保体制というものの信頼関係、同盟関係というきつなは、これはそう簡単に切れるものではない、そういうふうには思つております。また日本政府としては、この日米安保体制を今後とも堅持、推進していきたいということを強く考えておるわけであり

ます。

○柳澤錬造君 だれがと言つていけないのですけれども、かなりの有識者が、もうこれは相当前のことですけれども、日本がそんなに日米安保条約でうるさいことを言うならば、こちらから破棄してやつたらいいじゃないか。それで、日本人が自分でもって自分の国を守るというのをやらしたらいふんであつて、そんなに嫌われてまで何でもアメリカのおれたちがやらにいかぬのだ、そういうことを言つた人がおるわけなんです。

それで、私が聞くくらいですけれど、公式な場では何らないけれども、非公式な舞台では当然外務省の大臣なり高官も、そういうことはもう大分前から耳にしていると思ふんです。そういう声のあるというところについて外務大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは、確かに日米

安保体制を破棄すべきであるという声は日本にももちろん御承知のようにあることは事実でありますし、またアメリカにも、アメリカの政界におきましても、あるいはまた国民の一部においてもそれはあるということも聞いております。そういう意見も、現実に出ていることも私は承知しております。お互いにそういう国々の間で意見が出てきてい、国民の中にそういう意見があることは、これはもうやむを得ないことであらうと思ひますが、しかし全体の空気といひますか、全体の世論といひますか、大勢としては、これは安保条約をやつたり今後とも続けていくというものが、私は日米間の政府関係だけではなくて国民的な一つの合意というふうには考えております。そして、これに対して私は疑いを入れない実情であるし、そういう状況にあると、こういうふうには確信をいたしておるわけです。

○柳澤錬造君 確信をお持ちなのはいいけれども、学校の先生が論文の話をしているのと違つて、これやっぱ国家の存立にかかわることなんですから、そういう点でアメリカ側に兵器だとか弾薬だとかたくさん持つてございまして、そしてこの日本のところに、変な話だけれども、いわゆる備蓄しておいて、それで、言うならばアメリカ側が簡単に日本から逃げ出せないようにしても、言うならば担保にでもするようないことをしておかなくても大丈夫ですか。日本の国が自分でもって守るだけの力を持てばそれは別問題でもって、米軍なんか早いとこ出ていってくれと言つてこつちから追い出して出ていってもらつたらいいけれども、とてもじゃないけれどもそれだけの防衛力を持つたんじゃない、そうするとどうしても日米安保条約が必要になるし、いざというときはそういうことになるわけなんだけれども、そういうふうな何か担保をとつておかなきゃならぬという、そういうことはお考えになりませんか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 担保というよりは、

まさにいわゆる兩國に深く根をおろした条約に基
づく信頼関係、同盟関係というのが、これが極め
て大事なところじゃないかと思ひます。しかし、こ
の点については、先ほどから申し上げましたよう
に、日本の大多数の国民、世論も安保条約を支持
している、アメリカの大多数の国民も安保条約を
支持している、また有識者として政府も安保条約
を守る、これを続けていくということについて何
ら疑念を持ってないということにはつきり言える
んじゃないかと思ひます。

そういう状況の中で我々としては、日本が侵略
を受けたときはアメリカがこれを守っていく、反
対にまた日本においては米軍の基地を日本に認め
る、米軍駐留を認めるということ、米軍が今日日
に駐留しているという現実の姿があるわけござ
います。そういう状況の中で私は、この体制とい
うものは今後とも続いていくし、またこれを安定
した形で続けていかなきゃならぬということとい
ろいろと苦心をしておるわけです。

○柳澤錬造君 外務大臣、お忙しいところをお
いでいただいたんですけれども、この前の提案理由
の説明の中にもあります、このところが私がなか
なか理解をしようとしてわからぬんですが、

「近年における社会全体の複雑高度化、我が国の
国際的役割の拡大と我が国周辺地域の国際政治面
での重要性の増大等により、重大緊急事態の発生
の可能性は潜在的に高まっております」と。この
重大緊急事態なんというのは、これ予測ができな
いからそういう重大緊急事態であるということ
起きてくるわけなんです。それがそういう「重大
緊急事態の発生の可能性は潜在的に高まってい
る」ということになってくると、ある程度の予測を
すればこそ言われるわけなんだけれども、その辺
の改組する理由というのが明確でないんですけ

れども、御説明をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(後藤田正晴君) 私は、やはり終戦後
ずっと日本の国際関係の切りかわり、国際社会の
中に生きていく日本の姿、それからまた国内の大
変な高密度の工業化社会への急激な移り変わり、
そして大都市等の過密化、こういうことを考えま
すと、私は絶えず国民の生命、財産、あるいは言
葉を変えて言えば国の安全に重大な影響を及ぼす
ような事態というものがいつでも起こり得るの
ではないかという危機の念は消すわけにはまい
らない、また現実にあるであらうと。

そういうことを予想して、今までのような政府
の意思決定のやり方では到底今のこの行政の仕組
みでは間に合わない事態がでてくる。その例と
して幾つか過去にあったじゃありませんか。これ
はこういう席での答弁になると、役人的答弁をす
ればそれなりにうまくいきまして、こういうこ
とはこれは極めて明瞭なんですけれども、私は場
合によれば、中において処理した事件もございま
すから、これではとてもじゃないがどうにもなら
ないということを感じて私自身も体験もし、これ
ではないけない、やはり仕組みとしてはあるべき姿
を我々としては今から構築をしなければ、本場の
意味で国民に対して責任を持った政府の仕事のあ
り方ではないではないかということ、私は今度
のこういう安全保障会議を行革審に御審議を願っ
て、その行革審の御答申の上に立つて所要の改革
を行おう、こういうことで御審議を願うようにし
たんです。御理解をいただきたいと思ひます。

○柳澤錬造君 官房長官、今何という重大緊急
事態という点について御説明あったんですけれど
も、今までの国防会議を改組するというか廃止を
して安全保障会議にする。特に、この間本会議
で、どなたかの御質問で総理が答弁されているの
を私聞いて非常に理解ができなかったんですが、そ
れは、総理は従来の国防会議は防衛庁設置法でも
ってあったんだと、今度はこの安全保障会議のこ
れでなしにしてやっただからこれで文民統制が一
歩前進したとんだというふうな言い方をして

いるわけなんです。どうでそういうふうな発想が
生まれてくるのかなという気がして、これは総理
に聞かなくやいかぬことなんだけれども、もうち
よつと、何も今の国防会議やめてそうして安全保
障会議というそんなこと何でやらなくやいかぬ
かと、そこら辺の理解がなかなかない点があ
るので、その点ちよつとどちらから御説明いた
だきたいんです。

○國務大臣(後藤田正晴君) それは、総理の御答
弁は私はいくつの形式論理だと思ひます。国防会議
というのは、申し上げるまでもなくシベリアンコ
ントロールというもので、武装部隊である防衛庁
というものを、本来的にはこれはシベリアンコン
トロールというのは政治の軍事に対する優位では
ありませんけれども、その中においてやはりこうい
う国防会議が武装部隊を管理する、それをひとつ
しかりやらなくやならない、こういう意味で置
かれておるものですね。それが自衛隊法そのもの
の中に規定してあるということ、法形式から見
ても、それは制定当時の経緯があるのであんな
ておるだけの話であつて、この辺は私きちんとし
た別個の法体系の中で設置をすべきものである、
こういう意味合い、それは形式論理を一つの理由
として言われたと思ひます。

実態的な何かといひますと、やはり國家の安全
に關連するやうな事態といふものはいろんな形態
のものがあると思ひます。国防自体、武装部隊を
そのまゝ使うといふたやうなことはこれは從來ど
おりでございしますが、でべき得べくんばいゆるそ
ういふ有事にしないやうにしなければなりません。
ところが、國家の重大な安全にかかわる事態とい
ふことは、一步處理を間違えたら私は有事にして
しまふおそれがあるわけですから、そこで有事に
至らない段階で有事に至らしめないやうに、どの
やうに政府意思を決定して適切に處理をしていく
のがよいのか、これを対象にしているわけござ
いますから、前後相關連して考えるならば、それ
は私はそれなりに非常な意味のある、国防會議

の一種の活性化にもつながるのではないのか
と、こう思ひます。

それから、その事務處理の体制の方の安全保障
室についても私は同じことが言えるし、しかもそ
れが總理大臣に直結をしておる事務組織の方がか
えて有効ではないかという議論があるんです
が、これは私は行政の実態から見ると、内閣官房の
中にいろんな機関がございします。審議室である
とか、あるいは内閣調査室であるとか広報室であ
るとか、いろんなものがございしますから、これら
とはやっぱり密接な關係を持った一つの内閣とい
う組織の中において、しかも全体に目配りをして
おる内閣官房長官のもとにおいて、そしてそれが
總理を補佐するといふ方がはるかに私は機能的
に見ても有効な行動ができる仕組みになるのでは
ないか、こういう意味合いでこれはシベリアンコ
ントロールを強化するゆゑになつて、こう私は
總理はお答えをいたしておるものと、かやうに理
解をするわけでございします。

○柳澤錬造君 そのシベリアンコントロールの方
は、また後からお聞きしてまいりますが、この重
大緊急事態の具体例で三つ挙げている中に、いわ
ゆる五十一一年九月のミグ25のことを取り上げて
るわけです。しかし、考えていただきたいのは、
あれからもう十年たつわけでしょう。しかも、あ
れのとときに日本の空軍がスクランブルかけてい
つて、そして途中であのミグ25を見失つてい
るんです。だから、あのときの何と言つたんですかソ連
の飛行士が、当然日本のところへ逃げたか命を失
うとしてくるんだから近くへ行けばスクランブル
かけてくるだろうと、かけてきたらそれに誘導さ
れていけば間違ひなく日本の飛行場におりられ
るといふて、そう期待して飛んできたところがどう
とうスクランブルをかけてこなかった、日本の防
空体制といふのも案外大したことないんだとい
うことをしゃべっているじゃないですか。
ですから、少なくともこういうことが重大緊急
事態なんですといふことで取り上げるならば、十
年前のこの事件が起きたときに日本の防空体制が

これでいいのかどうなのかといって、そういうこととも含めてのその緊急事態に対応できる体制をどうしようしなきゃいかぬかといって、そこで検討してその対策を講じなければならぬ。十年もたつて、今になってあのときこういうことがあった、こういうことがあったから今度はこの安全保障会議にしなきゃならぬなんて、そんな悠長な、それはちよつと私は理由にはならぬというんですよ。どうなんですか。それは防衛庁長官、それとも塩田さんの方のお答ええ、どっちがしてくれますか。

○政府委員（塩田章君）　今、先生二つのことを言

っておられると思うんですね。一つは、重大緊急事態という今度の案が遅過ぎたじゃないかということの例証としてスクランブルの例をお挙げになられたんです。あのスクランブルの方でいいと思います、これは私の方からお答えするのはいかがかと、思いますが、確かにあの時点のレーダー能力ではああいう事態が起こった、つまり低空に下がったときに見失うという事態が起こった、これは事実であつたと思いますが、この点については先生御承知のようにE2Cの導入でありますとか、逐次改善を図っておるわけです。ですから、そういう意味でのスクランブル態勢の整備ということは、これは防衛庁の方でその後ずっと心がけておられると私は理解をいたしております。

今度の安全保障会議で、ああいう事件がもし起これば重大緊急事態として対処しようとしておるわけですけれども、それがもう十年もたつてやつと手につけたのかと、こういう点につきましては、これは私も例として、過去においてどんなな事件ことがあるかという例としてミグ25のような事件と、こういうふうに申し上げていますが、一般的に、先ほど来官房長官からもお答えがございましたように、潜在的なそういう危険性が高まっておりますという背景を受けまして、直接的には昨年の七月の行革審の答申を受けて今回の整備に踏み切ったと、こういうことでございます。

○柳澤鍊造君 塩田さん、それじゃ答弁にならぬて。さっきも言うように、一応官房長官の御答弁

で私も了解をしているわけだけれども、その重大緊急事態ということとは、予測できないようなことと、それがほかにと、それは関東大震災でもそうだと思えますよ、何かそういうまさか起きやせぬと思うようなことが起きたから重大緊急事態なんでしょう。それを、さつきも私が言うのは、潜在的にその可能性があるということを言うのと、これはちょっと待ってくださいよ、何かを予測しなければ潜在的なそういう可能性ありということは言えないんですよ。じゃ何を予測してあなた方はそういう潜在的なと、こういうことを言いたくなるんですよ。

だから、そのところはおもう、一応さっきの官房長官の答弁で終わりにして、そして、スクランブルにかけて現実には失敗したことは事実、そのときにすぐその対応をとるべきで、それで対応をとれなくてもう二度とそういうことはありませんということになれば、今こへ来てこの安全保障会議をつくらなきゃならないときのその理由にはなりやせんことなんだ。それを今局長は、そのスクランブルのことは何か解消しようなことを言っている。解消したならば、この重大緊急事態の例にはならないですよ、もう二度とあんなことが起きても心配ありませんということが言えるのだから。そのところをもうちょっときちんとしてお答えをいただかなければ困るんです。

それで、その辺にしておいて次にいきますけれども、大平内閣のときに総合安全保障研究グループというのができて、それでいろいろ研究をなさった。そのときに、この安全保障ということとは自国の国民生活をさまざまな脅威から守ることであるという大変幅の広い定義をして、だから安全保障政策というものは、外交の問題から防衛の問題からエネルギーの問題から食糧の問題から、それから大地震のようなそういうことも含めて考えなければならない。それで、今の国防会議はもう形骸化しているから、ひとつこの辺で総合的に、有機的に推進していくために国家総合安定保障会議を設立することを提案しますというレポートを出した。

したわけでしょう。

これは大平内閣のときですけれども、それが今回のこれは、その中の國家も取つてしまつた、総合も取つてしまつた、それで安全保障會議として提案をしているわけですけれども、それはなぜですか。さつきも言うとおり、その程度のことならば今の国防會議と別に大して變わりやせぬことで、何もわざわざここで仰々しく安全保障會議なんてつくる必要ないじゃないですか。その辺を御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員（塩田章君） 御指摘のように、大平総

理の時代に総合安全保障研究のグループからの報告書が出まして、その中で広くエネルギー、食糧、大規模地震対策等含めたいわゆる総合安全保障政策を推進するために、国家総合安全保障会議というものをつくつたらどうかという提案がなされておることは承知いたしております。これはその後、御承知と思いますが、五十五年十二月に、現在、総合安全保障関係協議会という形で、この答申を受けた形で閣議決定でつくられて現在に至っておりますが、これは提案とは違ひまして協議機関として内閣に閣議決定で置かれておる、この辺は御存じのとおりであります。

今回御提案を申し上げているのは、その安全保障研究グループが言っている国家総合安全保障会議を設立しようというものではございませんで、あくまでも昨年の行革審の答申を受けてまして、国防会議に重大緊急事態に対処する措置を加えたものをつくろう、こういう提案でございますので、そういう意味でまず総会という点について申し上げますと、グループの報告書で言うところの総合安全保障に比べまして、今回の場合はエネルギーだとか食糧だとか外交だとか、そういったことを対象にするものではないといたしませんということが一つありますので総合という言葉は使っておりませんし、また国家という点につきましても、必ずしも、いわゆるナショナルセキュリティという場合には外部からの脅威というものにどうしてもニュアンスが強い言葉でございますから、そういう

意味では、今回の場合は必ずしも外部にこだわらないで内部で起こった事態についても対象に考えられていますので国家という字をつけない方がいいのではないかと判断をしまして、総合もついでない、国家もついでないわけでございますけれども、そもそも先生、今度のつくろうとしておる安全保障会議というものが、必ずしも総合安保の研究グループの報告を受けてつくろうとしているものではなくて、昨年の行革審の答申を受けてつくろうとしているものであるということをお願いいたします。

○柳澤錬造君 局長、そう言われるから、何も仰々しく安全保障会議設置法なんて言って、そんな法律をつくることないでしょうと言うんです。今までの国防会議のままだにしておいて、むしろ今までの国防会議がさっぱり動いていなかった、さっぱり動いていないでもない、少しは動いていたんですけれども、それをもうちょっと活性化して動くようにすれば事足りたでしょう。

この間中曾根総理も、本会議でうちの議員が質問したときに、私もメモしておいたんだけど、国家ということについて、政治学的にはごもつとですが、国民の間にはまだそこまでいっていない、何かいかめしい感じがしますから取りました。今の局長の御答弁もそれにやや似通つたようなところがあるんだけど、そういうことが国家を避けた理由ですか。その点はつきりしてください。これは。

○政府委員(埴田章君)　まずその前に、御指摘のように、こういう私の御説明申し上げたようなものであれば国防会議の活性化ということで別段こんな新しい法律は要らないではないか、こういう御主張でございますけれども、それも一つの御見解かと思えますけれども、やはり国防会議の現在の任務のほかに新しく重大緊急事態に対処するための審議事項を加えるというのは、これはやはり新しい一つの任務でございますから、そういう意味では、やはり従前の法律、国防会議のままだしておいて新しい任務をつけ加えるということより

も今度の方がいいのではないか。

それと、先ほど最初に官房長官からお答えしましたように、法律としまして防衛庁設置法の中にあるという形も本来はこればかりいわけですから、そういう意味で独立した内閣関係法の一つとしてこういう法律をつくって設けた方がいいのではないかと、今度の案をつくったわけでございます。そういう意味におきまして、私どもは、先ほど大平総理時代の報告書を受けたものではないとは申し上げましたが、今度の案で私どもそれなりにやはりねらっている意味は出てくるのではないかと、これが余り大した意味はないというようなことではないというふうに考えております。

それから、国家を取った理由でございますけれども、要点は先ほど申し上げたことに尽きますけれども、繰り返すにありますが、やはり国家安全保障会議という場合には、これは一義的に明確な定義があるわけではございませんであくまでもニュアンスといったものにすぎないかもしませんが、国家をつけた場合はどうしても外部からの攻撃に対して、外部からの脅威、外部からの侵害に対して国を守るというニュアンスがどうしても強い、それよりか、今回の場合は内部のいろいろな事案に対しても審議の対象にしておりますので、そういう意味からいってやはり取った方がいいのではないかなという判断をしたと、こういうことでございまして、これは繰り返す申し上げまされども、明確に、つけたら間違いだとか取つたらいいんだとか、そういう性質のものではない、それは御指摘のとおりだと思いますが、我々としては今申し上げたような判断をしたと、こういうことでございます。

○柳澤謙造君　そういうことを言われるから困ります。あなただって日本人でしょう、日本の国に生まれたから。私も日本の国に生まれたから日本人で、日本の国家があるということを否定する人がいるんですか。それを何か国家というあれをつけるのかめいしとか何とか、外からの攻撃

を云々だとかどうだとか言う。それはそういうふうに見えるところがむしろ皆さん方の頭の中の構造が少し違ふんであって、やっぱり日本人が全部が住んで暮らしている、少なくとも一億二千万の日本人がいるこの運命共同体というか国家というか、だからオリンピックで日の丸の旗が上がる、日の丸の旗が上ればみんな喜ぶわけじゃないですか。日の丸の旗は日本の国家の象徴というか、あれをあらわしたものでしょう。国家があるということ自体までも否定をなさるんですか、どうですか、それは否定なさらないでしよう。

○政府委員(塩田章君)　それはもちろん全然否定する気持ちはございません。

○柳澤謙造君　否定する気持ちはなかったならば、それは確かに昔は防衛とか何とかというところでも戦争のそういうことばかりに結びつけて考えられた。それが、依然としてあなた方がそういう感覚でいるから、平和とか安全保障というものの対しての国民の理解がいつまでたっても言うならば直らないんです。何か安全保障といえは戦争をやる準備ばかりするようなことの理解です。あなた方がそういうことをしているんじゃないですか。

さつきも言ったとおり、もう五年も六年も前から、安全保障ということとは総合安全保障として食糧からいろいろのすべてのものを考えなくては行けないんだというそういうような理解になりつつある中で、少なくとも政府の、それこそさつきも官房長官言われたように、政権を担当している与党の皆さん方がそういう感覚でもって物を考えているからこういう法律になる。

それを改める、それで国家総合安全保障会議というふうなこういう表現でもって、食糧問題から何から全部、それこそあらゆる問題を含めて、日本の一億二千万国民が平和で安全で暮らせるように、幸せに暮らせるようにするためのものなんだというところがどうして言えないんですか。そういうふうな修正する気持ちはないですか。

○国務大臣(後藤田正晴君)　柳澤さんの御意見

は、私なりに十分理解ができます。先般参議院の本会議で関先生が国家とは何ぞやといったような非常に高い見地に立ってこの問題を論議せられたのを私は興味深く拝聴いたしました。国家とは要するに統治権といいますが、そういったようなややコンクリートな概念で一つあると、そうでなしに今度は広い社会学的な観点の国家もあるしいろいろな分類をせられた上で、この国家という字をなぜ使わないんだ、使うべきでないか、こういうお話、これは私はそれなりの立派な御意見だったと思います。

ただ、私どもが今回御提案申しておるのは、先ほど局長が申しましたように、やはり国家安全保障会議ということになると何といても現在諸外国の制度がございまして、諸外国に類似のものが。一つの固定概念ができております。それはどういう概念かという、やはり外国からの侵略に対する対応を考える私は機関としての大体物の考え方であらう、大まかに言えばそういうことであらうと。今度のやつは、それだけではなくて、国内の事態に対するものを一応国の安全に重大な関係ありということととらえて、例えば関東大震災のごときで、過去の例を挙げまして、あるいは戦争事案にならぬ前の段階で処理する、KALであるとかミグであるとかダッカであるとかいろいろ申し上げておるのは、幅の広いそういうような外敵だけを頭に置いていないんだと。そこで、国家という既成概念のある機関をつくるのは避けて安全保障会議とした方がよろうというところが一点と、もう一つはこれは行革審の御答申を根拠にして政府案をつくった。

ところが、行革審の中の御答申がやはり国家という言葉を使わなかったんです、これは。やはり安全保障会議、こういう言葉を使った。ところが立法の過程で、政府の中では逆に柳澤さんと同じような意見で、これは国家安全保障会議、国家を入れるべきであるという提案があったんです。私は官房長官をやる前に総務庁長官をしておりまして、こういう組織関係は担当しております。

たので意見を求めましたので、あえてここで行革審の答申と違う概念を導入する必要はない、これは素直な安全保障会議という名称の方がよろうということに私は変えさせた経緯があるんです。それは、私の考え方は今申し上げたような考え方です、これは国家安全保障会議という、既存の外国の、アメリカなりあるいは韓国なり方々にあります、これとの概念の混同を来すよ、そうすると対象が変わって来ると、したがってやはり素直な答申どおりにやっておいた方がよろう、こういうことで安全保障会議としたわけです。

さて、そこでそれならこれは翻訳するときどうなるかということなんです。これは、加藤さんは元外交官ですから語学が達者ですが、私は語学はさっぱりあかんのですが、これをナショナル・セキリティー・カウンシルというのがいいのか、こらは一つのやっぱり研究課題だと思ひますが、私はナショナル・セキリティー・カウンシルというやつと多少概念が混同するかと、ジャパン・セキリティー・カウンシルと言った方がいいのではないかと、これは本当にまじめに議論しているんですから。それぐらいこの名称の問題は実際はいろいろの経緯を経た上でこれが一番実態に合っているのではないのかということと名前をつけたのであって、柳澤さんのおっしゃるむしろ国家安全保障会議といったようなしつかりしたものをくれ、こういう御意見を私は非常に参考にさせていただきますと思ひますが、これとは直接のあれは結びつかない、かように御理解をいただきたいと思います。

○柳澤謙造君　官房長官、私が言っているのは国家総合安全保障会議、そのところばかりやっていくわけにいかないで、次に進ましてもらって、その後鈴木内閣になって総合安全保障関係係会議ができました。この総合安全保障関係係会議をおつくりになったときに、従来の国防会議との関係をどういうふうな整理なさって設けられたのかどうか。調べてみたら国防会議よりも関係係会議の方が多く開かれている。

ですからそういう点で、最初に総合安全保障関係閣僚会議をおつくりになるときに、既にあった国防会議との関係をどういう整理をしてやられたかということが第一。

それから、今度は、今その国防会議が安全保障会議にこへ改組するわけでしょう。改組とか、国防会議を廃止して安全保障会議をつくる。今回つくるこの安全保障会議と関係閣僚会議との関係はどういう整理をなさっているのか。性格からいけば、関係閣僚会議を安全保障会議の下部機構だとすると、あるいはもう二重、中二階みたいでややこしいから、じゃ関係閣僚会議やめちまうかというか、何かその辺をこの機会に整理しておかないと混乱を起すかと思うので、この切りかえのときに今どうお考えですかと、その二つ御質問します。

○政府委員(塩田章君) まず総合安保関係閣僚会議をつくったときにどういう考え方で調整したのかという前段の方でございまして、国防会議については、申し上げるまでもなく、ずっとシベリアンコントロール確保という観点からの国防に関する施策についての重要事項を審議するための機関として、諮問機関として設けられてきた。これに対して、総合安保の関係閣僚会議をつくるに際しましては、総合安保の観点から承知して、いろいろな議論があつたことは私も承知しておりますけれども、これは先ほどの大平内閣のときの報告書も受けて、経済、外交等広い諸施策のうちで言ってみれば安全保障という観点から総合性、整合性を確保するための関係行政機関における調整をするための協議機関としてつくるんだというところに落ちつきまして、結局そこに両者の違い、つまり国防会議の方は国防に関する重要事項についての諮問機関、総合安保関係閣僚会議の方はもっと広い経済、外交を含めた、しかし安全保障という観点からの諸施策についての協議機関ということで、交通整理をしまして発足して今日に至つた、こういうことでございまして。

すけれども、総合安保関係閣僚会議の方は設置されてから十五回ばかり開かれております。期間的に言いますと、国防会議の方がやや多いんではないかと思ひます。というのは去年一年間で十回も開きましたものですから、国防会議の方はそういう意味で去年がちょっと特殊ではあつたわけですが、大体回数的には同じような回数ではなからうかと思ひますが、いずれにいたしまして、今後どうするかということでもございまして、今申し上げましたようにこの二つの会議はやはり目的とか対象とかというものをやはり異にしております。もちろん内容的にダブる面もあるわけですが、元来の目的、対象としてはやはり異にしてあります。したがって、従来の国防会議、今後は重大緊急事態を加えて安全保障会議、こういうことになりまして、それはそのまま安全保障会議として今後設置していただきますとともに、今御指摘の総合安保関係閣僚会議も従来どおり残して、両者相まって我が国の平和と安全のための機関として活用してまいりたいというふうな考えでおるわけでありまして。

○柳澤鎮造君 局長、国防会議は十回も開きましたといつたが去年たった一度だけだ。一年に一回も開かないことが七年もあつた。私がさっき言つたのは、平均してみれば国防会議の方が少ないじゃないですか。しかも、今の御答弁聞いていけば、関係閣僚会議は協議機関で国防会議は諮問機関だといえ、これは一般的な社会通念からいけば関係閣僚会議の方が格が上になるわけ、協議機関なんだから。諮問機関というのは相談を受けたらやればいい。

だから、そう大した、ああここでもって目くじら立てるようなものじゃないが、ただせっかく安全保障会議おつくりになるわけでしょう。だから、安全保障会議をつくられるのを機会に、この関係閣僚会議との関係をもう一回チェックなさつて、それで過去の国防会議のようなのと違って、今度は安全保障会議がかなり活性化されておやりにならうとするならば、権威を持たせて、うして安全保障会議はいろいろなことについて協議をする、議論をする、一つの方向を出す、関係閣僚会議は逆に言うならばそのときそのときのちよつと相談したいことがあるのという程度のそういうぐあい、その辺はきちんと整理をしてください。私から言わせれば、関係閣僚会議はこの機会にやめたらいと思ひます。必ずこれはもう混乱を起すんです。

それで、内閣の中ではその関係閣僚会議は人数が多いわけでしょう。そうしたらそちらの方が都合がよくないでしょう。だから、そういう意味で、次に五条のメンバーのところでも申し上げるんですが、安全保障会議のメンバーはそこそここうずつとあるわけですが、今日の内外情勢から考えれば、経済企画庁長官といふのはこれは昔はあつたが経済の動向、将来どうなるかといふ必要はあつたかわからぬけれども、今この安全保障会議のメンバーに経済企画庁長官がそれほど重要な性あるかといふことは私はそんなにないと思ひます。むしろ輸送手段の関係の運輸大臣とか、それからこれだけ今日の情報化時代のいわゆる通信網の關係からいって、そういう通信手段のあれを持つておる郵政大臣とか、そういう人を入れて構成メンバーにしていく方がよっぽどいいと思ひます。けれども、運輸大臣、郵政大臣をこのメンバーに加えるといふふうには修正するお考えはございせんか。

○政府委員(塩田章君) 経済企画庁長官の場合、確かに今度の重大緊急事態という任務の付加といふことにかんがみて考えますと、それは余り直接の關係は少ないかも知れませんが、しかし、これはやはり国防会議の任務をそのまま引き継ぐといふのが大前提でございまして、そういう意味で従前の国防会議のメンバーの一人としての重要性、これは私は変わらないのではないかと、いふに考えておられます。経済企画庁長官は答申には実はなかつたんですけれども、これは従前どおり残つていただくといふことになつたわけではございせんか。

あと、今度重大緊急事態を加えるに当たりましてどういふ方にお入りいただくか、これは今回はお二人、内閣官房長官と国家公安委員会委員長が新しくメンバーになられておるわけですが、官房長官の場合は、これは今回の改正というよりも、もとも私が入つておられるべきじゃなかつたかと思ひますけれども、国家公安委員会委員長の場合は、今度重大緊急事態が加わるといふことによりましてその任務上一番關係の深い方、そういう意味でこれを、答申でもそう言つておりますし、今度加えた、こういうことでございまして。

さてそれ以外に、いろいろな事態を考えますと当然いろいろな關係の閣僚がおられるわけではございますが、その中でも御指摘のように現在の交通通信事情を考えた場合に、運輸大臣や郵政大臣が關係するケースが多いだろうといふことは十分考えられるわけですが、十分考えられますが、一方でこの重大緊急事態に對処しようといふ、非常に的確と同時に迅速に對処しようといふ場合に、やはり會議体として置く場合には、恒常的に置く會議体としては可能な限り人数が少ない方がいいといふ要請が一方であるわけではございまして。同時にまた、今の關係する方にはぜひ出ていただくなければいけないといふ要請も当然あるわけではございまして。

そこで、結局人数としては、恒常的メンバーとしてはなるべく絞つた。しかし、事態によつて關係する大臣にはぜひ出ていただく道をつくるというところで今回のような案にいたしましたわけではございまして、運輸大臣なり郵政大臣の必要性といふのは十分我々も考えておりまして、立案の過程でも随分議論をいたしましたわけではございますが、結論として今申し上げたような形に落ちついたと、こういうことでございまして。

○柳澤鎮造君 それで局長、今いみじくもそういうことを言われるから、だからさっき私が関係閣僚會議を思い切つてこの際廃止したらいいじゃないかといふことの裏書きをあなた自身が言つてい

ることになるでしょう。それは五十人も百人もの会議だと、百人持っていたらそれといたってなかなか集まらないからまあ十人ぐらいにとかということはわかりますよ。この案でいったって総理除いて六人、私が言っているのだから、経企庁長官なんか要らぬからむしろ運輸大臣と郵政大臣を入れるというんだから七人、一人変わる。何で少ない方がいいと言ふのか。それで、少ない方がいいと言ふのだったら、もう一回言いますよ、じゃ関係閣僚会議やめますか、あの方が多いんだから。どうですか。

○政府委員(塩田章君) 関係閣僚会議の方は、先ほども申し上げましたが、いろんな違いがありますが、まず取り上げるテーマとして、経済、外交、広く取り上げると。まあ協議機関ではありますけれども、協議するテーマとしては広く取り上げることとかなり大勢の方がメンバーに入っておられる、これはそういう形になっております。

それで、現在の国防会議ないし今度の安全保障会議は、やはり諮問に応じて答申をする、しかもそれが特に今度のような場合は的確であると同時に迅速を要するというのが一方で要請される会議体であることはこれ間違いないと思ふんですね。ですから、可能な限り少ない方がいいというのは、やはり私は一般論としては少なくとも思ふと思うんです。

そこで、結局どこで線を切るかという話になるわけですが、やはり経済関係の代表の大臣としては経済企画庁長官、それからいろんな今度考えておられますところの重大緊急事態に一番関係のある大臣としてはやはり国家公安委員長委員長ではなからうかと、常に関係があるという意味ではやはり国家公安委員長委員長の方が運輸大臣や郵政大臣よりももう少し常に関係があるという立場ではなからうかと、こういうことで考えたわけでございます。

○柳澤謙造君 そういふ答弁しているから、午前の何で国家公安委員長委員長を入れたんだとい

た、ああいう質問をされるんです。

それ以上言わないで、次は事務局の問題で、これは官房長官、さっき、今度安全保障室をおつくりになってやるんですと。私たちは、国防会議は事務局あつたのをなくしちゃって今度はそのういうふうなものにしよう、格下げじゃないか、何だと、こう言つて反対しているわけですが、それから、その安全保障室を設けてこうしようとかだといふことは、もう最初のときに官房長官閣下して御答弁なさっているんですから改めてそれは言いません。

じゃ、その安全保障室なら安全保障室で、いわゆる従来の国防会議がなかなか開かれなかった。塩田局長の言をかりれば、たまたま去年だけ十回も開いた。第二臨調からも形骸化されていると言われているくらいなんだから、それをどうやって活性化して動くかといふこと。ですからその辺の、仮に安全保障室なら安全保障室であっても、そういう過去の国防会議の轍を踏まないように、どういふぐあいで活性化してそれが動くようにするかといふことで指導の考えをお持ちだと思ふんで、その点お聞かせをいただきたいと思ふんです。

○國務大臣(後藤田正晴君) いろいろなやり方はあると思ひますけれども、私はやはり何といひますか、しばしば国防に関する事項についていろいろ問題ありますから、国防会議を頻りに開くことだと思ひますね。従来から見ると、去年は塩田君のときに、中期業務計画ですか、この関係があつたもので十回開いた。ところが、それ以外の年になると年に二回ぐらいでしよう。一回ぐらいいしか開かぬときもあつたかもしれせんね。これじゃ話にならないんです、これは。だから、私は問題がやっぱいろいろありますから、これは、その都度私は国防会議といふものは開いた方がよからうと、これは一番肝心なことであらうと、こう思ひます。

それから、先ほど来御質問があつたメンバー等について、なぜ経済企画庁を入れてとかいろいろ

御質問ございましたが、これは国防会議の中のメンバーに、やはり財政金融だけでなしに、当然国防政策といつたようなことになればやはり経済政策の面との密接な関連ありといふことで従来からありましたから、それを今あえてのける必要はないではないかと、これはやはり重要なメンバーの一人だといふことを入れた。それから、国家公安委員長は重大緊急事態の方で、これは国防会議の引き継ぎ事務の方でなくて、重大緊急事態の方は、これはやはり何といふても国家公安委員長は一番密接な関連があるだろうといふことで、選手代表という意味でこれを入れた。

それから、官房長官はどうだと言ひますと、これは国防会議発足のときは官房長官はたしか國務大臣じゃなかつたんです、これは。それで私はメンバーから外れておつたと思ふんです。しかしながら、現実には官房長官は必ず会議に参画をしておつたわけでございますから、これはやっぱり入れなきゃおかしいと、これ入れなきゃ問題にならないと私は思ひますから官房長官は入れるべしと、こういうことを入れた。それから、運輸大臣とか郵政大臣、これは私は問題によつてその他指名する閣僚云々ではやはり処理すべきであらうと思ひます。

こういうのは柳澤さん、案をつくらうといふときはなかなかこれできないんですよ。率直に言ひますとね、みんな反対する。いよいよこれはしようがない、できるとなつたら、おれも入れるおれも入れると言つて、それはとてもじゃないが、それのけるのは容易でないんです、これは。その証拠が先ほど言つた総合安全保障研究グループの報告書、これを受けて大平内閣のときにつくつて、結局今あるのは総合安全保障閣僚会議、だんだんメンバーが広がつてしまつて、これはなかなか容易でない機関になつております。これは交通整理を検討いたします。さようにお答えをしておきたいと思ひます。

○柳澤謙造君 もう一つこの法案の問題でお聞きしておきたいのは、第二条の諮問事項のところ、

この最後の五番目のところに「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」、どんな場合でもその他云々といふ項目があるんだけれども、具体的にどういふことをここで考えなければならないのか。例へて言うならば国防体制の具体的整備だとか日米共同防衛体制の確立だとか、何か具体的なこういうものをこの「その他」の中で考へておるんだといふあなたの方の構想の中身を若干こどももってお示しをいただきたい。

○政府委員(塩田章君) お尋ねは第二条第一項の第五号だと思ひますが、これは第一項は国防会議を引き継いだ分でございます、現状のままでございまして、その点は現状と変わるわけではございません。

そこで、この第一項第五号は何を考へておるか、といふことでございしますが、その他総理大臣が必要と認める事項でございましてから特段の限定があるわけではございませんけれども、この実際の運用から申し上げますと二つのタイプといひますかグループがございまして、一つは昭和五十一年の十一月五日の国防会議及び閣議決定で「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」といふのがございまして、ここで四点ばかり決めておまして、これが五号で言うところの「総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」であると言つて決めてしまつたものがあります。

それはもう必ずかけるようにいたしております。それは何かと申しますと、一つは「自衛隊法の改正を要する部隊の組織、編成又は配置の変更」、これが一つ。一つは「自衛官の定数及び予備自衛官の員数の変更」。それから、三番目には陸海空各自衛隊の主要な装備品、戦車でありましてまた艦艇でありましてとかといふ主要な装備品。それから、四番目には今申し上げました主要な装備品のうちで長期にわたり多額の経費を要するもの、と、こういうことで決められております。ただし、今申し上げました五十一年の閣議決定で決めておりますものは、頭に「各年度の防衛力の具体的整備内容のうち」と、こうなつておりま

して、翌年の防衛力整備に、例えば戦車何台つくとか艦艇何隻つくとかというやつをかけることになっております、今申し上げました部隊の編成等も含めまして、それはここで言うところの五号のその他内閣総理大臣が必要と認める一つの具体的なものとして既に示されておるわけですね。

したがって、逆に二番目のグループとして、それ以外のものは全く特段の規定がございせん。そのときそのときで総理大臣が必要と認めるものがあるかと、こういうことになりましたが、どんなものがあるかと。過去の今まで実際に扱っている例で申し上げますと、例えばF15でありますとかP3Cでありますとかという新しい飛行機の整備計画ですね、これは来年度の予算というものは先ほど言いましたが、来年度の予算じゃなくて全体として何機整備するかという整備計画の問題でありますとか、あるいは神鷲復帰の際の神鷲における自衛隊の配備の問題でありますとか、あるいは昨年の例で言いますと中期防衛力整備計画でありますとか、決められたものじゃなくて、そのときその判断によってかけるという形をとっております。

○柳澤錬造君 法案の内容はその程度で、次に少し基本的な問題で幾つかの点でお聞きをしてまいりたいと思ふんです。

これは私の持論ですけれども、内政の問題ではどんなに議論をしてもよいが、外交と防衛の問題というものは戦争の道具にしてはならない、そうあるべきだと思ふんです。で、そういう中で、私は五十三年度の予算委員会に、そのときの総理に、今世界に百五十七カ国——その中でサミットに招かれるのはたった七カ国だけでしょう、日本はその七つのうちの一つに入っているんです、その日本の国が国家形成の基本である国を守るというところについて、この国会においてコンセンサスが得られてないと思ふんだけれども、総理どうですか。それでいろいろやりとりしていつて、

最終的に総理が、衆参両院に防衛委員会を設置するために努力いたしますということを言って、その約束が果たして、それからまた二年たつて五十五年に安全保障委員会ができるわけなんです。しかし、今になつても、自分の国は自分で守るといふ、そういう意味でのコンセンサスというものは国会でまだ得られていない、で、上がつていないと私は思ふんだけれども、それについて政府の御見解はいかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) やはり安全保障に關しての国民的な合意、これは国の平和と安全を守るというための基礎である。したがって、防衛という問題については、国民の理解と支持、それから国民の国を守るという気概、これがあつて初めて私は国家の安全が期せられると思ひます。したがって、当然のことながら、政治の場にある者として、国の防衛とか、あるいは平和の問題、安全の問題というものは、やはりお立場、お立場で考えの違ひがあるのは当然であるにしても、基本は合意がそこに流れておるといふことでなければ問題にならぬ、私はさうに思ひます。

しかし、今それじゃどうなつてゐるんだということになると、官房長官の立場で、今、政治の社会でさうなつてゐないんじゃないかと、言ふとこれはまたいささか言い過ぎになりますから、それは私は御遠慮させていただきますと思ひますが、いづれにしても、やはり戦後四十年、ともかく非常に恵まれた環境の中で、私は日米安保体制のもとでこれだけの平和と安全が守られていたと思ひます。しかし、そういう中でいつとはなしに、国民全体の中に平和を維持する、平和を守るというのにはやはりそれなりの覚悟とそれなりの犠牲というものを覚悟しなければならぬんだという気持ちがあるんだと、薄れてきておるとは大変残念に思ひます。ここからはやはりこれからのお互いの責任として、国の安全保障について国民的な合意を得るようにお互いに努力をしていきたい、これは私の願望としてお答えをいたしておきたい、こう思ひます。

○柳澤錬造君 官房長官としてもその程度の御答弁で、それをさらに立ち入つてということになるとなかなか難しいと思ひますから私も了承したいと思ふんです。また、それが私が心配するゆゑんでもある。

それで、次にシビリアンコントロール、さつきも出ていたけれどももう一回ここでもつて触れるんですが、シビリアンコントロールというのは、だれも反対する人はいないし、これはもう絶対に守り抜かなきゃいかぬことだと思ふ。日本の国としたら、内閣だろが国会議員だろが国民だろが、みんながもうシビリアンコントロールを守り抜く国家としてやつていかなきゃならぬことなんだけれども、政府が考えているシビリアンコントロールというものは、文民統制と言へば一言になります。そういうことではなくて具体的な事例で、私たち政府が考へてゐるシビリアンコントロールというのはこういうことを意味してゐるんですと一度御説明いただきました。

○国務大臣(加藤弘一君) シビリアンコントロールと申しますのは、民主主義国家における政治の軍事に対する優先を確保することと私たちは理解しております。我々の国で具体的に幾つかの問題を挙げるとすれば、次のようなものではないかなと思つております。

まず第一に、自衛隊の自衛官の定数、部隊などの組織、編成の大綱、装備その他重要事項については、国会において法律、予算等により審議、議決され、また防衛出動や命令による治安出動については国会の承認が必要である、これがまず第一にあるかと思ひます。

それから、国の防衛に關する事務は、一般行政事務として内閣に属し、内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊に対する最高の指揮監督権を有しております。また防衛庁長官は、文民たる国務大臣に充てられ、内閣総理大臣の指揮監督を受けて自衛隊の隊務を統括することだと思ひます。

それから三番目に、内閣には、国防に關する重要事項を審議する機関として国防會議、今度の安保會議ですが、国防會議が置かれ、国防の基本方針、防衛計画の大綱、同計画に關連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否、その他国防に關する重要事項については、内閣総理大臣はこれに諮らなければならないとされてゐる点。

それから四番目に、文民の長たる防衛庁長官の政策統制を確保するため、文民たる参事官の制度を設けて、そのスタッフを中心に防衛庁の内局がその自衛隊の隊務の統括に遺憾なきを期するようになっている。

こういうことが重立ったところなのではないかなと、こう思つております。

○柳澤錬造君 これも、私の方の質問の仕方がよくなかったと思ふけれども、なかなか答弁の難しいところだと思ひます。

それで、防衛庁長官、次にお聞きしたいのは、昭和五十三年に栗栖統籌議長が、敵が攻めてきたら法律がどのようになつていようとも自衛隊は国を守るために敵と闘わなければならないと言つて、首を切られたんです。シビリアンコントロールを侵すものだ、けしからぬといつて、もうあのときは即刻統籌議長を首になつたんです。そのときに防衛庁が出された見解というものは、敵が攻めてきたら自衛隊員はまず逃げると、その後総理から、防衛出動命令が出たら右して敵と闘えという見解を出された。余りにも国民から不評を買つて、それでも数日後にすぐそれをまた防衛庁は修正しまして、そういうときは隊員個人が刑法三十六条の正当防衛の項を適用して判断せよ、戦う者は戦え、逃げる者は逃げると、こういう見解を出したんです。

この防衛庁の見解というものは今でも生きてゐるんですか、それとも、あれはぐあい悪かつたと思つてそれ以後に違つた見解をお持ちなのですか、その点はいかがですか。

○政府委員(穴倉宗夫君) お尋ねのことでございますが、今おっしゃいました防衛庁の見解なるも

のを調べてみました、見当たりませんでござい
ました。お話として伺って、何というんですか、
大変おもしろいお話になっているようございま
すが、実問題どういふことなのかという点で
問題点を整理してみますと、このようなことでは
ないかと存じます。

問題でございませうのは、防衛出動が下令され
ておりますれば問題はないんだと思ひます。自衛隊
法七十六条で防衛出動が下令されておりますれば、
自衛隊法の八十八条で武器の使用ができますと
いうことになっておりますので、それは問題がな
い。ただ、下命令の場合だったらどうなんだとい
うのが一つ問題になろうかと思ひますが、自衛隊
法の七十六条では、敵が攻めてきたらと、こうい
うことでございませうが、敵が攻めてくるおそれ
があるとき、法文では「外部からの武力攻撃のおそ
れのある場合」にも防衛出動の下令ができること
になっておりますので、その辺のところの運用の
仕方の問題ではないか。結局この問題は、基本的
な法律構成での枠組みというのにはできているわけ
であります。その運用自体は何と申しましょ
うか、よろしきを期さなければ不意打ちというよう
なことがあり得ると、こういう問題かと存じま
す。

なお、先ほど触れましたお話を、正当防衛
のお話だと思ひわけでございますが、正当防衛と
この武器使用、奇襲における武器使用の問題と
のかかり合ひにつきましては、その後といひま
す。か、そのとき以来と申しましょか、国会で何回
か御議論がございまして、とどのつまりのところ
は、部隊行動として正当防衛の議論をするのはお
かしいと。正当防衛の議論というのは個々の自衛
官の行為についての問題ではないだろうか、こう
いうようなことで整理されているように思ひま
す。

そういうことでございませうので、今先生おし
やいましたようなことは、やや何と申しますか、
私どもも今認識しているのと表現的に若干違ふの
かという気もいたします。

○柳澤錬造君 そんなに古いことでなくて、まだ
七、八年しかたないのですね。官房長の今の答弁
というのには、私から言わねばならぬ不見識きま
りないと思ひます。記録にないとは何事です
か、本当にないんですか。敵が攻めてきたら逃げ
ろということとは、あのとき防衛庁の方は言った
んです。しかもそんなに下の人じゃないんだか
ら。もし、それでもって記録がないのが本当なら
ばあれなんです、もう一回ききとそう答えてくだ
さい。ゆゆしきことだよ。いや、もしあれだつた
ら堀田さんの方が御存じじゃない、あのころまだ
防衛局長をやつていてなにした方だから。そんな
ぢやらんばらん答弁はないですよ。防衛庁がそ
ういふ答弁をするから私はさつきから心配になつ
てきて言いたくなつてしまふんです。

○政府委員(大倉宗夫君) 正式な場での記録とい
うものは見当たらないという報告を受けておりま
す。

○柳澤錬造君 官房長、もう一回お調べをいた
だいて、そして何となく国会の場の議事録ば
かりににすることはないんで、もつと言ふならば、
私は、いわゆる刑法三十六条の正当防衛の行為、
これは一億国民全部が持つてゐることじゃないの
か、自衛隊は何のためにあるのかと言つてゐるん
です。一般国民が適用される刑法三十六条を、自
衛隊にその項を適用してなんという、そんなばか
なことがあるのかと言ふんです。

そうして、逃げろと言つたつて、それは陸上自
衛隊の人たちは陸にゐるんだから、じゃ逃げよう
といつてそれはできるけれども、じゃ船に乗つて
ゐる人はどうするんだと、護衛艦なんかの。おれ
は戦うぞといつて弾を詰める、おれは嫌だ、逃げ
ろと、そんなことが船の中でできますか。何と
いふことを、それでよく防衛庁の幹部をやつてい
られるなど言つてなにしたときに、とうとうその
ことについてその防衛庁の幹部は黙して語らずで
あつたのです。私がやりとりして聞いていること
なんです。ここでもうそれ以上はなんです。か
ら、そういう見解を平気で言うような防衛庁だか

ら私は心配していろいろ言いたくなつてしまふの
で、それはもう一度お調べをいたしたい。

次に聞いておきたいのは、時間もなくなつちや
うからあれだけれども、この逃げろと言つたとき
に、言うならば、国民の大多数というものは今の
日本の自衛隊法ではいざというときに役に立たな
いんだということがわかつて、いわゆる有事法制
の問題が出て、それで時の内閣がそういう有事の
法の法制化ということについて検討に入つたこ
と、これはもう御存じのとおりだと思ふ。それ
で、あれからもう八年たつていまだにできない。
有事の場合にどういふふうに対応するかとい
うことの方がよっぽど大事なことでないか。

それが八年たつてもできないでしよう。その方
がよっぽど私は緊急事態だと思ふだけども、
それが八年かかつてまだその結論が出ないなら
ば、それこそこんな国防会議のこの程度のもの
安全保障会議に改組するなんというの、そんな
ものはやめた方が私はいいと思ふ。どうといふこ
とないじゃないですか。その辺の見解はいかがで
すか。

〔委員長退席、理事村上正邦君着席〕

○政府委員(大倉宗夫君) 先ほどの記録について
はもう一度念を入れて調べさせていただきます。

それから、ただいまの有事法制の問題でござ
います。有事法制の研究を始めましたときに断
りがされているわけでございますが、近い将来に
おける立法を目的とするものではないという前提
でこの作業が始まつてゐるわけでございます。そ
の後、御存じのように昭和五十六年それから昭和
五十九年の二回に分けて、午前中にも防衛庁
長官から久保田委員にお話ございましたように、
防衛庁が調べました問題点につきまして国会に報
告を済ませてゐるわけでございます。それは防衛
庁所管の法令及び他省庁所管の法令につきまして
の研究でございませう。残りしましたのが、どこの省
庁かその所管が明確でない事項につきまして、い
わゆる第三分類的の研究というものが残つておるわ
けでございます。防衛庁といたしましては、内々自

分のところに関係のありそうなことにつきまして
は勉強はいたしておりますが、まだ発表をするよ
うな時期には至つておりません。

この後は一体どうするんだといふことでござ
います。これにつきまして、私どもも先般来の御
質疑を通じて私どもも勉強をいたし、それからこ
の法律ができた後は安全保障室に窓口になつてい
ただいて、私どもの勉強したことと相まじまし
て、安全保障室でそれそれ担当を割りつけていた
だいて調整をしていただけるのかなといふふう
に考えておりますので、私どもも一生懸命この後の
第三分類的の作業はしてまいらうかといふふう
に思つてゐるところでございます。

○柳澤錬造君 そうかなといふふうなそういう御
答弁をなさるんだが、堀田さんどうですか、今
のような感覚でおることから考えれば、この安全保
障会議のこんな法案をつくらないで、今までの国
防会議をやつていたら事足りると思ふんです。こ
れほどの重大な緊急性のあるものでもそんな
状態でしょう。何で無理してこの安全保障会議、
今これをやらなきゃいかぬのですか。おやめに
なつたらどうですか。

○政府委員(堀田章君) 先ほど来の御議論の有事
法制の問題は、いづれにしましても国防に關連す
る問題でありまして、現在の国防会議をそのまま
引き継ぐという意味において、その点についての
改正は今度は全然いたしておらないわけでは
前回のままの体制でございます。今度の改正は、何回
も申し上げますように、重大な緊急事態が起つた
場合の対処体制についての審議を加えようとして
おるものでありますので、その点はぜひ御理解を
いただきたいと思います。

○柳澤錬造君 国防の問題は全然触れてない、従
来どおりですと、そうでないところのことをやる
んですと云うから、なおのこと私は安全保障會議
のこんなものはやめなさいと言いたくなるんだ。
それで、次には、これは防衛庁長官にお答えい
ただかなきゃならない。専守防衛、日本の国は。
それで、政府がお考えの専守防衛といつたらばど

ういうものかという、その辺の解説をしていただきたいと思うんです。

○国務大臣(加藤 一 君) その前に、ちょっと先ほどの有事法制の問題につきまして私からも一言申し上げたいと思いますが、私たちの頭の中では、有事法制の問題とそれから奇襲対処の問題と、これは、かなり似ているところがございますけれども、基本的にはちよつと分けて考えた方がいいのではないかと、こう考えております。

奇襲対処につきましては、先ほど官房長が御説明申しましたように、おそれのある場合も防衛出動の下令ができることになっておりますので、法制的には整っているのではないかと。したがって、やはりある日、一天にわかにかき曇って、突然平和なときに国家権力の発動としてどこかの国が攻めてくるということは私はまあないと思いたすので、そういった情勢になつていくかどうかについての情報収集機能、判断というものがまず第一義的であつて、そしてそういうようなおそれがあるような場合には、いかにそのおそれに基づく発動というものを的確に運用できる体制にあるのかと、そういう問題ではないだろうかと思つておられます。

それから、有事法制の問題につきましては、きよの午前中他の委員の方からも御質問ありましたけれども、やはり今の法制の中では、いざ有事になりましたときに、現行法規のままで自衛隊が行動したら、行動の自由が束縛されたり問題点が起きてくることも多々あるように思ひます。まあ大体できるような部分が多いわけですが、多々といひますか、幾つかの点で問題があるうかと思ひます。そういうものは、やはりそういったときに主権はどの程度制限したらいいかという問題は、いわゆる冷静な平時のときによく議論し、本来ならば立法をしておくべきことなのではないか。有事といひますと国民の権利を奪うための暗い話としてよく書かれていくわけですから、そういう有事のときでも、こまめに国民の権利を侵略しちやいけませんですよという線引

きというものは平時のときにやっておいた方が私は冷静なものができるし、より国民の権利を守ることになるのではないかと。そういう意味で、私たちとしては、有事法制の問題については国民の御議論、それから国会における審議の様子を見ながら慎重に判断いたすつもりでございますけれども、そういった問題点があるということだけは事実なんではないだろうかと思つておられます。

〔理事村上正邦君退席、委員長着席〕

それから、御質問のありました専守防衛の点でございますけれども、これは言うなれば極めて、我が方が自衛権を発動する際にはあくまでも攻撃を受けてから初めて自衛権を行使し、そしてその対応についても必要最小限であり、そしてまたそれに備えた防衛力の整備も必要最小限であるという意味の受動的な防衛体制を示すもの、そういう防衛体制の精神を示しているものだといふふうに私たちは考えておりました、我が国の戦後の防衛政策の中で一番大きな基本的な政策の一つだと思つておられます。

なお、先ほど私、有事法制の問題について国民の権利を侵略するという言葉を使つたと思ひますが、侵害だとか制限だとか、どちらかという制限という言葉の方が正確だと思ひますので、訂正させていただきます。

○柳澤 鎮雄 君 具体的な点で、次にその関連でお聞きするんですが、昭和五十五年の八月にソ連の原子力潜水艦が日本の領海を侵犯したわけなんです。あのときに政府は、官房長官談話でもって、領海侵犯を受けとめるといつてソ連大使館の参事官を呼んで文句を言つたわけなんです。しかしながら、ソ連の原子力潜水艦は二時間三十五分にわたつて日本の領海を侵犯して通つた。領海を侵犯されるということ、私は日本の主権が侵されることだと。日本の主権が侵されているにもかかわらず、時の総理はそのときに何らの指揮もとつていない。そして、防衛庁長官に質問したときに、防衛庁長官は答えていわく、自衛隊法八十二

条に基づく総理の指揮がないので海上自衛隊は動かすことができなかった、海上保安庁に任せをいたしました、これは国会での答弁。これも、今の専守防衛の立場からいつて合格というか、適用されるのかどうか、その辺はどういうお考えをお持ちなんですか。

○政府委員(西廣 隆雄 君) 御承知だと思ひますが、昭和五十五年の神無川で起きましたソ連原子力潜水艦の火災事故に際しましては、自衛隊としては海上保安庁の要請で災害派遣として現場に飛んだわけでありまして。しかしながら、我が方からの呼びかけに対してソ連側が救助の必要なしということで拒否をされたので、災害派遣はその段階で終わった。以後は、自衛隊としては通常の監視行動を続けたわけでありまして。

一方、そのソ連潜水艦並びにそれを曳航していた潜水母艦が我が国の領海に入る可能性が出てきた段階で、私どもの知つての限りでは、まず外務当局の方が外交ルートを通じて、ソ連船が放射能漏れがあるのではないかどうか、それから我が国は非核三原則を堅持しておるので、もしソ連船が核を搭載しておるんなら、それは領海内の通過は認められないということで、その二つの確認を求められたというように聞いております。

しかしながら、その返事が来ないうちにソ連船は領海に差ししかつたと。その間海上保安庁が、当然のことながら、その種海域、我が領海における無害航行かどうかということについての判断、無害航行でない判定される場合の措置は任務を待つておられますから、そういう状況に立ち至つたので、たまたまソ連船に対して領海に立ち入るぞと、入ることになるぞということを警告した。ところが、ソ連船の方から、もう既に許可を得ておると、無害航行の許可を得ているというふうな返事があつたやに聞いております。

それに対して海上保安庁の方が、本省を通じて、さらに外務省の方を通じて聞いたところ、まだ返事が来ないということなんで、再三再四無害航行と認められないから早く領海から退去する

ようにという警告をし続けたというのが事実関係であらうと思ひます。

それが事実関係ではありますが、それではその際になぜ自衛隊が実力行使をしなかつたかということになりますと、これはもう昨年申し上げていることでもありますけれども、そのような領海における無害航行にあらざる航行、いわゆる領海を侵されたときの措置については、まず海上保安庁がその任務を第一義に持つておられるということが一つであります。

そして、自衛隊としては、他の海上保安庁等の力では及ばない際に先ほどのような海上の警備行動をとることは可能でありますけれども、とは言つても、この段階で自衛隊が出動する、あるいは武力を行使するという状況であつたかどうかということになれば、それはノーであらうと。これはもう自衛隊行使の三要件というのがありますように、他に手段があつたかないか、外交その他の方法で処置できたかどうかというようなことも含めまして判断されるべき問題であつて、私どもとしては、この段階で自衛隊が、要請もなかつたことも事実であります、自衛隊が出動して措置をとらなかつたということについては適法であつたし、正しかつたというふうに考えておるわけでございます。

○柳澤 鎮雄 君 防衛局長、正しかつたというふうな言い方をされると困ります。今のような経過は私は十分知つておつて、だからこの国会の場でも、私は、あれは事故を起こしたんだから、何も日本に攻めてこようとしたんじゃないんだから、そういう意味で、事故を起こしたのだから、それから初めから無害航行として認めてやつたらいいんじゃないか。それを官房長官が、これは領海侵犯と受けとめるといつてソ連の大使館の参事官を呼んで文句を言ひ、それで今言つた、許可を得たというときも、すぐそれは違つて言つて呼びつけて怒つて、何回も何回もそれをやっているわけでしょう。それにもかかわらず、ソ連の潜水艦が実力で

それで、それについて総理は何か言ったのかと言ったら、総理は一言も何も言いません。日本の主権、領海が侵されることは主権が侵されることじゃないですか。日本の国の主権が侵されて、最高指揮官の内閣総理大臣がそれについて一言も何も言わないという、そういうのは困ります。

それで、防衛庁長官に聞けば、先ほど言ったように、総理からの出動命令がないから海上自衛隊動かせませんでした、海上保安庁にお任せしました。海上保安庁から要請があったから出動したんじゃないんです。最高司令官である内閣総理大臣が指示をしないからそういう結果になったという。だから、その辺の点が、私は、そういうことが先ほど言うように専守防衛に当てはまるんだというふうな理解をされておたら困るんで、しかも今正しかったなんて防衛局長から言われると、とてもじゃないけれども、皆さん方が本当に何を考えられているんだろうかなと、もうちょっとそこところは、もう時間がないからきょうはやめますから、よくお考えになっておいていただきたいと思うんです。

それで、スウェーデンの場合なんかというものは、明確にその点については、あの国も専守防衛です、はっきり言います、絶対こっちから攻めていきません、そのかわり我が国に攻め込んできたならば彼らが得るものよりも失うものの方が大きいだけの打撃を与えることのできるそれだけの軍備は持ちます、それによって私たちは平和を維持します。百八十年間戦争しないで、それであのとおりの核シールドがついている。五万五千人所つった。人口八百三十万のスウェーデンが六百万人収容するだけのものを現在つくっている。しかし、柳澤さん、こへ来るまでに三十年かかります、あともう一息でもって国民全部を収容するだけのものが、と言ってやっておるわけですか。決して、過去百八十年間戦争してないあの国が、戦争のためにやってんじゃないわけ。今度戦争になったら核戦争だろう、その核戦争になったら、自分の国はやらなくなつて、あのとおり、今のソ連

のなにもにやってくる、放射能が来るから、それだから国民を守らにやいかぬといつて、大変なお金をかけてそういうふうな核シールドをつくっているわけですか。

ですから、その辺の、専守防衛ということはどういうことであり、それから先ほどの官房長官なんかも言っている、平和ということはどういうことかという、そういうことをやっぱりきちんとして、国民に理解をしていただけるようにお取り組みをいただきたいと思うんです。私は、自分が戦争に行っているだけに、戦争の悲惨さを知っている、二度と戦争はしてならぬと思うから言うんです。決して戦争を起さぬという意味で言うてるんじゃないんです。いかにして平和を守るか。だから、平和はただではないんです。そういうことをやっぱり国民にわかっているという、やいかぬでしょう。そのためのことをやっぱり政府が、国会がやらなきゃならないんです。このことを御理解をいただきたいと思つて、次に入らしていただきたいんです。

これは、外務省がいっぱいしゃすかね、S D Iの問題。いわゆるS D I、戦略防衛構想と言われたりスターウオーズ計画と言われたりしているんですが、これは当然国防会議で検討する性格のものだと思つて、塩田さん、これは国防会議で検討なさつたんですか。

○政府委員(塩田章君) 現在まで国防会議で検討したことはございません。

○柳澤鎮造君 それで、政府の中にはS D I関係閣僚会議つくりられて検討しておるわけだけれども、どうして国防会議の検討議題にならないでその閣僚会議で検討するおつくりになつてやうな関係閣僚会議をおつくりになつてやうな関係閣僚会議で検討すべきものではないんだという判断をしたとすれば、その理由はどのういふことかというをお聞かせいただきたいと思つた。

○国務大臣(後藤正晴君) S D Iの問題は、柳澤さんのおっしゃるやうに、事柄の性質からいえばあるいは国防会議で議論するの、一つの方法か

なという気もいたしますけれども、何せS D Iそのものの中身が、実体がまだはっきりしてないといつたようなことがございまして、とりあえずは、私どもの意見交換の場として、私が座長になつて閣僚の閣僚会議でひとつ専門家の閣員報告等も聞いて慎重に検討していこうということ、現在、閣僚閣僚会議で勉強をしておる、こういうことでございまして。

○柳澤鎮造君 それで、この閣僚閣員出しましたわね。出しましたって、もう帰ってきたんです、民間の企業のものも含めて、あれを出すについては、当然これは政府がそういう指導をとられたと思つたけれども、政府としていろいろ行つて調査してこいやということだと思つたけれども、何らかのそういう方向というか、何かそういう一つの方針というか、そういうものが出て、じゃひとつ調査団を出すかというのをやりになつたと思つたけれども、それはどういふ方針をお出しになつたんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 先般の調査団と申しますのは官民合同の調査団かと存じますが、これは第三回目の調査団でございまして、第一回、第二回は政府だけでございまして、さらに今度は、S D Iにつきまして技術的側面をさらに詳細に検討するために、技術的側面について知見を有しております民間の方々とともに、外務省それから通産、防衛、科学技術庁の四省庁の政府関係者とともに派遣されたものでございまして、S D Iについての技術的側面のさらなる検討ということでございます。特にこれをどういふ方針で検討してこいというやうな方針は与えられておりません。

○柳澤鎮造君 これも、じゃ外務省からお答えいただきたいんだけれども、アメリカから日本に参加してくれと言つてきていますね。あのアメリカが日本に参加してほしいと言つていいるねらいは何なんですか。

○政府委員(藤井宏昭君) 昨年の三月に、ワインバーガー国防長官が書簡を十八カ国に回しまして、それで参加について熱望しているわけでございます。

います。日本につきましてもその手紙が来ているわけでございますけれども、そこで言つておきますことは二つございまして、一つはS D Iについてどういふ決定を行うにしろ、と申しますのは、S D Iというものは研究計画でございまして、配備は将来の問題で、その段階で再び考えるというところが前提でございますが、どういふ決定を行うにしろ、今後同盟国といろいろ話をしていきたいということが一つございまして。それから第二は、S D Iの研究を進めていくに当たつて、同盟国との間ででき得れば技術的に協力していきたいといふことを言つておるわけでございまして。日本につきましても同様のことを言つておられます。日本に対しては、特にその進んでおりますハイテク技術について、何らかの協力ができればというのがアメリカの期待にあるのではないかと、いふふうな考えです。

○柳澤鎮造君 調査団が向こうに行かれてどういふ扱いを受けたか、恐らく御存じだと思つたんです。細かいことはいいですから、アメリカから参加してくれと言つてきたわけでしょう、日本に、それで皆さん方お考えになつて、まあ海のものとも山のものともわからぬけれどもひとつそれじゃ行つて調査してこようじゃないかという形で出ていったと思つたけれども、その調査団がアメリカでもつてどういふ扱いを受けたか、その要点だけ言つてくれませんか。言うならば、アメリカが日本に参加してくれというやうな待遇をしたのか、あるいは全くそうでない、極めてわかりやすく言えば冷たい扱いをしたのか、その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(藤井宏昭君) 調査団は、第一回から第三回まで全部そうでございまして、大変にアメリカの温かい歓迎と申しますか、大変に温かい態度に接しております。特に第三次につきましましては、民間の方々とも一緒の大調査団でございまして、これは三班に分かれて行つたわけでございまして、それぞれ参りました研究所等におきましても、それ

通常では見られないかなり機密性の高い情報等にも接し得たということをごさいますて、政府、それからSDIをアメリカで推進しております研究等関係者におきましても、大変に調査団の来訪を高く評価しておった、それなりの待遇をしておったというふうに承知しております。

○柳澤錬造君 私が開いている範囲では、今あなたは大変温かい待遇を受けたと言うんだけれども、いろいろと説明をするからそれはメモをとる、メモをとったらそれ全部取り上げられて持って帰れなかったと、そんなことで何でそんな温かい待遇を受けたと言えるのか。

私が知りたいのは、日本としてまだこれ参加と決めたわけじゃないんだけれども、だんだんそんなことをやっていけばそれに加わるようなことになっていきやせぬかと思うんだけれども、日本としてのメリットは何かということ。果たしてメリットがあるのかどうか。どうもこう私は見ておつて、日本の金と技術を提供させて、結果的にはアメリカの下請的な存在で日本の今の産業を使うというか何というか、そういう格好で金と技術を出させようとしているだけであつて、結果的にはアメリカの言いなりになってアメリカの下請のような存在で扱われるのが落ちじゃないかと思うんだけれども、果たして、もしこれに参加する形になって日本のメリットは何がありますか。

○政府委員(藤井宏昭君) ただいま委員御指摘のようにまさに検討中でございますので、この段階におきまして日本のメリットは何であるかということ、デメリットは何であるか等を含まして云々することは時期尚早かと思ひます。

しかしながら一般的に申し上げまして、ヨーロッパが、英独等が参加しておるわけでございますけれども、これが参加した主な理由と申しますのは、一つは将来SDIが現実配備された場合にそれが英独等の安全保障にとってプラスであるという判断が一つございすけれども、それ以上に非常に決定的と思われまゝのは、アメリカの技術がSDI研究によって大きく進むであろう、それ

に自分たちも参画しておきたいという希望かと思ひます。

日本についてはどうかということでございますけれども、今回の第三次調査団が行きましての報告は委員御存じのとおりでございます。アメリカの技術は大変にこれによって進む可能性が、他の民生等の技術に対して波及効果がかなり大きい、可能性が大きいということ、したがってこれに対して適切な参加の措置が講じられれば、技術的な見地からのみ言へば、これは日本にとつても大きなメリットがあるであろうということが今回参りました官民皆さんのコンセンサスでございます。

委員御指摘の先ほどの問題にちよつと返らせていただきますのでございますけれども、特定の研究所等におきましては、明らかにこれは外部に一切出さないというふうなものがあつたわけでございまして、先ほど申し述べましたように、今回の調査団も通常に行けば決して見せてくれないようないろいろな資料、説明等につきまして、今回はかなり詳しくそれを見せられたということでございます。この全部を確かに記録にとつてこれらというふうなこともないかもしれませんけれども、しかしながら、この調査団が日本が参加するかどうかということを検討するために行ったということ、通常では見せてもらえなかつたものを見ておる、あるいはその情報に接しておるというのがこの間の調査団の現実であらうかと存じます。

○柳澤錬造君 もうあと時間が二、三分しかないから、宮房長官、正直言つてこのスターウオーズ計画というのは、海のものとも山のものともわからぬというのが正直なところだと思ふんです。それで、今言うように日本に大きなメリットがあるんなら、それは参加すると言って早いとこやつたらいいことだけれども、政府が踏み切れないのも私はそこだと思ふんです。

それは、レーガン大統領、ああいうふうに花火

打ち上げてやつたけれども、果たして実際にあれが進むのかどうか。そしてその技術の点は、私はこれは国会でも何回も言ったように、アポロ計画のときはむしろ私は政府に向かつて、あのアメリカのアポロ計画を学ばない、何もお月さんに行つて、あそこには空気があるか生物がいるか、そんなことを調べるのは二の次であつて、あのお月さんまでいって飛ぶためのいろいろの技術の開発、それが一般産業に波及効果をあらわしていくという、それが大変大きなメリットを及ぼしている。だから、そういう点でアポロ計画については私は賛成だつたし、そういうことを日本もやらないやいなさいと、むしろ何回この国会で言つたかわからないくらい。しかし、このSDIについては、その辺がどうもまだ私もわからないんですよ。

ただ、私の受ける感じは、日本は大分金持つていけるからあの金を巻き上げよう、技術も進んだから先端技術のあれも出させよう、それで最後になつたら、あぐくの果ては何のことはない、アメリカの下請機関みたいなことになつて、何か仕事をやらしてもらつて程度で落ちついてしまふんじゃないか。だから、そんなことではばかばかしいことであつて、ですから十分時間をかけて、それでこれらについてはやはり私は慎重にやつていただきたいということを最後に御要望申し上げまして、時間も来ましたから終わりたいと思ひます。何か御答弁があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○國務大臣(後藤田正晴君) SDIの問題は、まだ中身は必ずしも明確でございせんし、また政府は理解をしておるという程度にとどめておるわけでございますから、だんだん調査を進めまして、これが言われるようにMADからMASへ進むというのであれば、これはやはり核の廃絶に向かうわけですから、それなりに非常に私は大きな意味もあるだろうと。

それから同時に、この研究計画に参加するかどうかという問題で、配備とか開発とかの問題じゃ

ありませんから、現段階ね。私は、日本が研究計画に参加しようということに仮になつた場合に、これはやはり柳澤さんがおっしゃるやうに、金と技術をアメリカが取り上げてあととはひとつ下請だといったようなことではあるまいと、やつぱり我々は我々なりの利益を踏まえましてどう対応するかということこれは慎重にやらなきゃならぬと思ひます。もしおっしゃるやうであるならば、私はヨーロッパ各国があんなに早目に決定するとは思ひません、あれは。

だから、柳澤さんのおっしゃるやうな目を持つことも必要かもしれぬけれども、そうでなしに、もう少し何というか、正面から見据えてよくひとつ慎重に判断をしまして、それで日本の態度は決めていきたい、かように考えるわけでございします。

○内藤功君 いわゆる国家機密法案、防衛機密にかかわるスパイ防止に関する法律案、この法案の今国会提出を政府・与党は断念をする、こういう報道がされておりますが、政府としては、この間の経過とその理由について、どのように承知をしておられるかという点をまず官房長官に伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(後藤田正晴君) 私は新聞で読みましたが、政府として、少なくとも私はまだ党からそういう連絡は受けておりません。

この問題は、御案内のやうに、何といひますかスパイ天国と言われるやうな野方図な日本の状況は、やはりそれなりに固の体制としてはおかしいではないか、やつぱりあるべきものはきちんとしてやらうと、こういう御意見のもとに自由民主党は御勉強なさつて国会に提案をしたと、こういう経緯もあるわけでございますが、しかし政府といたしましては、この問題は、そういうお立場は私も同じでございます。同じでございますけれども、やはり事は表現の自由、人権に影響することでございますから、扱いは慎重に扱つていかないと、かような考え方で対応をしていきたい、こう思つておりますが、今御質問の政

府・与党が決めた、こういうお話をさせていただきますが、これはまだ承知をいたしておられません。

○内藤功君 ところで、今後安全保障会議におきましてこれがもし設置された場合に、今の国家機密法案でありましてその他のこの機密保護法制というものを、この法案の二条一項五号ですか、「国防に関する重要事項」、その他この安保会議の付議事項というふうに考えて、安保会議の中でこういう問題も諮るのではないかと、こういうふうに考えられることもできると思うんですが、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは、私はこの安保会議で機密保護法を扱うというところは全く考えてないんですが、内藤さん、何かそういう根拠がありであればひとつ教えてください。

○内藤功君 条文としては読めるんじゃないか、その点ちょっと聞いてみたんですが。

○国務大臣(後藤田正晴君) ああそうですか、いや考えておりません。

○内藤功君 それでは、この安全保障会議の事務組織である安全保障室というものが今準備をされているようですが、この安全保障室において今の国家機密法案という機密保護法制、これを政府案として研究あるいは立案する、この点はお考えになっておられますか、どうでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 安全保障室はそういうことを所掌するところだとは理解していないです。だから、この国家機密保護法は今度の段階で議員立法で考えられておりますが、仮にそれが政府で扱うということになりますと、それがどこの役所になりますか、法務省になるのか警察庁になるのか、そこはよく私にはわかりませんが、いずれにせよこの対象では私はないと思います。

○内藤功君 後藤田さんは、さっきの答弁のように、この法律案、探知、収集というのを主な構成要件にするこの法案について、後藤田官房長官がいろいろな答弁されていることは私もよく知ってお

ります。消極的な意見を吐かれたことも知っております。私は、これを安全保障会議でやりにならないということは今御答弁ではっきり承った。安全保障会議でやらないだけではなくて、やはりこの法案について示された言論界、報道界、法曹界、その他一般国民のやはり大きな危惧というのは、私はこれは相当大きなものだと思います。ぜひこういうものは、今後政府提案であらうとあるいはほかの形であらうと断念すべきものだというふうには私は考えるわけです。

そこで、通告してある問題について御質問をしたいと思います。まず第一は、有事法制と安保会議との関係であります。

報道によりますと、防衛庁は、有事法制第三分類の研究を再開して結論の取りまとめを急ぐ方針を固めたという報道が、これは五月十五日の新聞になされております。また、同じ報道によりますと、その結果は、既にまとまっている第一、第二分類とともに新たに発足する安全保障会議に報告され、政府全体の問題として同会議で立法化を検討する、こういう報道になっております。

まずこの内容について、事実かどうかの御確認をしたいと思うんですが、防衛庁及び官房長官の方からお願いをしたいと思います。

○政府委員(大倉宗夫君) 私も、今おっしゃいました六十一一年五月十五日付の新聞を拝見しました。防衛庁といたしましては、第三分類の事項、住民の保護でございますとか避難でございますとか、誘導でございますとか、それからその他電波の問題、船舶あるいは航空機の問題、いろいろ問題ある事項につきまして、自衛隊とかのかかわりにおいて問題になりそうなことはどういふことだろうかというところで勉強はつとめていたしてきておりますが、まだどういふふうな勉強の取りまとめができていないんだというところまで行っていないというのが今の実態でございます。

この報道によりますと「研究再開」と書いてあります。

りますが、再開という一度とまっていた再開と、こういうことでございますから、ちょっと再開という言葉は、何といいたしようか正確に言うとして少しニュアンスは違ふかなという感じがいたしますが、今まで勉強してきたことは事実でございますし、その勉強をさらに今後できるだけ早い機会に取りまとめができるように今後一生懸命やっ

ていこうと、こういうことの態度でいることは事実でございます。

ただ、今の段階でいつまでにどうしようかという具体的なスケジュールがあるということではございませんし、ましてやその立法の問題に至りましては、そもそもこの研究が近い将来での立法というものを予定して始めたことではないというところもございまして、また立法すること自身高度の政治的御判断にかかわるものでもあり、国会での御議論や国民の皆様方の御意向なども踏まえて慎重に対処しなければならぬことであらうとは存じますが、私どもとしては有事の場合の法制を整備されていること自体非常に我々の行動に即して便宜でございますから、そういつたこともござい

ますので、その辺のところを総合的に踏まえながら精力的に勉強を進めてまいりたい、こういうふうにしていただいております。

○政府委員(塩田章君) 防衛庁からいただいた段階についてお答えがございましたが、私どもの立場は、過去しばしばお答えを申し上げておりますように、第三分類というのは結局現時点ではどの省庁の所管かわからないというものでございます。したがって、ただいまの防衛庁の勉強の進展に依りまして、今度安全保障室ができましたならば安全保障室でその調整をいたしまして、どの省庁が取り扱うべきかについての仕分けといえますか、そういうことはやっていく必要があるだろうと、こういうことを申し上げているわけでありま

す。

○内藤功君 第三分類というのは、航空、船舶の統制あり、電波統制あり国民の避難あり、私は国民の自由、財産、生命への国家権力の統制、規制

というものをかなり含むというふうに思います。加藤防衛庁長官、先ほど人権擁護というお言葉を言われましたね。人権を守る眼界というものを決める、考えておく必要があるという趣旨の御答弁でしたが、軍事力の性格というものをから考えてみた場合に、果たしてそういう甘いといえますか、そういうようなことで済むかどうかというの

は私は非常に疑問を持つところなんです。場合によっては、これは憲法違反の疑いを持つ内容が非常に多い。そこで、この議論を加藤さんとしたんですが、その時間を私持ち合わせてないので、それはそういう考え方を持っておるんであります。が、今度の安全保障会議の設置ということ、この事態によってそういう第三分類あるいは第一、第二分類という有事法制の研究、立法化というのが促進されるということは、私は間違いのない事実だと思っております。これはいかがですか。

○政府委員(塩田章君) これも、何回もお答えしておりますけれども、今度の国防会議の改組、安全保障会議の設置というものは、あくまでも従前の国防会議の任務はそのまま継承して、重大緊急事態の対処措置についての審議事項を加えようとするものであります。従前の国防会議マターのことにについては何ら改正を加えようとしておるものではないと、これは国防マターでございますから、このことについて今度の改正は直接は関係がないんだということを何回もお答えをしておりますので、そのように御理解いただきたいと思います。

○国務大臣(加藤純一君) 先ほど御答弁申し上げましたけれども、仮に有事のときにそれぞれの防衛行動の関連から何らかの問題があったならば、そのときにいろいろ対処したり緊急立法したり仮にしたとするならば、そのときは私は恐らくそれこそ冷静ではない状況になっていると思えますから、いろいろ本来ならば守らなければならぬところを踏み越えての立法になる可能性があるんだらうと思えます。したがって、いかなる有事

のときでも最小限こまでは国民の権利を守らなければならぬし、私権の制限だといつてもこれが限界です。これは、平時といいますが、冷静な今のときに本当は議論しておくのが正しいんじゃないでしょうか。

そして、仮にその立法をするとするならば、現在考えているわけではありませんが、立法するんだとするならばこの国会の場で立法しますし、そしてそれは平議の議論の中でやられるわけですし、仮にそれが憲法違反のような私権制限、人権制限になったならば平時のときに違憲立法審査権が働いてくるわけでございまして、単純に、緊急のときに措置をとるのはいいか、平時において立法しておくのはいいか、権利を守るという意味ではどっちが平議なんだろうといった答えはおのずから明らかかなんではないだろうかと思ふ次第でございます。

○内藤功君 平時において戦時を前提とした権利制限というのは私は認めるわけにいかない。この点が加藤大臣とはっきり見解が違ふところですね。違ふんです。

そこで、次に通告してある二点目ですが、治安出動と安保会議の関係なんです。

憲法七十二条というのは、「内閣総理大臣は、内閣を代表して」ちよつと申略いたしますが、「行政各部を指揮監督する」、こう定めまして、これを受けて内閣法六条が「内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針に基いて、行政各部を指揮監督する」と、こういうふうな定めております。この閣議にかけて決定した方針で指揮監督をする、この原則といえますか方針といえますか、これはたとえ重大緊急事態の場合であっても貫かれなければならぬ原則だと私は思ふんですが、これは官房長官いかがでございますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは内閣法ではつきりしておることとして、内閣総理大臣の職務権限というのは、これは閣議で決定したこと以外の指揮監督権はないということでございます。しかしながら、いわゆる調整権は別ですよ、行政の

調整権は別。指揮監督ということになると閣議決定事項に限るというのが大原則でございますから。

○内藤功君 昭和二十九年、三十年、衆参の内閣委員会では国防会議を含む自衛隊法、防衛庁設置法の論議が非常に熱心に行われたんですね。各委員会で八日ぐらいい行われている。私は議事録を見て非常に学ぶものが多いんですが、そのときの政府の答弁では、国防会議に諮って決めた国防事態への対処方針などを行政ベースに移す際には、内閣責任制の見地から必ず閣議に諮るといふ答弁を行っておりますが、この考え方は現在も変わってませんか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 私は、その点は同じだろうと思ひます。ただ、私先ほど申しましたのは、ちよつと舌が足りなかつたかもしれせんね。普通の指揮監督権というのは、これはおっしゃるように内閣法で決めてある閣議決定事項以外の指揮監督権はありせんね。しかしながら、個別法制で総理大臣の指揮監督権を置いてあるのがございますから、それはまた別個にありますが、と、これはつけ加えていただきたいと思ひます。

そこで、防衛庁の方のどういう規定になっておるのかは、これは防衛庁の方からひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(西廣整輝君) 防衛出動命令なりあるいは治安出動等の内閣総理大臣が出される命令につきましては、条文に閣議にかけてということが明記はいたしております。これは、先生も御承知のように、幾つかの法律、例えば災害対策基本法で災害派遣の時期なり場所、そういったものを決めるといふときには閣議を通じてという、閣議で決めていふようなふうな明文の規定がございます。したがって、明文の規定がございませんから、必ずかけなくちゃいけないというものというように私も考えておりませんが、通常の場合、こういった重要な事態であるからか、かきなくち

ろうということと言えますけれども、かきなくち

やいけないというふうな明文、明記されていないということは、自衛隊法の防衛出動待機命令等の規定に明らかでございます。

○内藤功君 今答弁された西廣防衛局長、この間の四月二十二日の衆議院の方の内閣委員会での御答弁で、安保会議に諮問されたいわゆる国防事態への対処方針、対処措置などを行政に移す段階では閣議決定が必要だ、こういう答弁をたしかしておられると思ふんですが、これはあなたにはもう確認する必要はないんだが、官房長官にちよつと質問なんです。西廣防衛局長がこの間の衆議院内閣委員会、安全保障会議に諮問されたというんなら国防事態の対処方針などについてもそれを行政に移す段階では閣議決定が必要だ、こういう答弁をしておられるんですよ。これについて、内閣官房長官も恐らく同じ御見解だと思ふんですが、その点ちよつと官房長官の御見解を聞いておきたいんです。

○政府委員(西廣整輝君) ちよつと御質問が、必ずしも私が申し上げたところを正確におっしゃっておられないようなので私申し上げますが、私が申し上げたのは、例えば安全保障会議、この間のとき申し上げたんですが、現在では国防会議等に、各省にいろいろ行政事務というのはいかにして御相談をしたときに、総理がこれは国防会議にかけて考えようというふうなふうになった場合には、その決定権そのものを吸い上げられたときには閣議決定、国防会議というものは諮問機関でございますから、総理自身がその決定を各省の長から取り上げられたような格好になった場合には閣議決定をする必要があると申し上げたんで、例えば方針を示すとかそういった個々の茫漠としたものについて、その点について閣議決定が一々必要だといふふうな申し上げたわけじゃないと思ひます。その点は御理解いただきたいと思ひます。

○内藤功君 今の点ですが、どうですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) そのとおりでございます。

○内藤功君 後藤田官房長官は、なお従来自衛隊の治安出動の問題につきまして、その重要性にかんがみて、あるいはよほど慎重な判断をしてやらないとこれは結果としてとんでもないことになる、こういう理由を言われて、これは安保会議に諮る問題である、こういう答弁をずっと繰り返しておられますが、この点はそれとおりですね、確認されますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは現在の自衛隊法で、いわゆる治安出動は国防会議に必ずかけなきゃならぬという規定は、私はないように承知をしております。しかしながら、事柄の重要性から見まして、やはり武装部隊を国内の治安維持のために警察の支援後援という意味合いで出さざるを得ないという事態は、これは非常に重大な事態でございますから、これは私はやはり国防会議に、従来ともそういう事態が仮に発生したとするならば、かけるべき事項であらう、私はさように理解をするわけでございます。

○内藤功君 今、長官の言われた治安出動ですが、自衛隊法七十八条の「命令による治安出動」、それから同じく八十一条の「都道府県知事の『要請による治安出動』」、二種類ありますが、この両方ともについておっしゃった言葉と承つてよろしいでしょうか。それとも命令による場合だけという御趣旨でしょうか。

○政府委員(塩田章君) やはり要請による場合も治安出動でございますから、やはり今、官房長官が言われました武装部隊を使うという意味においては同じでございますから、やはり少なくとも準じて考えるべきではないか、命令による治安出動と要請による治安出動とを区別する理由はないのではないかとこのように考えております。

○内藤功君 次に、この自衛隊の治安出動という事態は、この法案の二条一項五号にいうところの「国防に関する重要事項」、いわゆる国防事態ということになるのか、それとも同条二項にいう「重大緊急事態」の方に当たるのかと、この点を確認

します。

しておきたい。

○政府委員(塩田章君) 第一項五号の国防事項というふうな考えでおります。

○内藤功君 次に、そうなりますと、この自衛隊の治安出動は国防事項に該当するという御答弁になりますと、この治安出動関係は必ずこの実行においては閣議にかけて決定をするということになりますか、どうですか。

○政府委員(西廣整輝君) これは先ほどお答えしたものと全く同じになろうと思いますが、基本的には、これは法文には閣議を経ることを必要とするというふうな書かれておりませんので、絶対にかけなくちゃいけないということではないというように私も理解をいたしております。ただ、事柄の内容その他から申しまして、特に命令による治安出動であれば、それを国会にいずれ御承認を願うというふうなこともございますので、通常の場合閣議にかけられるであらうというように私どもは考えております。

○内藤功君 今の点官房長官、同じ見解でよろしいですか。

○内藤功君 治安出動についてお聞きしました。が、国民の生活しているこの生活圏の中に武力を持った武装部隊が入っていくわけですから、武器の使用もあり得るわけですから、これはもう絶対に避けるべきことだと私は思うんですね。今度の安保会議の設置というのは、これを容易にして、これを促進することにならないかという危惧を私は持つわけですが、いかがでしょうか。

○内藤功君(後藤田正晴君) こういうお答えをするのと内藤さんに相済みぬかも知れませんが、どうもこの前から御質問を聞いておりますと、何かしらん神経過敏だ、これは。そうでなくて、我々が考えているのは、こういう重大な事柄の際に、国民の生命財産をどのようにして守るかという観点に立つてやっておるのであって、別段、国民の権利義務なり何なりを不当に侵害するなんてもうさらさら考えておりませんから、その点はひとつ御

安心をしていただきたい、こう思います。

○内藤功君 そのところが長官との非常に違うところだろうと思えますね。

そこで最後に、この安保会議の事務組織の問題を伺いたいんです。

これも昭和二十九年五月三十一日の当内閣委員会で、時の副総理の緒方竹虎大臣は、国防会議の事務局について、こういうふうな答えておられるが非常に私は大事なことだと思ふんです。それは「国防会議に膨大な事務局を置くことは、ややと多すぎる、一つの既成の考えを以て、一つの会議を動かすような力になる虞れがあります。過去ににおいてもそういうふうなことがありますので、これは私は事務局を置かないというところに政治的の意味があるように考えておるのであります。」「事務局が一つのきまつた意見を持つておる、事務局を作るとやや多すぎる、やや多すぎるが、これは危険である。」「と、こういう答弁をしております。この緒方副総理の考え方については、この安全保障会議をつくられる側の皆さん方はどういうお考えですか、同じ考えですか、どういう考えですか。

○内藤功君(後藤田正晴君) 私は、それは読んでおりません。読んでおりませんが、今お読みになった限り、それが全部であるとするならば、それらの底に流れておる緒方副総理の基本的な物の考え方、これは私は賛成でございます。しかしながら、それが仮に、だから事務局は一切要しなぬものだといったようなことではないと思ひますけれども、もしそうだとすればそれはいささか行き過ぎであらうと、こう思ひます。

○内藤功君 そこで、今度の安全保障会議の事務組織の安全保障室というものと今ある国防会議の事務局、これを比べた場合に、まず人員の点、それから組織、機構あるいは構成の点、それから所掌事務の点、ここがこういうふうに変わるという点を具体的にひとつとまとめて整理してお答えいただきたいんです。

○政府委員(塩田章君) まず人員でございます

が、現在国防会議事務局は二十一名であります。欠員が一名おりますけれども定員としては二十一名であります。今度の安全保障室は三人をふやしまして二十四人と予定をしております。

それから組織、機構でございますが、安全保障室は内閣官房の一部局でありまして、室長、審議官、内閣事務官等の職員を配するというところになると思ひます。室長は、国防会議事務局局長に相当するものでありますけれども、事務次官に準ずるクラスの者をもって充てるといふように、答申ではそういうふうなされております。そういう考え方で行われるものと思ひます。また、審議官は現在の国防会議におきます参事官に該当するものとお考えいただけます。

それから権限でございますが、現在の国防会議事務局は、これはもう国防会議に関する事務、国防会議の事務ということ、これはそういうことで行っておりますが、今度の安全保障室におきましては、現在の国防会議の事務局の任務であります。この国防会議に関する事務をそのまま行い、これは当然であります。これが第一点であります。

第二点としまして、今度内閣官房に入るわけでございますから、内閣官房が持つておりますところの閣議に係る重要事項に関する総合調整その他行政各部の施策に関するその統一保持上必要な総合調整のうちの一部を分担することになります。その一部といふのは、国防に関する事項及び重大緊急事態への対処に関する事項ということにならうかと思ひます。

○内藤功君 もう少し具体的に、例えば参事官が三人いますね、今国防会議に。ところが、今度安全保障室になると参事官が四人になりますね。今のその三人の参事官とそれから安全保障室になった場合の四人の参事官とは、その担当の仕事はどういうふうに変わってくるのか、そこらあたりね。参事官というのは、一番僕は事務系統では大事なことだと思ふので、それがもうやっぱり安全保障会議の性格を決めることになると思ふんですね。そこをちょっと説明してくれませんか。

○政府委員(塩田章君) これは、現状は私事務局長ですから説明できませんが、安全保障室になった場合それをどうされるかというのは、新しい安全保障室長あるいはそれが官房長官の指揮を受けてお決めることだと思ひますので、現状の方をまず申し上げてみますと、おっしゃいますとおり参事官は現在三人おります。それでいわれる総務担当といひますか全体を見ている立場の参事官、それがあわせて国防ということ、国防問題も見ておりますが、もう一人の参事官は一般的な軍事情勢、もう一人の参事官は政治、経済情勢というふうなことで現在仕事振り振りした三人の参事官を持つておる、こういうことでございます。

今申しましたように、今後安全保障室になった場合にどうされるかというのは、私と私が申し上げるわけにはいきませんが、参事官が一名ふえまして、今度名前前は審議官になります。審議官が一名ふえて四人になるといふことは、つまりいたしております。その場合どういふことになるかといひますと、今の割り振りを全部どういふふうに変えるか、それはちょっとわかりませんが、新しい項目としてはいわれることで言うところの重大緊急事態への対処というふうなことが担当になる審議官が設けられるのではなからうかなというところまで申し上げることはできると思ひます。

○内藤功君 先ほど問題になったけれども、こういうのはちゃんと国会に明らかにしなさいけませんよ、これは。事務局といふのは非常に大事なんです。ところが、これを内閣官房組織令と総理府本府組織令の改正で、国会にかけないでやろうとしている。四つの参事官、ちゃんとあなたの方の国防会議で案ができていっているんじゃないですか。一つは総務、国防、二番目は軍事情勢、三番目は政治、経済情勢、そして重大緊急事態、事故と、四つはできています。私のところにこれありますよ、国防会議のつくったのが。どうですか、ちゃんとつくっているじゃない。それを国会に出

さなきやだめだ、こういうのは。法律は十一カ条、こういう肝心の例を出さない。どうなんですか、あなたがつくっているじゃないですか。ここにありますよ、これはマル秘ですか、マル秘じゃないでしょう。

○政府委員(塩田章君) 今申しましたように、新しい安全保障室の事務について私が公式にお答えすることができませんので、先ほど重大緊急事態についての担当が一つふえることになるだろうという推測は申し上げましたけれども、私が言えることは、現状の国防会議についてはそれは言えませんが、新しい組織については私から申し上げるべきではないと思います。

○内藤功君 だけど、今僕の言った案はどうなんですか。ここでお見せしている、これは。こういう構想を持っているんですよ。否定できますか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 塩田君は、組織が全部変わるわけですから、遠慮しているんです、これは。それではなくて、およそ今、内藤さんお挙げになりました大体そういう仕組みになると思います。ただ、細部ここはどうかと細かなことをまだ全然決めておりませんから、その点はひとつお任せをいただきたい、こう思います。大体その資料でそう間違ったあれにはならぬと思いますから、御安心いただきたいと思えます。

○内藤功君 最後に、官邸の新築がいろいろ言われていますね。私は、こういう時期に総理官邸を新築するというのは問題あると思います。しかし、これを深く追及する時間がない。この官邸の新築に伴って人の方もふやす、安全保障室は今二十四人かしれないけれども、それを今度はふやす、そういう予定はあるんじゃないですか、どうなんですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) それは内藤さん、おかしいんですよ。だって、入れ物に合わせて人をふやすんじゃないんです、それは。それは仕事に合せて人ができてくる、こういうことじゃないでしょうか。御案内の官邸の建てかえの問題は、実はもう十五、六年前からの問題なんです。これ

は本当にあそこへ住んでみたらかわります。本当に非難率でどうにもならない建物でございます。私は、一刻も早くああいうものは、今日のこの高度の情報化社会でも言いますか、スピーディーに物を処理しなきゃならない、これに対応してあの官邸の効率化、機能化、これが図られるような官邸に建てかえることは非常に重要な仕事である、私はさように理解をいたしております。

○内藤功君 この事務局の問題、非常に大事だと思うのは、調整機能、情報能力が強まり、いわゆる活性化ということが実現されるというふうな言うんですが、これは総理が、もしその人が、その人のパーソナリティーが非常に自分の一身に権力、情報機能を集めようという志向の強い方の場合は、これはいわゆる大統領的総理というところになってくる。防衛庁の権限もみんな自分がとってしまう、警察の権限も一部、そういう危険を私は感じるんですが、この点官房長官、いかがですか。

○国務大臣(後藤田正晴君) これは、やはり総理大臣の性格というものは、それなりに内閣全体にそういった色合いが若干は出てくるを得ないと思えます。また出てこなきゃやうだと思えます。しかしながら、日本の議会制度、殊に日本の民主主義制度というものは、私は今日四十年たつて脆弱なものとは全く考えておりません。したがって、一人の総理大臣が自分の恣意的に内閣を運営する、あるいは権力を行使するなんというのはいくら不可能である、考えることのできない程度のことである、私はさように考えて安心をいたしております。

○委員長(亀長友義君) 本案についての質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(亀長友義君) 次に、恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、発議者太田淳夫君から趣旨説明を聴取いたします。太田淳夫君。

○太田淳夫君 ただいま議題となりました恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

政府は、旧国際電気通信株式会社の社員及び旧満州電信電話株式会社など在外支の外国特殊法人の職員のうち、戦後引き続いて公務員となつた者については、恩給法等の特例措置によって、それ等の社員期間を基礎に在職年に算入する特例通算等の措置を実施しております。

しかし、旧通信省等を論旨退職させられた後、旧国際電気通信株式会社の社員となつて、南方占領地域に派遣され、旧陸海軍の臨時通信業務等に従事した者及び同業務に従事していた者で同会社解散前に退職を余儀なくされ解散後公務員となつた者については、戦時中の処遇に対する終戦処理が行われなままの状況に置かれており、不平等な取り扱いとなつて実情を是正するため、今回、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一は、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ、旧国際電気通信株式会社の社員となつた者の当該旧国際電気通信株式会社の在職期間を通算することであり、

現在、旧南洋庁の公務員であつた者で、同庁の電気通信業務が昭和十九年五月一日に旧国際電気通信株式会社に移管されたことに伴い同社の社員となつた者については、その社員期間を在職年に通算されることとなつておりましたが、旧通信省等を論旨退職させられ、旧国際電気通信株式会社の社員となつた者には、この措置が適用されていなかったものであります。

旧国際電気通信株式会社は、同会社法第一条で「政府ノ用ニ供スルコトヲ目的トスル株式会社ト

ス」と規定されていることから理解できるように同法第二条第一号の「外国ニ於ケル電気通信事業ノ経営」及び同条第二号の「外国ニ於ケル電気通信ノ設備及其ノ付属設備ノ貸付」などの事業を当時の政府の命令によって実施するため設立された会社であること等から、当時、これらの職務と密接な関連があつた旧通信省等の公務員で、任命権者またはその委任を受けた者の要請に応じ公務員を退職し、旧国際電気通信株式会社の社員となつて、旧陸海軍の臨時通信業務等に従事した者については、旧国際電気通信株式会社の社員期間を在職期間に通算することとしております。

第二は、旧国際電気通信株式会社(旧日本電信電話工事株式会社を含む)の社員であつた者で、同会社の業務を政府に引き継いだ日後に、公務員となつた者の旧国際電気通信株式会社の社員期間を在職期間に通算することであり、

現在、旧国際電気通信株式会社の社員期間の通算措置は、同会社の業務が政府に引き継がれる以前に、公務員となつた者に限定されているのでありますが、同会社解散前に退職を余儀なくされ、解散後、公務員になつた者には適用されていないのであります。

旧国際電気通信株式会社は、GHQの覚書によつて、同会社の業務が政府に移管されたのを機会に解散させられたのでありますが、同会社は会社解散前から経営軽量化を図るために人員整理を行つた結果、会社の解散前に退職を余儀なくされた者及び終戦直後の混乱期において、内地帰還が遅延した者で、同会社解散後、公務員となつた者についても、旧国際電気通信株式会社の社員期間を在職年に通算することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(亀長友義君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十四分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（二宮文造君外一名発議）

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律及び国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律の一部を改正する法律

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四十一条の五第三項中「恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号。以下「法律第三十七号」という。）を、法律第三十七号」に改め、同条を附則第四十一条の六とする。

附則第四十一条の四第一項中「昭和二十二年法律第五十一号」の下に「。次条において「法律第五十一号」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四十一条の五 任命権者又はその委任を受けた者の要請に應じ、旧国際電気通信株式会社の社員となるため公務員を退職し、当該会社の社員として引き続き在職した者（前条第一項に規定する者及び法律第五十一号第一条又は第三条に規定する者を除く。）に係る普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年

の計算については、当該旧国際電気通信株式会社の社員としての在職期間を加えたものによる。

2 附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和六十二年七月一日」と、附則第四十一条第二項中「もののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「その又はその遺族は、昭和六十二年七月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和六十二年七月」と読み替へるものとする。

3 附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基き一時恩給又は一時扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号。以下「法律第三十七号」という。）附則第十五条に規定する一時金を含む。）を受けた者がある場合における前二項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

（国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律の一部改正）
第二条 国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。
第三条中「昭和二十八年法律第五十五号」の下に「。次条において「昭和二十八年法律第五十五号」という。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第四条 第一条に掲げる会社の社員であつた者で、これらの会社の業務を政府に引き継いだ日後に公務員となつたもの（同日において公務員となることのできなかつたことにつきやむを得ない事由があり、その事由が解消した後速やかに公務員となつた者に限る。）に恩給法を適用する場合には、普通恩給の基礎となるべき公務員としての在職年の計算については、その在職年数に社員に就職した月から社員を退職した月（同月において公務員となつた場合においては、その前月）までの社員としての在職年数（昭和二十年八月十四日以前の退職に係る在職年数及び昭和二十八年法律第五十五号附則第四十一条の四第一項又は第四十一条の五第一項の規定により公務員としての在職年数に加えられることとなる在職年数を除く。）を加えたものによる。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 普通恩給又は扶助料で、改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号。以下「昭和二十八年法律第五十五号」という。）附則第四十一条の五第一項の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和六十一年七月分から行う。

第三条 昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の四第二項並びに第四十一条第二項及び第四項の規定は、改正後の国際電気通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に關する恩給法の特例等に関する法律（昭和二十二年法律第五十一号。以下「昭和二十二年法律第五十一号」という。）第四条の規定の適用により給すべき普通恩給又は扶助料について準用する。この場合において、昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の四第二項第四号中「昭和三十五年七月一日」とあるのは「昭和六十一年七月一日」と、昭和二十八年法律第五十五号附則第四十一条第二項中「もののうち

昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「その又はその遺族は、昭和六十一年七月一日から」と、同条第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和六十一年七月」と読み替へるものとする。

2 昭和二十八年法律第五十五号附則第二十四条の四第三項の規定は、公務員としての在職年に基き一時恩給又は一時扶助料（恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第三十七号）附則第十五条に規定する一時金を含む。）を受けた者がある場合における改正後の昭和二十二年法律第五十一号第四十一条及び前項の規定により給すべき普通恩給又は扶助料の年額について準用する。

3 普通恩給又は扶助料で、改正後の昭和二十二年法律第五十一号第四十一条の規定の適用に伴いその年額を改定すべきこととなるものの当該改定は、昭和六十一年七月分から行う。

第四条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

この法律施行に要する経費は、平年度約六百五十万円の見込みである。

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、安全保障會議設置法の制定反対に関する請願（第二四五二号）

一、国家機密法制定反対に関する請願（第二四五二号）

一、スパイ防止のための法律制定に関する請願（第二四五三号）

一、傷病恩給等の改善に関する請願（第二四五

四号(第二六〇九号)(第二六一〇号)
一、厚生省設置法の一部を改正する法律案反対
に關する請願(第二六七〇号)
一、台灣出身元日本軍人軍属の補償に關する請
願(第二八〇〇号)

第二四五一号 昭和六十一年五月二日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎二ノ九ノ一二
蛭田静子 外三百五十九名

紹介議員 吉川 春子君

安全保障會議は現行の国防會議の戦争指導機能を
吸収し、平時においても國家機構の戦時体制化を
図り、内閣總理大臣に絶大な權力を集中し、大統
領の内閣總理大臣として独裁的な専制支配体制を
きずこうとするものである。安全保障會議設置法
案は、また、外交・経済危機や大規模災害や大衆
運動までも重大緊急事態として警察力や自衛隊を
使い超法規的措置も含めて対処するという危険な
ものである。國の平和や國民の安全にかかわる重
要事項は、國權の最高機關である國會が第一義的
に審議し決定すべきものである。この權能を内閣
總理大臣が直接指揮する機關に全面的にゆだね、
事實上國會の上にたつ國權の最高機關扱いをする
ことは、議會制民主主義をじゅうりんし、憲法の
原則に違反する。こうした憲法をじゅうりんし、
ファッショ体制を確立しようとする安全保障會議
の設置には反対である。ついで、安全保障會議
設置法案を廢案にされたい。

第二四五二号 昭和六十一年五月二日受理
國家機密法制定反対に關する請願

請願者 埼玉県浦和市瀬ヶ崎二ノ九ノ一一
小町幸子 外三百十七名

紹介議員 吉川 春子君

自民党はスパイ防止を口実に、広範な國民の反対
を抑え切つて、國家機密法を提出しようとしてい
る。この法案は、軍事、外交などに關係する無数
の事項を行政府の一方的判断で國家機密とし、こ

れを調べたり、知らせたりした者、その計画をた
てたり、あやまつてもらした場合、すべて犯罪者
とし、最高死刑を含む重罰に処するといふもので
ある。これは、國民主權の原則、言論・表現・報
道の自由、國民の知る權利などを根本から侵害す
ることにより、中曾根内閣がすすめている核戦争
への道を國民の目から覆い隠そうとするものであ
つて、憲法のもとでは許されないものである。つ
いては、國家機密法の制定に反対されたい。

第二四五三号 昭和六十一年五月二日受理
スパイ防止のための法律制定に關する請願

請願者 群馬県高崎市上大類町一、三、五三
安藤賢一
紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第二四五四号 昭和六十一年五月二日受理
傷病恩給等の改善に關する請願

請願者 京都府向日市上植野町切ノ口三一
ノ一 野畑稔
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二六〇九号 昭和六十一年五月七日受理
傷病恩給等の改善に關する請願(十通)

請願者 宮城県玉造郡鳴子町名生定大尺一
一〇 今野政一 外九名
紹介議員 遠藤 要君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二六一〇号 昭和六十一年五月七日受理
傷病恩給等の改善に關する請願

請願者 福岡県大牟田市一ノ木八五ノ一四
高泉団地東住四九ノ四四 山崎勝
美
紹介議員 遠藤 政夫君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二六七〇号 昭和六十一年五月八日受理
厚生省設置法の一部を改正する法律案反対に關す
る請願

請願者 岩手県二戸市金田一荒田五三ノ二
六 下田智子 外一万二千九百四
十名
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第二八〇〇号 昭和六十一年五月十日受理
台灣出身元日本軍人軍属の補償に關する請願

請願者 横浜市戸塚区名瀬町二、一三五ノ
六 松倉賢一 外九名
紹介議員 松垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、傷病恩給等の改善に關する請願(第二八八
三号)

一、安全保障會議設置法制定反対に關する請願
(第二九七五号)

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案反対
に關する請願(第二九八〇号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に關する請
願(第三〇二二号)

一、スパイ防止のための法律制定に關する請願
(第三〇二三号)(第三〇二四号)

一、傷病恩給等の改善に關する請願(第三〇二
五号)(第三〇二六号)

一、安全保障會議設置法の制定反対に關する請
願(第三〇三六号)(第三〇三七号)(第三〇三
八号)(第三〇三九号)(第三〇四〇号)(第三〇
四一号)(第三〇四二号)(第三〇四三号)(第三
〇四四号)(第三〇四五号)(第三〇四六号)(第
三〇四七号)(第三〇四八号)(第三〇四九号)

一、安全保障會議設置法の制定反対に關する請
願(第三一三九号)(第三一五五号)

一、台灣出身元日本軍人軍属補償に關する請願

(第三一五九号)(第三一六〇号)
一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に關する請
願(第三一六一号)

一、台灣出身元日本軍人軍属の補償に關する請
願(第三一六二号)

一、傷病恩給等の改善に關する請願(第三一六
三号)(第三一六四号)

一、台灣元日本軍人軍属に關する請願(第三
一六五号)

一、シベリア抑留者の恩給加算改訂に關する請
願(第三一八三号)

一、台灣出身元日本軍人軍属の補償に關する請
願(第三二〇一号)

一、スパイ防止のための法律制定に關する請願
(第三二六九号)

一、傷病恩給等の改善に關する請願(第三二七
〇号)

一、安全保障會議設置法の制定反対に關する請
願(第三二九六号)(第三二九七号)(第三二九
八号)(第三二九九号)(第三三〇〇号)(第三三
〇一号)(第三三〇二号)(第三三〇三号)(第三
三〇四号)(第三三〇五号)(第三三〇六号)(第
三三〇七号)(第三三〇八号)(第三三〇九号)
(第三三一〇号)

第二八八三号 昭和六十一年五月十二日受理
傷病恩給等の改善に關する請願

請願者 京都府向日市上植野町切ノ口二五
ノ二 西山廣
紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二九七五号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法制定反対に關する請願

請願者 長野市篠ノ井昭和団地 本木晴江
外六名
紹介議員 龜山 篤君

政府が今國會に提出した安全保障會議設置法案
は、我が國の民主主義にとって重大な脅威となる

ものである。安全保障會議は国防に関する重要事項及び重大緊急事態に対処するため内閣総理大臣が直接指揮する機関として設置するもので、現行の国防會議の戦争指揮機能を吸収して、平時においても國家機構の戦時体制化を図り、内閣総理大臣に権力を集中して大統領の内閣総理大臣として独裁的な専制支配体制をきずこうとするものである。また、昭和六十一年七月の行政改革の推進方策に関する答申によれば、同法案は、外交・経済の危機や大規模災害や大衆運動まで重大緊急事態として警察力や自衛隊を使つて対処するというものであり、その対処にあたつては超法規的措置もとりうるという危険なものである。これは、緊急事態への対処などを口実にした強力な國民支配体制を確立することによつて、日常的に國民の基本的權利をおさえ、國民の平和・民主主義・生活擁護の要求を実現するための行動に對して、弾圧を容易にする体制をつくりあげるもので、今日でさえ憲法の平和的・民主的条項がじゅうりんされているのに更に促進することになる。國の平和や國民の安全にかかわる重要事項は、國權の最高機關である國會が第一義的に審議し、決定すべきもので、この権能を内閣総理大臣が直接指揮する機關に全面的にゆだね、事実上國會の上に立つ國權の最高機關扱いをすることは、議會制民主主義をじゅうりんし憲法の原則に違反する。こうした憲法をじゅうりんし、ファッショ的反動体制を確立しようとする安全保障會議の設置に反対である。ついでには、安全保障會議設置法案を廃案にされた

第二九八〇号 昭和六十一年五月十三日受理
厚生省設置法の一部を改正する法律案反対に關する請願

請願者 横濱市保土ヶ谷区岩崎町一〇一ノ
Aノ五 浜谷邦明 外二千四百三十二名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第五四九号と同じである。

第三〇二二号 昭和六十一年五月十三日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に關する請願
請願者 茨城県下館市成田九三 長岡宗一
外二百十三名
紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第三〇二三号 昭和六十一年五月十三日受理
スパイ防止のための法律制定に關する請願(二通)
請願者 鹿児島市金生町三ノ一株式会社山
形屋内 有馬耕 外二十名
紹介議員 金丸 三郎君
この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第三〇二四号 昭和六十一年五月十三日受理
スパイ防止のための法律制定に關する請願
請願者 秋田市広面大袋五九ノ三 桑原勝雄
紹介議員 佐々木 満君
この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第三〇二五号 昭和六十一年五月十三日受理
傷病恩給等の改善に關する請願
請願者 長野県佐久市中込二、〇五八ノ一
浅沼龍雄
紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第三〇二六号 昭和六十一年五月十三日受理
傷病恩給等の改善に關する請願
請願者 茨城県日立市大みか町二ノ二四ノ
九 藤田昌衛
紹介議員 曾根田都夫君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第三〇三六号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市昭和区妙見町一九ノ二
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

佐藤實 外三十四名

紹介議員 市川 正二君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。
第三〇三七号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市天白区島田二ノ三〇一
北島のり子 外二十六名
紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇三八号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市瑞穂区大喜新町二ノ四
遠山源吾 外二十六名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇三九号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市天白区元八事五ノ四四
沢田和男 外二十六名
紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四〇号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市千種区鹿子町三ノ一〇
日下紀生 外二十六名
紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四一号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市天白区池見二ノ一九ノ
一 福島章子 外二十六名
紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四二号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市緑区鳴子町四ノ四九ノ四
〇三 稻垣祝男 外二十六名
紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四三号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市瑞穂区十六町一ノ三八ノ
五 向井悦雄 外二十六名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四四号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市千種区朝岡町三ノ八四ノ
二 後藤幸一 外二十六名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四五号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市中川区富田町戸田ゆたか
台三四五 亀川健司 外二十六名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四六号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市中川区水里五ノ三五六
中村好男 外二十六名
紹介議員 宮本 順治君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四七号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障會議設置法の制定反対に關する請願
請願者 名古屋市中川区富田町戸田中流一
ノ二七 石野昭士 外二十六名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四八号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 名古屋市中川区土野町一五 遠藤弘 外二十六名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇四九号 昭和六十一年五月十三日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 名古屋市中川区富田町戸田東小橋 三五ノ一 風岡春美 外二十六名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三一三九号 昭和六十一年五月十四日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 京都市上京区上長者町通堀川東入 藤野初彦 外二十八名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三一五五号 昭和六十一年五月十四日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 静岡県掛川市大池七七ノ一ノ二 遠山陽一朗 外十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三一五九号 昭和六十一年五月十四日受理
台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願
請願者 東京都練馬区練馬二ノ四ノ一四 十市喜代雄 外十一名

紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第三一六〇号 昭和六十一年五月十四日受理

台湾出身元日本軍人軍属補償に関する請願
請願者 千葉県山武郡大網白里町南横川 一、九一六 日暮賢一 外四十名

紹介議員 志村 愛子君
この請願の趣旨は、第一一七号と同じである。

第三一六一号 昭和六十一年五月十四日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 北海道雨竜郡沼田町南一条一ノ六ノ四三 中村辰男 外三十一名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第三一六二号 昭和六十一年五月十四日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北六ノ二三 武田実 外百八十三名

紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三一六三号 昭和六十一年五月十四日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(三通)
請願者 札幌市中央区北一条東一〇丁目 大湊清次 外二名

紹介議員 高木 正明君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第三一六四号 昭和六十一年五月十四日受理
傷病恩給等の改善に関する請願(五通)
請願者 島根県出雲市今市町八一七 梅崎明 外五名

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第三一六五号 昭和六十一年五月十四日受理
台湾人元日本軍人軍属に関する請願
請願者 大分市府内町三ノ一ノ一 杉原剛 紹介議員 後藤 正夫君

第二次世界大戦後四十一年を迎え、脳裏にうかぶ

のは戦戦七年の間に命をささげた戦死者、戦傷者及び遺族のことである。特に台湾人元日本兵士のことは胸にせまるものがある。南方派遣第四十八師団の隷下にあつた大分歩兵第四十七連隊がオーストラリア北のチモール島に作戦中、昭和十八年暮れに台湾第一期特別志願兵千二名が師団に転属してきた。そのうち二百余名が我が部隊に配属になったが、以来、復員まで二年あまりの間に悪疫、瘴癘の地にあつて病魔とたたかい困苦欠乏に耐え、日本の防衛に尽くした。昭和二十一年四月復員の命により、日本人としての最後の別れをしたが、いま、日本に平和が訪れ、昭和五十二年九月に台湾親善訪問をして以来、台湾の各都市持ち回りで行われる慰霊祭に参拝するたびに痛恨の涙が流れる。元日本兵士の補償の問題が解決しないかぎり日本の戦後は終わらない。昨年五月、中華民国の内閣総辞職後の後継内閣誕生にあつて同国を訪問した国会議員の談話のなかに、議員立法をもつて補償問題を解決する、という新聞記事が全土に報道されているとのことである。ついては、内外の情勢は厳しいが、国民的意識の見地から、速やかに台湾人元日本軍人軍属の補償について立法措置をとられたい。

第三一八三号 昭和六十一年五月十四日受理
シベリア抑留者の恩給加算改訂に関する請願
請願者 北海道帯広市西十七条南四ノ一ノ一 一五四 大島重男 外千七百四十一名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第四五五号と同じである。

第三二〇一号 昭和六十一年五月十五日受理
台湾出身元日本軍人軍属の補償に関する請願(二通)
請願者 東京都中野区本町五ノ二二ノ一〇 草間昇 外二十名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第三〇六号と同じである。

第三二六九号 昭和六十一年五月十五日受理
スパイ防止のための法律制定に関する請願(七通)
請願者 静岡県北九子一ノ三ノ七〇静岡機械金属工業団地協同組合内 篠原大二 外四十一名

紹介議員 小島 静馬君
この請願の趣旨は、第一三四号と同じである。

第三二七〇号 昭和六十一年五月十五日受理
傷病恩給等の改善に関する請願
請願者 島根県仁多郡仁多町三所三二八ノ二 糸賀久太郎 外十名

紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第三二九六号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平井田町一〇 佐藤忠正 外三万九千三百三十九名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二九七号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平井田町一〇 〇ノ一香竹苑七 神野尚登 外二千四百七十一名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二九八号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市自由ヶ丘一八ノ八 佐藤良夫 外二千四百七十一名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二九号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県双葉郡楡葉町山田岡町尻九
佐藤秀之 外二千四百七十一名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷小島町作田七
〇ノ五 森京子 外二千四百七十
一名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇一号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市内郷御蔵町二ノ一
三九 庄司和男 外二千四百七十
一名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇二号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県双葉郡浪江町添中上ノ原
一三三ノ一 馬場一郎 外二千四
百七十一名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇三号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市自由ヶ丘一八ノ五
後藤恵子 外二千四百七十一名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇四号 昭和六十一年五月十五日受理

安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市三和町渡戸号張本
八七 荻野幸一 外二千四百七十
一名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇五号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平東町二〇ノ五
後藤明美 外二千四百七十一名

紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇六号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 埼玉県春日部市花積二一七ノ一
玉田真美 外二千四百七十一名

紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇七号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市郷ヶ丘二ノ二三ノ
一一 矢田恵子 外二千四百七十
一名

紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇八号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市平八幡小路七二
渡辺順 外二千四百七十一名

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三〇九号 昭和六十一年五月十五日受理
安全保障会議設置法の制定反対に関する請願
請願者 福島県いわき市好間町北好間上野

九〇ノ二五 前田一徳 外二千四
百七十一名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三一〇号 昭和六十一年五月十五日受理
国家機密法制定反対に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関一ノ三ノ一
東京国公婦人協議会内 高橋ゆき
子 外八万五千七百九十五名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第二四五二号と同じである。

昭和六十一年六月二日印刷

昭和六十一年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D